

9章 二国間原子力協定

- 9.1 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較
- 9.2 日米原子力協力協定
- 9.3 日英原子力協力協定
- 9.4 日加原子力協力協定
- 9.5 日仏原子力協力協定
- 9.6 日豪原子力協力協定
- 9.7 日中原子力協力協定
- 9.8 日欧州原子力共同体原子力協力協定
- 9.9 日カザフスタン原子力協力協定
- 9.10 日ベトナム原子力協力協定
- 9.11 日韓原子力協力協定
- 9.12 日ヨルダン原子力協力協定
- 9.13 日露原子力協力協定
- 9.14 日トルコ原子力協力協定
- 9.15 日UAE原子力協力協定
- 9.16 日印原子力協力協定

9. 二国間原子力協定

| |
|---|
| 二国間原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間での原子力資機材や技術の移転に際し、当該移転品目や派生核物質について平和利用などを担保するための法的枠組み ・ 我が国は原子力資機材等の輸出にあたっては、二国間原子力協定を締結することにより、平和利用等に関し、輸出先国より保証を取り付けることを基本的な方針としており、これまでに、米国、英国、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、EURATOM 等との間で締結 ・ インドとの間で協定に署名したほか、ブラジル、マレーシア、モンゴル、タイと原子力協定締結を交渉中 ・ クウェート、インドネシア、イタリア、モンゴル、ポーランド、マレーシアとの間で協力文書に署名 |
| 日米原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国からの研究炉とその燃料としての濃縮ウランの供与を目的とする日米間の最初の原子力協力協定が、1955年11月14日に署名、同年11月27日に発効 ・ 日米間の最初の包括的な原子力協力協定が1958年6月16日に署名、同年12月5日に発効(1958年、1963年に改正) ・ 上記協定の有効期限満了にともない、新協定が1968年2月26日に署名、同年7月10日に発効(1973年に改正) ・ 再処理、管轄外移転等に関する包括的事前同意を取り入れた現行の日米原子力協力協定が1987年11月4日に署名、1988年7月17日に発効 |
| 日英原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ コールダーホール改良型原子炉の導入を目的とした最初の日英原子力協力協定が1958年6月16日に署名、同年12月5日に発効 ・ 上記協定の有効期限満了にともない、新協定が1968年3月6日に署名、同年10月15日に発効 ・ 更に、上記協定の有効期限満了にともない、現行の日英原子力協力協定が1998年2月25日に署名、同年10月12日に発効 |
| 日加原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ産ウラン等の輸入を目的とした本協定が1959年7月2日に署名、1960年7月27日に発効 ・ 新たな核不拡散措置を追加した同協定の改正議定書が1978年8月22日に署名、1980年9月2日に発効 |
| 日仏原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 1972年2月26日署名、同年9月22日に発効 ・ 協定を現状に合わせたものにするため、1990年4月9日、本協定の改正議定書に署名、同年7月19日に発効 |
| 日豪原子力協力協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア産ウランの輸入を目的とした本協定が1972年2月21日に署名、同年7月28日に発効 |

9章 二国間原子力協定

| | |
|--------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none">1982年3月5日、オーストラリアの新たな核不拡散政策を取り入れた新協定への署名が行われ、同年8月17日に発効 |
| 日中原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">1985年7月31日署名、1986年7月10日に発効 |
| 日 EURATOM 原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2006年2月27日署名、同年12月20日に発効 |
| 日カザフスタン原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2010年3月2日署名、2011年5月6日に発効 |
| 日ベトナム原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2011年1月20日署名、2012年1月21日に発効 |
| 日韓原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">1985年12月20日に署名・発効した日韓科学技術協力協定の下で人的交流と情報交換を実施1980年代以降、韓国が急速に原子力発電を推進したことから、本協定は2010年12月20日に署名、2012年1月21日に発効 |
| 日ヨルダン原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2010年9月10日署名、2012年2月7日に発効 |
| 日露原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">1973年10月10日に署名・発効した日韓科学技術協力協定及び1991年4月8日に署名・発効した日ソ原子力協力協定の下で原子力安全に関する人的交流、情報交換等を実施日露原子力協力の潜在性増大やロシアによるIAEA保障措置受け入れの進展により、本協定は2009年5月12日署名、2012年5月3日に発効 |
| 日トルコ原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2013年4月26日署名、2014年6月29日に発効 |
| 日 UAE 原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2013年5月2日署名、2014年7月10日に発効 |
| 日印原子力協力協定 | |
| | <ul style="list-style-type: none">2016年11月11日に署名、2017年7月20日に発効 |

9.1 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(1/5)

| | 日米協定 | 日英協定 | 日加協定 | 日仏協定 | 日豪協定 | 日中協定 | 日 EURATOM 協定 |
|------------|--|--|--|---|---|---|---|
| 署名日、発効日 | 1987年11月4日署名 1988年7月17日発効 | 1998年2月25日署名、 1998年10月12日発効 | 1959年7月2日署名 1960年7月27日発効 1978年8月22日改正議定書に署名(1980年9月2日発効) | 1972年2月26日署名 1972年9月22日発効 1990年4月9日改正議定書に署名(1990年7月19日発効) | 1982年3月5日署名 1982年8月17日発効 | 1985年7月31日署名 1986年7月10日発効 | 2006年2月27日署名 2006年12月20日発効 |
| 協力の分野 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉及び重水炉の設計、建設及び運転軽水炉及び重水炉の安全上の問題 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 両締約国政府が合意するその他の分野 (第3条) | 規定なし |
| 協力の形態 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の提供、交換 ✓ 資材、核物質、設備、構成部分の移転 ✓ 役務の提供 (第2条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供 ✓ 資材、核物質、設備の移転 ✓ 役務の提供 (第1条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公開情報の提供 ✓ 設備、施設、資材、核物質の供給 ✓ 特許権の移転 ✓ 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用 ✓ 技術援助及び役務の提供(第1条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供 ✓ 資材、核物質、設備、施設及び機微な技術の移転 ✓ 役務の提供 ✓ その他(特に原料物質の探鉱、採掘及び利用に関する協力) (第1条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供、交換 ✓ 核物質、資材、設備、機微な技術の移転 ✓ 役務の提供 (第1条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備、施設の移転 ✓ 役務の提供 (第2条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の提供、交換 ✓ 核物質、設備、資材の移転 ✓ 役務の提供 (第2条) |
| 協定の対象品目 | 資材、核物質、設備、構成部分(第2条第4項) | 資材、核物質、設備(第3条) | 設備、施設、資材、核物質、機微な情報(第4条のA) | 資材、核物質、設備、施設、機微な技術(第2条) | 核物質、資材、設備及び機微な技術(第2条) | 核物質、資材、設備、施設(第2条) | 核物質、設備、資材(第3条) |
| 核爆発利用、軍事利用 | 禁止(第8条) | 禁止(第3条) | 禁止(第4条第1項) | 禁止(第2条) | 禁止(第3条第1項) | 禁止(第4条第2項) | 禁止(第7条) |

| | 日カザフスタン協定 | 日ベトナム協定 | 日韓協定 | 日ヨルダン協定 | 日露協定 | 日トルコ協定 | 日UAE協定 | 日印協定 |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 署名日、発効日 | 2010年3月2日署名 2011年5月6日発効 | 2011年1月20日署名 2012年1月21日発効 | 2010年12月20日署名 2012年1月21日発効 | 2010年9月10日署名 2012年2月7日発効 | 2009年5月12日署名 2012年5月3日発効 | 2013年4月26日署名 2014年6月29日発効 | 2013年5月2日署名 2014年7月10日発効 | 2016年11月11日署名 2017年7月20日発効 |
| 協力の分野 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉及び高温ガス炉の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ 保障措置及び核セキュリティ ✓ 人的資源の開発 ✓ 法的枠組み作成 ✓ 広報 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び管理 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉の安全及び防護 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 放射性廃棄物の処理及び管理 ✓ 原子力の安全 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 原料資源の探鉱及び採掘 ✓ 原子炉の設計、建設、運転及び廃止 ✓ 核燃料の生産及びそのための設備の製作 ✓ 原子力安全(放射線防護及び環境監視を含む) ✓ 核セキュリティ ✓ 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ ウラン資源の探鉱及び採掘 ✓ 軽水炉の設計、建設及び運転 ✓ 軽水炉の安全 ✓ 放射性廃棄物の処理及び処分 ✓ 放射線防護及び環境監視 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置 ✓ 核燃料サイクルの全ての側面で上記に関連するもの ✓ 原子力の安全に係る事項 ✓ 原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力 ✓ 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 ✓ 核セキュリティに係る事項における経験の共有 (第2条第3項) |
| 協力の形態 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第2項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第3条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家及び研修生の交換 ✓ 公開情報の交換 ✓ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門家の交換 ✓ 国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報の交換 ✓ 核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給 ✓ 役務の提供及び受領 (第2条第2項) |
| 協定の対象品目 | 核物質、資材、設備、施設、技術(第2条) | 核物質、資材、設備、技術(第2条) | 核物質、資材、設備、技術(第3条) | 核物質、資材、設備、技術(第2条) | 核物質、資材、設備、技術(第2条) | 核物質、資材、設備、施設、技術(第2条) | 核物質、資材、設備、技術(第2条) | 核物質、核物質ではない資材、設備、技術(第2条) |
| 核爆発利用、軍事利用 | 禁止(第4条) | 禁止(第4条) | 禁止(第4条) | 禁止(第4条) | 禁止(第4条) | 禁止(第3条) | 禁止(第4条) | 禁止(第3条) |

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(2/5)

| | 日米協定 | 日英協定 | 日加協定 | 日仏協定 | 日豪協定 | 日中協定 | 日 EURATOM 協定 |
|-------------|--|---|---|--|---|--|--|
| 通常の保障措置 | 包括的保障措置(日本) 米 IAEA 間のボランタリーオファー型の保障措置、補助的措置(第 9 条第 1 項) | 包括的保障措置(日本) 英国、EURATOM、IAEA の協定に基づく保障措置(英国)及びその補助的措置並びに EURATOM 保障措置 (第 4 条第 1 項) | 包括的保障措置(第 4 条第 2 項) | 包括的保障措置(日本) フランス、EURATOM、IAEA の協定に基づく保障措置(フランス) (第 2 条の A 第 1 項) | 包括的保障措置(第 3 条第 2 項) | それぞれの異なる立場に従い、IAEA に対し、それぞれの管轄内において保障措置の適用を要請(第 4 条第 3 項) 中国は、自発的に提起することによりできる限り速やかに IAEA との間で IAEA による保障措置の適用のための協定を締結することを確認 1977 年 3 月 4 日署名の日 IAEA 協定は第 4 条第 3 項の要件を満たすことを確認 (合意議事録第 3 パラグラフ) | EURATOM 保障措置 包括的保障措置協定に基づく保障措置(日本) 英 仏 以 外 の EURATOM 加盟国、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 英国、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 フランス、EURATOM、IAEA 間の保障措置協定に基づく保障措置 (第 8 条第 2 項) |
| フォールバック保障措置 | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する取極を速やかに締結(第 9 条第 2 項) | IAEA 又は EURATOM の保障措置の原則及び手続きに合致する取極を速やかに締結(第 4 条第 2 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の適用に合意(第 4 条第 2 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の適用のために取極を締結(第 2 条の A 第 2 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 3 条第 3 項) | いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、協定第 4 条第 2 項の規定の遵守を確保するための相互に受諾可能な取極を行う(合意議事録第 4 パラグラフ) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を速やかに締結(第 8 条第 3 項) |
| 移転 | 受領国政府によって認められた者によりのみ移転(第 4 条) | 規定なし | 規定なし | 受領国政府によって認められた者によりのみ移転(第 4 条第 1 項) | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 管轄外移転 | 事前同意が必要(第 4 条) 実施取極附属書 1、附属書 2、附属書 3 に掲げる施設から附属書 1 に掲げる施設への照射核物質の移転に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第 1 条) | 以下の保証を受領国政府が得る場合、又は保証が得られない場合において、供給国政府の事前の同意がある場合に移転可能 ✓ 移転先における平和的非爆発目的使用 ✓ 非核兵器国への移転の場合には、当該受領国における包括的保障措置の適用 ✓ 移転核物質への IAEA 保障措置の適用 ✓ 附属書 B に定める水準の核物質防護措置の適用 | 事前同意が必要(第 3 条第 1 項) 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、再処理のための日本の管轄外への移転には包括的事前同意が与 | | | | |

9章 二国間原子力協定 1節 日本が締結している原子力協力協定の内容の比較

| | | | | | | | |
|--|------------|--|--------------------|--|--|--|--|
| | 1(a)(iii)) | <p>✓ 更なる再移転の場合に、①～④の保証が得られること、に関して受領締約国が保証を得ること (第6条第1項、附属書C)</p> <p>以下の移転については、供給国政府の事前同意が必要</p> <p>✓ 濃縮、再処理、重水生産設備</p> <p>✓ ウラン 233,235 の濃縮ウラン、プルトニウム (第6条第2項)</p> | えられている(交換公文第2部第1条) | | | | |
|--|------------|--|--------------------|--|--|--|--|

| | 日カザフスタン協定 | 日ベトナム協定 | 日韓協定 | 日ヨルダン協定 | 日露協定 | 日トルコ協定 | 日 UAE 協定 | 日印協定 |
|-------------|---|---|--|---|---|---|---|--|
| 通常の保障措置 | 包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1、2 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(日本) 適格性を有する選択施設における IAEA 保障措置及び追加議定書の適用(ロシア)(第 5 条) | 包括的保障措置及び追加議定書(第 4 条第 1 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(第 5 条第 1 項) | 包括的保障措置及び追加議定書(日本) 印 IAEA 間の協定に基づく保障措置及び追加議定書(インド)(第 4 条) |
| フォールバック保障措置 | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 3 項) | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を速やかに締結(第 5 条第 2 項) | 規定なし | IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 4 条第 2 項) | 是正措置が取られない場合、IAEA の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置の取極を締結(第 5 条第 2 項) | 適当な検証のための措置について協議し及び合意する(第 4 条第 3 項) |
| 移転 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 受領国政府または受領国政府によって認められた者にのみ移転(第 12 条) |
| 管轄外移転 | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条第 1 項) 回収又は副産物として生産された核物質の受領締約国から第三国への移転は、両締約国の書面による合意が必要(第 8 条第 2 項) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 7 条) | 協定の下で移転された核物質、資材、設備、技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条) | 協定の下で移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転は、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 10 条) |

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(3/5)

| | 日米協定 | 日英協定 | 日加協定 | 日仏協定 | 日豪協定 | 日中協定 | 日 EURATOM 協定 |
|--------------------------------|--|------|---|------|---|------|--------------|
| 再処理 | 事前同意が必要(第5条第1項) 附属書1に掲げる施設における再処理に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第1条1(a)(i)) | 規定なし | 事前同意が必要(第3条第2項) 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、日本における再処理には包括的事前同意が与えられている(交換公文第2部第1条) | 規定なし | 事前同意が必要(第5条) 「画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画」内で行われることを条件に包括的事前同意が与えられている(附属書B) | 規定なし | 規定なし |
| プルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウランの形状・内容の変更 | 照射以外の方法による形状、内容の変更には事前同意が必要(第5条第2項) 附属書1に掲げる施設における形状・内容の変更に関し、包括的事前同意が与えられている(実施取極第1条1(a)(i)) | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 20%までの濃縮 | 同意不要(第6条) | 規定なし | 同意不要 | 規定なし | 同意不要 | 規定なし | 規定なし |
| 20%以上の濃縮 | 個別の事前同意が必要(第6条) | | 事前同意が必要(第3条第2項) | 規定なし | 事前同意が必要(第5条) | 規定なし | 規定なし |
| プルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウランの貯蔵 | 両当事国が合意する施設においてのみ貯蔵(第3条) 附属書1又は2に掲げる施設における貯蔵に関し、包括的事前同意を付与(実施取極第1条1(a)(ii)) | 規定なし | プルトニウム及び濃縮ウランの貯蔵については事前同意が必要(第3条第2項) *通常の処理に付随し、かつ、関連する貯蔵に関して事前同意は必要とされず、いかなる計画にも付随しないか、計画と関連を有しない貯蔵のみについて事前同意が必要とされる。 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |

| | 日カザフスタン協定 | 日ベトナム協定 | 日韓協定 | 日ヨルダン協定 | 日露協定 | 日トルコ協定 | 日 UAE 協定 | 日印協定 |
|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------------|---|
| 再処理 | 規定なし | 別段の合意がない限り 禁止(第 9 条) | 書面による事前同意が 必要(第 9 条) | 禁止 | 書面による事前同意が 必要(第 9 条) | 書面による事前同意が 必要(第 8 条) | 禁止 | 協定の附属書 B の規 程、印 IAEA 協定が効 力を有していること等の 条件を満たす必要(第 11 条) |
| プルトニウム、 ウラン 233、 高濃縮ウランの 形状・内容の変 更 | 規定なし | 書面による事前同意が 必要(第 8 条) | 書面による事前同意が 必要(第 8 条) | 禁止 | 書面による事前同意が 必要(第 9 条) | 規定なし | 禁止 | 規定なし |
| 20%までの濃縮 | 規定なし | 規定なし | 同意不要 | 規定なし | 同意不要 | 書面による事前同意が 必要(第 8 条) | 規定なし | 同意不要(第 11 条第 1 項) |
| 20%以上の濃縮 | 規定なし | 規定なし | 同意必要 | 規定なし | 同意必要 | 書面による事前同意が 必要(第 8 条) | 規定なし | 書面による事前同意が 必要(第 11 条第 1 項) |
| プルトニウム、 ウラン 233、 高濃縮ウランの 貯蔵 | 規定なし プルトニウムは移転さ れない | 規定なし プルトニウムは移転され ない | 規定なし プルトニウムは移転され ない | 規定なし プルトニウムは移転され ない | 規定なし プルトニウムは移転され ない | 規定なし | 規定なし プルトニウムは移転され ない | 貯蔵施設の一覧表を毎 年交換。自国の一覧表 の変更には相手国への 書面による通告と相手 国の書面による確認が 必要(第 7 条第 3 項) プルトニウムの移転に は協定の改正が必要 (第 2 条第 4 項) |

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(4/5)

| | 日米協定 | 日英協定 | 日加協定 | 日仏協定 | 日豪協定 | 日中協定 | 日 EURATOM 協定 |
|---|--|--|---|---|--|--|--|
| 本協定や保障措置協定に対する重大な違反があった場合や核爆発を行った場合等の措置 | 本協定に対する違反の場合、IAEA との保障措置協定の終了、重大な違反の場合に、他方当事国に、協力の停止、協定の終了、協定対象品目の返還請求権を付与 米国が協定対象品目を使用して核実験を実施した場合に日本に対し、同様の権利を付与 日本は、全ての核実験の実施の場合に米国に対し、同様の権利を付与 (第 12 条) | 本協定の違反等の場合の是正措置を要求する権利、是正措置が適当な期間内にとられない場合の協定の停止又は終了の権利、協定に基づいて移転された核物質の返還請求権を規定(第 11 条) | 規定なし | 本協定の違反等の場合には、是正措置をとるよう要求する権利を規定 是正措置がとられない場合は、協定を廃棄する権利、協定廃棄の場合には、契約の廃棄、特殊核分裂性物質の返還請求権を規定(第 9 条) | 本協定の違反等があり、是正措置がとられない場合、核爆発の実施の場合に協定対象品目の返還請求権を規定(第 7 条) | 他方の締約国の要請に基づき、直ちに相互協議を行い、適切な措置をとる旨を規定(第 8 条) | 本協定の違反、IAEA との保障措置協定の終了、重大な違反、EURATOM 又は英仏両国を除くその加盟国あるいは日本による核実験の実施、英仏両国による協定の下で移転された核物質を用いた核実験の場合に、他方締約者に協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求の権利を付与(第 13 条) |
| 機微原子力技術、機微情報の定義 | 濃縮、再処理、重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守にとって重要な情報 | 規定なし | 濃縮、再処理、重水生産、重水減速炉に関する情報であって、その供給に先立ち受領当事国との協議の後に、供給当事国により核爆発装置の不拡散のために特に規制すべきものとして指定されるもの(第 7 条(l)) | 濃縮、再処理、重水生産の設備又は施設の設計、建設、運転又は保守にとって重要なものとして両締約国政府が合意により指定する有形の資料。公衆が入手できる資料を含まない(第 8 条(j)) 両政府により認められた者の間の 1987 年 4 月 30 日の契約に基づき、日仏協定改正議定書の効力発生前にフランスから日本に移転された六ヶ所村再処理施設の設計、建設、運転に係る有形の資料であって両政府が合意により指定するものについては、本協定に基づいて移転されたとみなされる(第 4 条の A 第 4 項、協定附属書 B) | 濃縮、再処理、重水生産に関する情報又は両締約国政府が文書により認めるその他の情報であって、その供給に先立ち受領当事国との協議の後に、供給当事国により核爆発装置の不拡散のために特に規制すべきものとして指定されるもの(第 9 条(f)) | 規定なし | 規定なし |

| | | | | | | | |
|---------|-----------------|--|----------|-------------|----------|------------------------|--|
| 機微情報の移転 | 移転不可(第2条第1項(b)) | | 移転可(第2条) | 移転可(第1条(c)) | 移転可(第2条) | 別個の取極が必要(合意議事録第2パラグラフ) | |
|---------|-----------------|--|----------|-------------|----------|------------------------|--|

| | 日カザフスタン協定 | 日ベトナム協定 | 日韓協定 | 日ヨルダン協定 | 日露協定 | 日トルコ協定 | 日UAE協定 | 日印協定 |
|---|--|--|--|--|---|--|--|--|
| 本協定や保障措置協定に対する重大な違反があった場合や核爆発を行った場合等の措置 | 本協定の違反、第3条に規定する機関との保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第13条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第14条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、ロシアによる日本から移転された核物質、資材、設備若しくは技術を利用した核爆発装置の爆発ないし日本による核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第15条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第13条) | 本協定の違反、IAEAとの保障措置協定の終了、核爆発装置の爆発の場合、協定を停止又は終了し、協定対象品目の返還を要求する権利(第12条) | 協定を終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取扱うために速やかに協議し、解決することができないと決定する場合には、協定の全部又は一部を停止する権利、協定対象物品の返還を要求する権利(第14条) |
| 機微原子力技術、機微情報の定義 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし |
| 機微情報の移転 | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 規定なし | 協定改正が必要(第2条第3項) | 規定なし | 協定の改正が必要(第2条第4項) |

日本が締結している原子力協力協定の内容の比較(5/5)

| | 日米協定 | 日英協定 | 日加協定 | 日仏協定 | 日豪協定 | 日中協定 | 日 EURATOM 協定 |
|-------|--|--|--|---|---|--|--|
| 核物質防護 | 最小限、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定めるのと同等の水準の適切な防護の措置の維持を規定(第 7 条) | 最小限、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定める水準の適切な防護措置の維持を規定(第 5 条) | 附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に従った適切な防護措置の適用を規定(第 3 条第 5 項) 再処理、プルトニウムの貯蔵及び使用に係る施設内にある核物質及びこれらの施設間の輸送については、INFCIRC254 に沿った適切な防護措置(第 1 部第 1 条(c)) | 最小限、附属書 A(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定める水準の適切な防護の措置の維持を規定(第 3 条) | 最小限、附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に則った防護の措置の適用を規定(第 4 条第 1 項) INFCIRC225 の要求を満たすものであることが望ましいとされている。(合意議事録第 3 パラグラフ) | 附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に則った適切な防護措置の適用(第 6 条) | 附属書 C(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める水準の防護措置を適用(第 11 条) |
| 存続期間 | 30 年 30 年経過後は、6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能(第 16 条) | 25 年 25 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 14 条) | 10 年 10 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 8 条) | 45 年 45 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 9 条) | 30 年 30 年経過後は、6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる。(第 11 条) | 15 年 15 年経過後は、6 か月前の事前通告がない限り自動的に 5 年ずつ延長(第 10 条) | 30 年 30 年経過後は、6 か月前の事前通告がない限り自動的に 5 年ずつ延長(第 17 条) |

| | 日カザフスタン協定 | 日ベトナム協定 | 日韓協定 | 日ヨルダン協定 | 日露協定 | 日トルコ協定 | 日 UAE 協定 | 日印協定 |
|-------|---|--|--|--|--|---|---|--|
| 核物質防護 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 C に定める水準の適切な防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 6 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも附属書 B に定める水準の防護の措置を規定 ✓ 国際輸送は核物質防護条約に適合するよう行動 ✓ 核テロ防止条約に従って適切に措置 (第 7 条) | <ul style="list-style-type: none"> ✓ IAEA の核セキュリティ勧告 (INFCIRC/225 Rev.4 あるいはその後の改訂版を指針とする際は、その旨を相手国に書面で通告) ✓ 国際輸送は、核物質防護条約に従い適切な措置がとられることを確保 (第 7 条) |
| 存続期間 | <p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 14 条)</p> | <p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p> | <p>10 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 16 条)</p> | <p>20 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p> | <p>25 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 18 条)</p> | <p>15 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 15 条)</p> | <p>20 年 その後は 5 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 14 条)</p> | <p>40 年 その後は 10 年毎に自動延長</p> <p>6 か月前の事前通告により協定を終了させることができる (第 17 条第 2 項)</p> |

9.2 日米原子力協力協定

9.2.1 経緯

[1]1955 年協定(1955 年 11 月 14 日署名、同年 11 月 27 日発効)

- ・ 米国は、アイゼンハワー大統領が 1953 年に提唱した「平和のための原子力 (Atoms for Peace)」計画の下で平和目的での国際協力を推進し、各国に対する研究炉や燃料を積極的に提供
- ・ 本協定は、米国からの研究炉とその燃料としての濃縮ウランの供与を目的としたもの
- ・ 濃縮ウランの供給枠はウラン 235 の量で 6kg(濃縮度は最大で 20%)
- ・ 本協定の下で、JRR-1、JRR-2 用の濃縮ウランが賃貸により供給

[2]1958 年協定(1958 年 6 月 16 日署名、同年 12 月 5 日発効)

(1) 背景

- ・ 1955 年協定で定められた 6kg という枠は 1 号炉、2 号炉用の燃料の供給によって使いきってしまったこと、日本政府は、研究用のみならず動力用の原子炉の開発のために濃縮ウランをはじめ各種の情報、資材等の提供をうけることができる、より包括的な原子力協力協定の締結が望ましいと考えるに至ったことから、新たな原子力協力協定の交渉を開始
- ・ 新たな協定は、1958 年 6 月 16 日に署名され、同年 12 月 5 日に発効。有効期限は 10 年

(2) 概要

- ・ 協定の有効期間中に日本に燃料として提供される濃縮ウランの限度枠として、ウラン 235 の量 2,700kg を規定(第 7 条 A)
- ・ 本協定の下でも、原子炉用燃料は政府間の賃借により供与され、当初は、濃縮ウランの賃借一件ごとに政府間の細目協定を締結していたが、手続きに時間を要したことから、これを包括化する特殊核物質賃貸借協定(通称ブラケット協定)が日米間で締結(1961 年 5 月 19 日)
- ・ 他方、燃料以外のいわゆる研究用資材として、原子炉、未臨界実験装置等のスターターとしての中性子源、フィッションチェンバー等に使用される特殊核物質については、量が微量であることから、米国は売却する方針をとり、協定の中で、供給限度枠を設定(第 5 条 A)。1963 年 8 月、同協定を改正し、限度枠を撤廃する議定書に署名。1965 年 8 月には研究用特殊核物質購入包括協定が成立し、この協定にもとづき、特殊核物質(研究用資材か核燃料かを問わず原則としてウラン-235 量にして 10 キログラムまでのもの)については、そのつど行政協定を結ばず簡単な方式により購入することが可能
- ・ 米国が供給した核物質の再処理については、米国原子力委員会またはその受諾する施設で実施(第 7 条 E)
- ・ 米国による直接保障措置が規定されていたが(第 9 条)、日本は二国間協定に基づく保障措置についてIAEAに移管することが望ましいとの立場に立ち、1963 年世界でも初めてのケースとして日・米・IAEA保障措置移管協定¹を実現。これはIAEAの保障措置が発電炉にまで拡大する 1 つの契機ともなった。

¹ INFCIRC/47

[3] 1968年協定(1968年2月26日署名、同年7月10日発効)

(1) 背景

- ・ 1964年の米国における特殊核物質の民有化、日本における濃縮ウランを利用する軽水炉計画の具体化及び、核燃料の国内管理体制整備の進展に伴い、原子力委員会は1966年、民間企業の責任に基づく自主的活動の基盤を確立するため、特殊核物質の民間所有を認める方針を決定
- ・ 日米原子力協力協定の改定について、核燃料安定供給の確保とともに、日本の民間企業が契約の当事者となるのを可能にすることを方針として決定(1966年9月12日原子力委員会決定)
- ・ 政府はこれらも踏まえ米国との交渉を進め、1968年2月26日に新日米原子力協力協定が署名され、同年7月10日に発効。これによって特殊核物質の民間所有化が具体化し、その後の本格的原子力発電時代に対応した民間ベースでの核燃料確保が図られることとなった。その主な内容は以下の通りである。

(2) 概要

①特殊核物質の取引当事者の拡大(第8条第1項等)

特殊核物質の取引については、1958年協定では、政府ベースのものに限定されていたが、本協定では、日本の特殊核物質の民有化の方針にもとづき、民間が直接取引を行ないうることとした。

②燃料用濃縮ウランの確保(第9条A)

日本は当時具体的に建設が計画されていた動力炉に必要な燃料の長期供給を確保。すなわち、供給枠は原子力発電に必要な154トン、原子力船および研究に必要な7トンで合計161トン(ウラン235の量)とされた。

③燃料用プルトニウムの確保(第9条B)

燃料用プルトニウムについて入手の途を開いた。供給枠は、1970年までに必要なプルトニウム365キログラムとされた。

④再処理施設の選択権の確保(第8条F(改正により第8条Cに変更))

1958年協定では、特殊核物質の再処理は、原則、米国の施設で行うことが想定されていたが、新協定では、日本の施設でも行い得ることを明記した(ただし、日米両国政府の共同決定が必要)。

⑤移転された資材等を平和目的にのみ利用することの相互保証(第10条)

両国政府は、協定に基づき移転された資料等が軍事目的に使用されないことを保証

⑥IAEA保障措置の適用(第12条)

両国政府はIAEAに対して保障措置を適用することを要請

⑦協定の有効期間(第 14 条 B)

30 年

(3) 改正

本協定は、1973 年 3 月 28 日に改正されたが、改正のポイントは以下の通り

①濃縮ウランの供給の確保

日本は、協定に基づき、1973 年末までに着工される発電用原子炉(総設備容量約 2,000 万 KW)に必要な濃縮ウランを米国から入手することができることになっていたが、日本の原子力発電計画の進展によりこれを拡大する必要が生じたため、1978 年末までに着工が予想される発電用原子炉(設備容量約 6,000 万 KW)に必要な濃縮ウランをも入手できるよう改定

②供給条件の削除

米国から日本に移転される濃縮ウランに関し、供給保証、原子炉の特定、供給形式の役務提供への限定、料金(米国内のものと同じとすること)などの規定があったが、これらの供給条件については協定中とくに規定することなく当事者間の契約に委ねるよう改正

③保障措置

保障措置については米国による保障措置の実施権を第 1 義的なものとしていたのを、現実の保障措置の実施状態にあわせて IAEA の保障措置の適用を原則とするよう改正

④有効期間

更に 5 年間延長

(4) 日米再処理交渉

- ・ 1974 年に行われたインドによる核実験を契機として、国際的な核拡散懸念が高まり、1977 年に発足した米国のカーター政権は、動力炉・核燃料開発事業団(当時、現日本原子力研究開発機構)の再処理施設(東海村)の運転開始に対し圧力
- ・ 1968 年協定(1973 年に一部改正)第 8 条 C 項によれば、協定の下で米国から受領した特殊核物質の再処理には日米両国政府による共同決定が必要
- ・ この共同決定を得るべく、1977 年 4 月から数次にわたる交渉が行われた結果(いわゆる、「日米再処理交渉」)、1977 年 9 月に共同決定を行い、2 年間、99 トンという制約つきで再処理施設の運転開始が合意

[4] 1988 年協定(現協定)

- ・ カーター政権は 1978 年 3 月に核不拡散法(NNPA)を発効させ、これに基づき、同法に新たに規定された原子力協力協定の要件を各国との原子力協力協定に盛り込むべく、協定の再交渉を要求
- ・ 1982 年 8 月から 1987 年 1 月までの 16 回にわたる交渉を経て、1987 年 1 月に協定の内容に実質合意。日米両国における必要な国内手続を終えたあと、1987 年 11 月 4 日、東京にお

いて日本側倉成外務大臣と米国マンスフィールド大使との間で署名が行われ、本協定は1988年7月17日に発効

- ・ 日本側はNNPAで定める規制を受け入れたが、予め定められたプログラムの中で行われる米国籍の核物質の再処理や第三国への移転等に関しては、包括的事前同意(事前同意権を個別のケース毎に行使するのではなく、予め一定の条件を定め、その枠内であれば一括承認する方式)²が与えられたことにより、長期的予見性が確保されたことに意義がある

9.2.2 構成

協定(16条からなる協定本文、附属書A、B)、協定に関する合意議事録、実施取極(3条からなる本文、附属書1-5)、実施取極に関する合意議事録

9.2.3 概要

○協力の形態

- ・ 専門家の交換、情報の交換、資材、核物質、設備、構成部分の移転、役務の提供(第2条第1項(a))

○秘密資料³及び機微な原子力技術⁴の取扱い

- ・ 本協定の下では移転しない(第2条第1項(b))

○貯蔵

- ・ 本協定に基づいて移転されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウラン、本協定に基づいて移転された核物質若しくは設備において使用され、若しくはその使用を通じて生産されたプルトニウム、ウラン233、高濃縮ウランは、両当事国が合意する施設においてのみ貯蔵(第3条)
- ・ 附属書1又は2に掲げる施設⁵における貯蔵に関し、包括的事前同意を付与(実施取極第1条1(a)(ii))

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質、又は設備の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質の、受領当事国の管轄外への移転には両当事国の合意が必要(第4条)
- ・ 実施取極附属書1、附属書2、附属書3に掲げる施設⁶から附属書1に掲げる施設への照射

² 例えば、1968年協定の下では、使用済燃料の英仏の再処理施設への輸送1回ごとに米国の同意を必要としたが、現行の協定の下では、協定締結時点で、日本の原子炉から英仏の再処理施設への使用済燃料の移転について包括的に同意が与えられているため、個別の同意は不要

³ 「(i)核兵器の設計、製造若しくは使用、(ii)特殊核分裂性物質の生産又は(iii)エネルギー生産における特殊核分裂性物質の使用に関する資料をいい、一方の当事国政府により非公開の指定から解除され又は秘密資料の範囲から除外された当該当事国の資料を含まない」と定義

⁴ 「公衆が入手することのできない資料であって、濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料」と定義

⁵ 附属書1には、日本及び英仏の再処理施設、日本のプルトニウム転換施設、プルトニウム燃料加工施設が列挙、附属書2には、新型転換炉、高速増殖炉、プルトニウム利用計画を有する軽水炉、臨界実験装置(いずれも日本の施設)が列挙されている。

⁶ 附属書3には、日本の発電炉が列挙されている。

核物質の移転に関し、包括的事前同意を付与(実施取極第 1 条 1(a)(iii))

○再処理、形状・内容の変更⁷

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質及び、本協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質の再処理には両当事国の合意が必要(第 5 条第 1 項)
- ・ 本協定に基づいて移転されたプルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウラン、照射済核物質、又は本協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたプルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウラン、照射済核物質は照射により形状又は内容の変更が可能。照射以外の方法による形状又は内容の変更に関しては、両当事国の合意が必要(第 5 条第 2 項)
- ・ 附属書 1 に掲げる施設における再処理及び形状又は内容の変更に関し、包括的事前同意を付与(実施取極第 1 条 1(a)(i))

○濃縮

- ・ 本協定に基づいて移転されたウラン、本協定に基づいて移転された設備において使用されたウランは、濃縮度 20%未満である範囲で濃縮可。20%以上の濃縮には両当事国の合意が必要(第 6 条)

○回収プルトニウムの返還

- ・ 米国は、英仏両国における再処理によって回収されたプルトニウムの返還に関し、米 EURATOM 原子力協力協定の下で包括同意を与えることを約束(ただし、輸送が附属書 5 に規定された「回収プルトニウムの国際輸送のための指針」(協定締結当初は航空輸送の指針のみであったが、後に海上輸送に関する指針を追加)に則ってなされることが条件)(実施取極第 1 条第 3 項(iii))

○核物質防護

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質及び本協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質に関し、附属書 B (核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)と最小限、同等水準の適切な防護措置を維持(第 7 条)⁸
- ・ 両国に適用されている核物質防護措置は、第 7 条で要求されるレベル以上であり、従って適切である旨を確認(合意議事録第 6 パラグラフ)

⁷ 形状・内容の変更には、照射、照射後試験、燃料加工等の行為が該当する。

⁸ 核物質防護に関しては、日米原子力協力協定のように核物質防護条約の区分に準拠しているものと、日加原子力協力協定のように NSG ガイドラインの区分に準拠しているものがある。核物質の量により講じられるべき核物質防護措置を 3 つのカテゴリーに分けているが、核物質防護条約の区分では一定量以下の核物質を核物質防護措置の対象から除外しているのに対し、NSG ガイドラインの区分ではいかに少量の核物質であっても規制の対象としている点が異なる。

○軍事目的、核爆発目的での利用の禁止⁹

- ・ 本協定に基づき移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びに本協定に基づき移転された資材、核物質、設備及び構成部分において使用又はその使用を通じて生産された核物質の軍事目的、核爆発目的での利用を禁止(第8条)

○ 保障措置

- ・ 軍事目的、核爆発目的での利用の禁止を担保するために、日本国内における本協定対象の核物質については日IAEA保障措置協定¹⁰を適用
- ・ 米国における本協定対象の核物質については米国とIAEA保障措置協定並びに協定対象核物質の実施可能な範囲での代替のための措置又は協定対象核物質の追跡及び計量のための補助的措置を適用(第9条)
- ・ 補助的措置として、①米国政府から日本政府に対する適格施設及び選択施設¹¹のリストの提出、②核物質が選択施設でない施設に置かれた場合の取極の締結(保障措置の適用に関して、選択施設にある核物質で代替することを含む。)、③核物質が適格施設でない施設に置かれた場合で、選択施設にある核物質での代替が実施不可能な場合の取極の締結(保障措置の適用に関して、適格施設ではあるが、選択施設ではない施設にある核物質での代替を含む。)、④米国政府から日本政府に対する、協定対象核物質の在庫、払出し、受入れの施設ごとの報告を含む。(合意議事録第9パラグラフ)

○協力の停止、協定の終了、返還請求権

- ・ 本協定に対する違反の場合、IAEAとの保障措置協定の終了、重大な違反の場合に、他方当事国に、協力の停止、協定の終了、協定対象品目の返還請求権を付与
- ・ 米国が協定対象品目を使用して核実験を実施した場合に日本に対し、同様の権利を付与
- ・ 日本の場合には、全ての核実験の実施の場合に、米国に対し、同様の権利を付与(第12条)

○包括的事前同意(次頁の図「包括的事前同意方式の仕組み」を参照)

- ・ 以上、述べたように、貯蔵、管轄外移転、再処理、形状・内容の変更については包括的事前同意が与えられているが、包括的事前同意は、NPTの重大な違反、脱退、保障措置協定、実施取極、日米原子力協力協定の重大な違反等による、核拡散のリスク又は自国の安全保障に対する著しい脅威の増大を防止するため、停止可能(実施取極第3条第2項)
- ・ 附属書4に掲載されている施設¹²を附属書1に変更し、包括的事前同意の対象とするためには、当該施設における保障措置が、各施設ごとに当該両国間で合意された保障措置コンセプト(協定締結と同時に交換された口上書により合意)に合致するものであるか、既に附属書1

⁹ 軍事目的には、核兵器等、核爆発装置の製造だけでなく、原子力潜水艦用の燃料としての利用も含まれる。これに対し、核爆発目的には、平和目的での核爆発のための利用も含まれる。

¹⁰ INFCIRC255

¹¹ 核兵器国はIAEAに対し保障措置の対象となり得る原子力施設のリストを提出し、その中からIAEAが実際に保障措置の対象となる原子力施設を選択するシステムがとられているが、適格施設とはリストに含まれている施設を意味し、選択施設とはIAEAにより実際に保障措置の対象として選択された施設を意味する。

¹² 計画中又は建設中の施設

に掲載される施設に適用されている保障措置と同等のものであることが必要(実施取極第 2 条第 1 項(b))

(1) 包括的事前同意方式の仕組み

- 1) 指定計画内の施設における活動は包括同意の停止権の行使がない限り可能
- 2) 指定計画内の施設内での指定された核物質の移転は通知手続きで可能。(ただし、Pu 返還はガイドラインに従うことが条件)
- 3) 指定計画への将来施設の追加は下記(2)の内容を通知し、相手国から通知を受領した旨の通知を得ることにより可能。(この追加手続きは、通知後 30 日以内に完了) (ただし、第 3 国関係は別途合意が必要)

(2) 将来施設の追加通知の内容

- 1) 一般施設の追加
 - a) 施設名、規模等
 - b) IAEA との保障措置取極の合意
 - c) 核物質防護措置の適用
- 2) 附属書 4 の施設の附属書 1 への追加及び FBR の追加
 - a) 上記 1) の通知
 - b) 適用される保障措置が日米間で合意された保障措置概念に沿っている旨の記述
 - c) 適用される保障措置の概要

(3) 第 3 国移転の通知内容

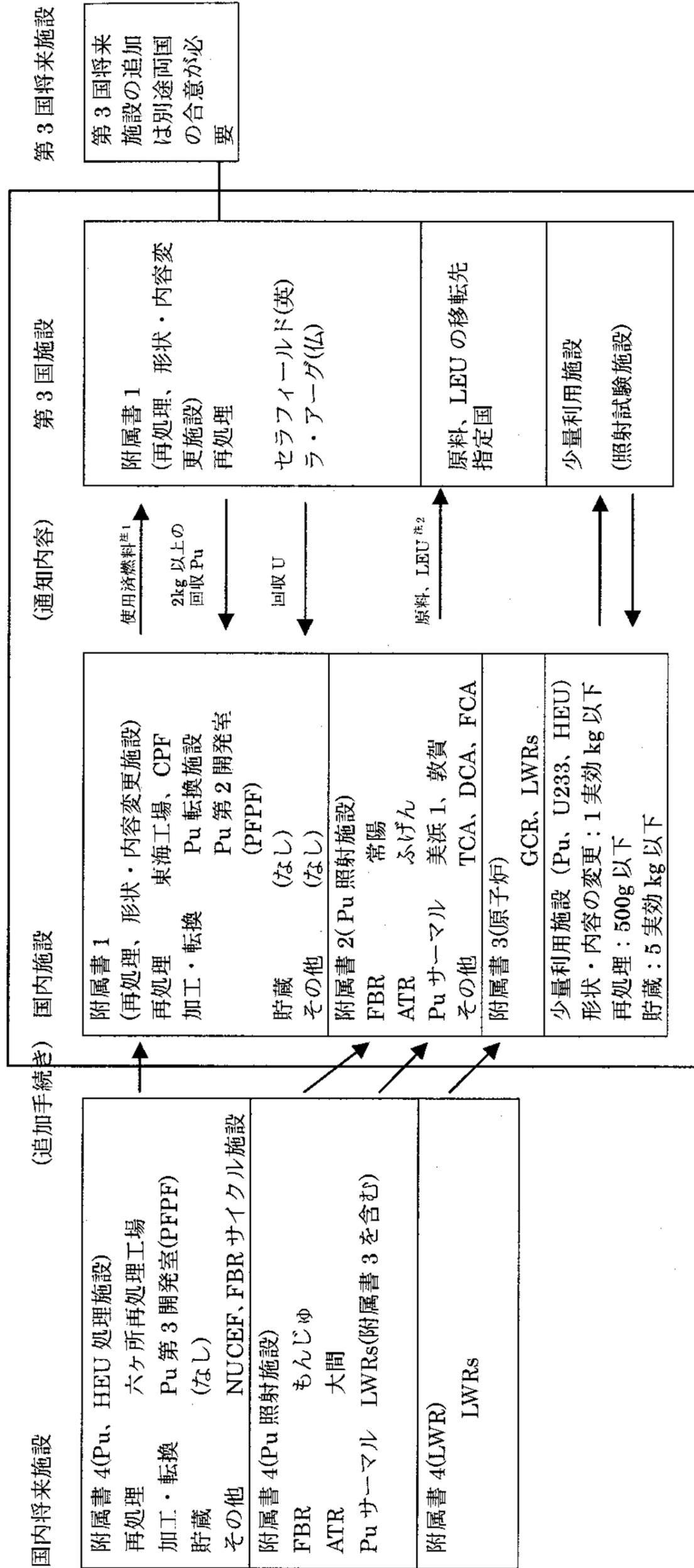
- 1) 一般の核物質の移転
 - a) 船積み日
 - b) 移転先・移転先施設名
 - c) 移転核物質の種類・量
- 2) Pu 輸送(事前通知)
 - a) 輸送措置がガイドラインに従う旨の通知
 - b) 適用される核物質防護措置の内容

○存続期間

- ✓ 30 年間有効
- ✓ 30 年経過の 6 か月前に書面による終了の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能 (第 16 条)

包括的事前同意方式の仕組み

指定計画



*上表は、協定締結時点での各原子力施設の区分けを示しており、現時点では、附属書4から附属書1への区分変更などの変更が行われている。

注1) 附属書1,2,3の施設から附属書1の施設への移転

注2) 書面により指定された第三国への移転

資料 9-2 日米原子力協力協定

・日米原子力協力協定

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と
アメリカ合衆国政府との間の協定〔昭和63年7月2日号外〕
条 約 第 5 号

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

1968年2月26日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(その改正を含む。)(以下「旧協定」という。))の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協力を考慮し、

平和的目的のための原子力の研究、開発及び利用の重要性を確認し、

両国政府の関係国家計画を十分に尊重しつつこの分野における協力を継続させ、かつ、拡大させることを希望し、

両国政府の原子力計画の長期性の要請を勘案した予見可能性及び信頼性のある基礎の上に原子力の平和的利用のための取極を締結することを希望し、

両国政府が核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。))の締約国政府であることに留意し、

両国政府が世界における平和的利用のための原子力の研究、開発及び利用が不拡散条約の目的を最大限に促進する態様で行われることを確保することを誓約していることを再確認し、

両国政府が国際原子力機関(以下「機関」という。))の目的を支持していること及び両国政府が不拡散条約への参加が普遍的に行われるようになることを促進することを希望していることを確認して、次のとおり協定した。

第1条

この協定の適用上、

- (a) 「両当事国政府」とは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府をいう。「当事国政府」とは、両当事国政府のいずれか一方をいう。
- (b) 「者」とは、いずれか一方の当事国政府の領域的管轄の下にある個人又は団体をいい、両当事国政府を含まない。
- (c) 「原子炉」とは、ウラン、プルトニウム若しくはトリウム又はその組合せを使用することにより自己維持的核分裂連鎖反応がその中で維持される装置(核兵器その他の核爆発装置を除く。)をいう。
- (d) 「設備」とは、原子炉の完成品(主としてプルトニウム又はウラン 233 の生産のために設計され又は使用されるものを除く。)及びこの協定の附属書AのA部に掲げるその他の品目をいう。
- (e) 「構成部分」とは、設備の構成部分その他の品目であって、両当事国政府の合意により指定されるものをいう。

- (f) 「資材」とは、原子炉用の資材であってこの協定の附属書AのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (g) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。
- (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。
- ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
 - 同位元素ウラン 235 の劣化ウラントリウム
 - 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
 - 他の物質であって両当事国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
 - 両当事国政府により合意されるその他の物質
- (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。
- プルトニウム
 - ウラン 233
 - 同位元素ウラン 233 又は 235 の濃縮ウラン
 - 前記の物質の一又は二以上を含有する物質
 - 両当事国政府により合意されるその他の物質
- 「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。
- (h) 「高濃縮ウラン」とは、同位元素ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント以上になるように濃縮されたウランをいう。
- (i) 「秘密資料」とは、(i)核兵器の設計、製造若しくは使用、(ii)特殊核分裂性物質の生産又は(iii)エネルギーの生産における特殊核分裂性物質の使用に関する資料をいい、一方の当事国政府により非公開の指定から解除され又は秘密資料の範囲から除外された当該当事国政府の資料を含まない。
- (j) 「機微な原子力技術」とは、公衆が入手することのできない資料であって濃縮施設、再処理施設又は重水生産施設の設計、建設、製作、運転又は保守に係る重要なもの及び両当事国政府の合意により指定されるその他の資料をいう。

第2条

- 1 (a) 両当事国政府は、両国における原子力の平和的利用のため、この協定の下で次の方法により協力する。
- (i) 両当事国政府は、専門家の交換による両国の公私の組織の間における協力を助長する。日本国の組織と合衆国の組織との間におけるこの協定の下での取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両当事国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。
- (ii) 両当事国政府は、その相互の間、その領域的管轄の下にある者の間又はいずれか一方の当事国政府と他方の当事国政府の領域的管轄の下にある者との間において、合意によって定める条件で情報を提供し及び交換することを容易にする。対象事項には、保健上、安全上及び環境上の考慮事項が含まれる。
- (iii) 一方の当事国政府又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質、設備及び構成部分を他方の当事国政府若しくはその認められた者に供

給し又はこれらから受領することができる。

(iv) 一方の当事国政府又はその認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の当事国政府若しくはその認められた者に役務を提供し又はこれらから役務の提供を受けることができる。

(v) 両当事国政府は、両当事国政府が適当と認めるその他の方法で協力することができる。

(b) (a)の規定にかかわらず、秘密資料及び機微な原子力技術は、この協定の下では移転してはならない。

2 1に定める両当事国政府の間の協力は、この協定の規定並びにそれぞれの国において効力を有する関係条約、法令及び許可要件に従うものとし、かつ、1(a)(iii)に定める協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置が適用されること。不拡散条約に関連する日本国政府と機関との間の協定が実施されるときは、この要件が満たされるものとみなす。

(b) アメリカ合衆国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アメリカ合衆国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての非軍事的原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置が適用されること。アメリカ合衆国における保障措置の適用のためのアメリカ合衆国と機関との間の協定が実施されるときは、この要件が満たされるものとみなす。

3 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国間で移転される資材、核物質、設備及び構成部分は、供給当事国政府が受領当事国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これらが受領当事国政府の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給当事国政府は、通告された当該品目の移転に先立ち、移転される当該品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領当事国政府でない場合には当該受領者がその認められた者であることの文書による確認を受領当事国政府から得なければならない。

4 この協定の適用を受ける資材、核物質、設備及び構成部分は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) 当該品目がこの協定の関係規定に従い受領当事国政府の領域的管轄の外に移転された場合

(b) 核物質について、(i)機関が、2に規定する日本国政府又はアメリカ合衆国と機関との間の協定中保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合。ただし、いずれか一方の当事国政府が機関の決定に関して異論を唱えるときは、当該異論について解決がされるまで、当該核物質は、この協定の適用を受ける。(ii) 機関の決定がないときにおいても、当該核物質がこの協定の適用を受けないこととなることを両当事国政府が合意する場合

(c) 資材、設備及び構成部分について、両当事国政府が合意する場合

第3条

プルトニウム及びウラン 233(照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン 233 を除く。)並びに高濃縮ウランであって、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された核

物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、両当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。

第4条

この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質又は設備の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、受領当事国政府によって認められた者に対してのみ移転することができる。ただし、両当事国政府が合意する場合には、受領当事国政府の領域的管轄の外に移転することができる。

第5条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及びこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、両当事国政府が合意する場合には、再処理することができる。
- 2 プルトニウム、ウラン 233、高濃縮ウラン及び照射を受けた核物質であって、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、照射により形状又は内容を変更することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、照射以外の方法で形状又は内容を変更することができる。

第6条

この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された設備において使用されたウランは、同位元素ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント未満である範囲で濃縮することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、同位元素ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント以上になるように濃縮することができる。

第7条

この協定に基づいて移転された核物質及びこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質に関し、適切な防護の措置が、最小限この協定の附属書Bに定めるところと同様の水準において、維持される。

第8条

- 1 この協定の下での協力は、平和的目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。

第9条

- 1 第8条2の規定の遵守を確保するため、
 - (a) この協定に基づいて日本国政府の領域的管轄に移転された核物質及びこの協定に基づいて日本国政府の領域的管轄に移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又は

その使用を通じて生産された核物質は、第2条2(a)に規定する日本国政府と機関との間の協定の適用を受ける。

- (b) この協定に基づいてアメリカ合衆国政府の領域的管轄に移転された核物質及びこの協定に基づいてアメリカ合衆国政府の領域的管轄に移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、(i)第2条2(b)に規定するアメリカ合衆国と機関との間の協定並びに(ii)当該核物質の実施可能な範囲内での代替のため又は当該核物質の追跡及び計量のための補助的措置の適用を受ける。

- 2 いずれか一方の当事国政府が、機関が何らかの理由により1の規定によって必要とされる保障措置を適用していないこと又は適用しないであろうことを知った場合には、両当事国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に合致する取極で、1の規定によって必要とされる保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第 10 条

いずれか一方の当事国政府と他の国又は国の集団との間の合意が、当該他の国又は国の集団に対し、この協定の適用を受ける資材、核物質、設備又は構成部分につき第3条から第6条まで又は第12条に定める権利の一部又は全部と同等の権利を付与する場合には、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、当該他の国又は国の集団により該当する権利が実現されることとなることを合意することができる。

第 11 条

第3条、第4条又は第5条の規定の適用を受ける活動を容易にするため、両当事国政府は、これらの条に定める合意の要件を、長期性、予見可能性及び信頼性のある基礎の上に、かつ、それぞれの国における原子力の平和的利用を一層容易にする態様で満たす別個の取極を、核拡散の防止の目的及びそれぞれの国家安全保障の利益に合致するよう締結し、かつ、誠実に履行する。

第 12 条

- 1 いずれか一方の当事国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、
- (a) 第3条から第9条まで若しくは第11条の規定若しくは第14条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合又は
- (b) 機関との保障措置協定を終了させ若しくはこれに対する重大な違反をする場合には、他方の当事国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、この協定を終了させて、この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分又はこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質のいずれの返還をも要求する権利を有する。
- 2 アメリカ合衆国がこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分又はこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され若しくはその使用を通じて生産された核物質を使用して核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に定める権利と同じ権利を有する。
- 3 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、アメリカ合衆国政府は、1に定める権利と同じ権利を有する。
- 4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府がこの協定の下での協力を停止し、この協定を終了

させ及び返還を要求する行動をとる前に、必要な場合には他の適当な取極を行うことの必要性を考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議し、かつ、当該行動の経済的影響を慎重に検討する。

- 5 いずれか一方の当事国政府がこの条の規定に基づき資材、核物質、設備又は構成部分の返還を要求する権利を行使する場合には、当該当事国政府は、その公正な市場価額について、他方の当事国政府又は関係する者に補償を行う。

第13条

- 1 旧協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。
- 2 旧協定の下で開始された協力は、この協定の下で継続する。旧協定の適用を受けていた核物質及び設備に関し、この協定の規定を適用する。第11条に定める別個の取極による合意がこれらの核物質又は設備について停止された場合には、当該核物質又は設備は、その停止期間中、旧協定によって規律されていた限度においてのみこの協定の規定の適用を受ける。

第14条

- 1 両当事国政府は、この協定の下での協力を促進するため、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。
- 2 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、相互に協議する。
- 3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、両当事国政府は、この3の規定に従って選定される3人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に当該紛争を付託することを合意することができる。各当事国政府は、1人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された2人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから30日以内にいずれか一方の当事国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の当事国政府は、国際司法裁判所長に対し、1人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから30日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。すべての決定には、2人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両当事国政府を拘束する。

第15条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両当事国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第16条

- 1 この協定は、両当事国政府が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、30年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の当事国政府も、6箇月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えること

により、最初の 30 年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

- 3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第 1 条、第 2 条 4、第 3 条から第 9 条まで、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。
- 4 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、正当な委任を受けてこの協定に署名した。

1987 年 11 月 4 日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書 2 通を作成した。

日本国政府のために

倉成 正

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンズフィールド

附属書 A

A 部

- 1 原子炉圧力容器 原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品
- 2 原子炉燃料交換機 原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であって、原子炉の運転時に操作の可能なもの(完成品に限る。)
- 3 原子炉制御棒 原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された制御棒集合体であって制御棒駆動機構付きのもの(完成品に限る。)
- 4 原子炉一次冷却材ポンプ 原子炉用の一次冷却材を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプであって原動機付きのもの(完成品に限る。)

B 部

- 1 重水素及び重水 原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が 1 対 5,000 を超える重水素化合物
- 2 原子炉級黒鉛 硼素当量 100 万分の 5 の純度を超える純度を有し、1 立方センチメートル当たり 1.50 グラムを超える密度を有する黒鉛

附属書 B 防護の水準

第 3 群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規則されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸

送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規則に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第2群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規則されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規則に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第1群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第2群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

輸送に当たっては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第1群 | 第2群 | 第3群(注c) |
|------------------|--|--------|--------------------|---------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 15g を超え 500g 以下 |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 20% 以上のウ ラン | 5kg 以上 | 1kg を超え 5kg 未満 | 15g を超え 1kg 以下 |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 10% 以上 20% 未満のウラン | | 10kg 以上 | 1kg を超え 10kg 未満 |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が天然ウランに おける混合率を超 え 10% 未満のウラ ン | | | 10kg 以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 1.5g を超え 500g 以下 |

| | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料（核分裂性成分含有率10%未満） (注 d、注 e) | |
|---------|--|--|--|--|

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム 238 の同位体濃度が 80 パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラド以下であるもの

注c 第3群に掲げる量未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれかの当事国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラドを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意議事録及び同協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極

〔 昭和63年7月2日 〕
〔 外務省告示第355号 〕

最終改正 昭和63年11月18日
外務省告示第572号

本日東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は次の了解をここに記録する。

- 1 協定第2条1(a)(iii)及び(iv)に関し、アメリカ合衆国は、日本国への核燃料の信頼性のある供給(核物質の輸出及び特に濃縮役務の適時の提供を含む。)の保証及び協定の期間中この約束を履行するために供給能力の利用可能性を維持することの保証のために必要かつ実行可能な行動をとることが確認される。
- 2 協定第2条4(c)に関し、両当事国政府は、資材、設備又は構成部分が原子力の目的に使用することができなくなる場合を決定するための実用に適した方法を開発するために相互に協議することが確認される。
- 3 協定第3条及び第5条2に関し、協定の適用を受ける核物質の貯蔵又は形状若しくは内容の変更が供給当事国政府の輸出許可の条件で認められている場合には、当該貯蔵又は形状若しくは内容の変更に関し、両当事国政府が改めて合意する必要はないことが確認される。
- 4 協定第3条から第5条までの規定に関し、当該規定は協定に基づいて移転された核物質の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質については、生産された特殊核分裂性物質のうちその生産に当た

って使用された核物質の総量に対するそのように使用された移転核物質の割合に相当する部分に対して実際に適用される(協定に基づいて移転された設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質については、この限りでない。)ものとし、その後の世代の特殊核分裂性物質についても同様とすることが確認される。また、両当事国政府は、特殊核分裂性物質の生産に対する特殊核分裂性物質その他の核物質の相対的寄与を反映する方式を開発するために、相互の及び他の政府との討議を開始することが確認される。

- 5 協定第3条から第7条まで及び第9条の規定に関し、当該規定は、両国の原子力活動を妨げ若しくは遅延させ又はこれに対して不当に干渉することを回避し、また、両国の原子力計画の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様で適用されることが確認される。また、協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の当事国政府の原子力政策若しくはいずれか一方の当事国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために又は原子力の平和的利用の推進を妨げるために、利用されないことが確認される。
- 6 協定第7条に関し、両国において適用されている防護措置は、国際原子力機関(以下「機関」という。)の文書INFCIRC-225-Rev.1に含まれる勧告を十分に考慮したものであって同条が要求する水準にあり又はその水準を超えるものであり、したがって適切であることが確認される。
- 7 協定第8条の平和的目的には、核兵器のための技術と平和的目的のための核爆発装置のための技術とを区別することが不可能である限り、いかなる核爆発装置のための使用も、また、いかなる核爆発装置の研究又は開発のための使用も含まないことが確認される。
- 8(a) 協定第9条に関し、同条の効果的に実施のために、両当事国政府は、協定の適用を受ける資材、核物質(アメリカ合衆国政府の場合には、当該核物質に代わる核物質を含む。)、設備及び構成部分の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
 - (b) 協定第9条1に関し、両当事国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質に係る国内の核物質計量管理制度を確立しており、また、これを維持することが確認される。
- 9 次の措置は、協定第9条1(b)(ii)の要件を満たすことが確認される。
 - (a) アメリカ合衆国政府は、協定第2条2(b)に規定するアメリカ合衆国と機関との間の協定に基づき、その領域的管轄にあるすべての施設(国家安全保障上の直接の重要性を有する活動に関連するもののみを除く。)にあるすべての核物質に対する保障措置の適用を機関に認めることを約束している。
 - (b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎年、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表並びに協定第2条2(b)に規定するアメリカ合衆国と機関との間の協定及びその議定書に基づいて機関が選択している施設の一覧表を提供する。
 - (c) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、機関が保障措置の適用上選択している施設以外の施設に置かれることとなる場合には、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転を遅延させることなく、双方が満足する取極(機関が保障措置の適用上選択している施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を、実施可能な範囲内で含む。)を行う。
 - (d) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表に記載されていない施設に置かれることとなる場合において、(c)に規定する代

替が実施不可能なときは、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転を遅延させることなく、機関による保障措置の適用について適格性を有するが機関が保障措置の適用上選択していない施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を、実施可能な範囲内で含む双方が満足する取極を行う。

(e) アメリカ合衆国政府は、日本国政府及び機関に対し、相互の取極に従い、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設にある協定第9条の規定の適用を受ける核物質の在庫、払出し及び受入れの報告書を施設ごとに1年単位で提供する。

(f) 両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、(e)の規定に従って提供される報告書に関して協議し、また、これらの報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

10(a) 協定第9条2に定める保障措置取極は、機関の保障措置の原則及び手続に従い次の特徴を含むことが確認される。

(i) 協定に基づいて移転された設備及び協定第9条2の規定の適用を受ける核物質を利用し、加工し、処理し又は貯蔵する施設の設計を適時に審査すること。

(ii) 協定第9条2の規定の適用を受ける核物質の計量性の確保に資するために、操作記録及び関連する報告書を保持し及び提出すること。

(iii) 保障措置を受ける当事国政府が受け入れることのできる要員を指名すること(いずれか一方の当事国政府が要請するときは、保障措置を受ける当事国政府の指名する要員を伴う。)。これらの要員は、(a)(i)の核物質の計量を行うために必要な範囲ですべての場所及び資料並びに(a)(i)の設備及び施設に近づくことを認められ、かつ、査察の遂行に関連して装置を使用すること及び当該核物質の計量を行うため保障措置を受ける当事国政府と機関(又は該当する場合には保障措置を行う当事国政府)とが必要と認める独立の測定を行うことを認められる。保障措置を受ける当事国政府は、機関又は保障措置を行う当事国政府によって指名される要員の受入れを不合理に保留しない。機関(又は該当する場合には保障措置を行う当事国政府)によって指名される要員は、機関(又は該当する場合には保障措置を行う当事国政府)に対する自己の責務に従う場合を除き、自己の公的任務により知るに至った産業上の秘密その他の秘密の情報を開示してはならない。

(b) 協定第9条2に関し、また、機関と他方の当事国政府とによる保障措置の同時的適用は意図されていないことが確認される。両当事国政府は、そのような保障措置の同時的適用を回避するために必要に応じて協議し、また、そのような例外的事態が生ずる場合には、そのような保障措置の同時的適用を排除するために機関と協議する。

11 協定第12条1(b)の規定中「機関との保障措置協定」の終了に言及した部分は、協定第2条2に規定する当事国政府と機関との間の保障措置協定が効力を有する間は、当該当事国政府について適用されないことが確認される。

12 協定第13条2に関し、次のとおり確認される。

(a) 旧協定の適用を受けていた核物質及び設備に関する協定の規定の適用を容易にするために、両当事国政府は、当該品目の一覧表を作成する。

(b) 旧協定の下で移転された品目で(a)の規定に従って作成される一覧表に含まれていないものは、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されず、また、一方の当事国政府が他方の当事国政府の同意を得

ることなく当該一方の当事国政府の領域的管轄の外に移転されない。それらの品目において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、いかなる核爆発装置のためにも、また、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されず、また、協定第2条2に規定する当事国政府と機関との間の協定に従い保障措置の適用を受ける。

(c) 両当事国政府は、(b)のとおり保証されている事項が旧協定の下で実施されてきた態様に満足している。

13 協定第14条に関し、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、協定第7条及び第9条にそれぞれ定める防護措置及び保障措置の適用に関する事項について協議を行うことが確認される。

日本国政府のために

倉成 正

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンズフィールド

(訳文)

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極

日本国政府及びアメリカ合衆国政府(以下「両当事国政府」という。)は、1987年11月4日に原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協力協定」という。)に署名したので、

協力協定第3条は、特定の特殊核分裂性物質の貯蔵の要件を定めるので、

協力協定第4条は、特定の核物質の移転の要件を定めるので、

協力協定第5条は、特定の核物質の再処理及び特定の特殊核分裂性物質の形状又は内容の変更の要件を定めるので、

協力協定第11条は、原子力の平和的利用を容易にするために、両当事国政府は、協力協定第3条から第5条までに定める合意の要件を、長期性、予見可能性及び信頼性のある基礎の上に満たす別個の取極を、核拡散の防止の目的及びそれぞれの国家安全保障の利益に合致するよう締結し、かつ、誠実に履行すると定めるので、

両当事国政府は、協力協定第11条の実施のために次のとおり協定した。

第1条

1(a) 両当事国政府は、協力協定第3条から第5条までの規定に基づき、次の活動について、ここに合意する。

(i) 附属書1に掲げるいずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある施設における再処理及び形状又は内容の変更

- (ii) 附属書1又は附属書2に掲げるいずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある施設における貯蔵
 - (iii) 照射を受けた核物質(照射後において高濃縮ウラン又はウラン233を含有する場合を除く。)のいずれか一方の当事国政府の領域的管轄の外への移転であって、附属書1、附属書2又は附属書3に掲げる施設から附属書1に掲げる施設向けのもの
- (b) 両当事国政府は、協力協定第4条の規定に基づき、未照射の原料物質及び低濃縮ウランのいずれか一方の当事国政府の領域的管轄の外への移転(高濃縮ウランの生産を目的とする場合を除く。)であって、両当事国政府が文書により指定する第三国向けのものについて、ここに合意する。
- 2(a) 両当事国政府は、協力協定第3条及び第5条の規定に基づき、いずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある両当事国政府が合意する手続に従って指定される各施設における暦年ごとの次の活動について、ここに合意する。
- (i) プルトニウム、ウラン233及び高濃縮ウランであってその合計量が1実効キログラムを超えないもの並びに照射を受けた核物質であってプルトニウム、ウラン233及び高濃縮ウランの合計含有量が1実効キログラムを超えないものの形状又は内容の変更
 - (ii) プルトニウム及びウラン233(照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン233を除く。)並びに高濃縮ウランであってその合計量が5実効キログラムを超えないものの貯蔵
 - (iii) 照射を受けた核物質であってプルトニウム及びウラン233の合計含有量が500グラムを超えないものの再処理
- (b) 両当事国政府は、協力協定第4条の規定に基づき、500グラムを超えないプルトニウムを含有する未照射の核物質の第三国の領域的管轄内にある両当事国政府が文書により指定する各施設向けの暦年ごとの移転であって、試験及び分析のための照射及び当該移転当事国政府の領域的管轄へのその後の返還を目的とするものについて、ここに合意する。当該未照射の核物質の移転は、これに含有されるプルトニウムの量が1回の船積みにつき500グラムを超えないように行う。
- 3(a) 各当事国政府は、第三国の政府に対し、当該第三国の政府の領域的管轄内にある施設であって附属書1に掲げるもの及び2(b)の規定に基づいて指定されるものを通告する。各当事国政府は、当該第三国の政府との協定の下で必要とされる場合には、当該第三国の政府に対し、次の活動について同意を与える。
- (i) 再処理、形状又は内容の変更及び貯蔵(附属書1に掲げる施設の場合)並びに照射(2(b)の規定に基づいて指定される施設の場合)
 - (ii) 他方の当事国政府の領域的管轄への関係する核物質(回収プルトニウムを除く。)の返還
 - (iii) 1回の船積みにつき2キログラム以上の量の関係する回収プルトニウムの他方の当事国政府の領域的管轄への返還であって次の手続に従うもの受領当事国政府は、個々の船積み前に、受領当事国政府でない当事国政府に対し、文書による通告であって、当該国際輸送のために準備された措置が附属書5に示される指針に沿っている旨の通報及び当該措置の記述を含むものを行う。
- (b) (a) (iii)の手続がとられない場合には、回収プルトニウムの返還は、関係協定に基づく受領当事国政府でない当事国政府の同意があるときにのみ行われる。
- 4 1(a)、2及び3の規定は、両当事国政府が文書により別段の内容を認める場合を除き、関係する回収プルトニウムが附属書1若しくは附属書2に掲げる施設又は2の規定に基づいて指定される施設に置かれる場合にのみ適用する。

5 この実施取極の追加的な手続要件は、この実施取極の合意された議事録に規定する。

第2条

1 この実施取極の附属書1から附属書4まではこの条に規定する手続に従い、また、この実施取極の附属書5は両当事国政府の合意により、それぞれこの実施取極を改正することなく修正することができる。

2 両当事国政府が別段の合意をする場合を除き、いずれの一方の当事国政府も、他方の当事国政府に対しこの条の規定に従って文書による通告を行い、かつ、文書による受領通知(受領通知には、当該通告の受領のみを表明することができる。)を受領することによってのみ、その領域的管轄内にある施設を附属書1、附属書2、附属書3若しくは附属書4に追加し又はそれらから削除することができる。当該受領通知は、当該通告の受領の後30日以内に行われる。

(a) 附属書3又は附属書4に掲げる施設の附属書1又は附属書2への追加のための通告は、次の情報を含む。

(i) 施設の所有者又は操業者の名称、施設名及び現有の又は計画中の設備能力

(ii) 施設所在地、関係する核物質の種類、施設への当該核物質搬入の見込期日及び活動の種類

(iii) 関係する保障措置取極(すなわち、施設附属書又は特定査察の場合にはそのための措置)が国際原子力機関(以下「機関」という。)との間で合意されている旨及び協力協定第7条に定める防護の措置が維持される旨の表明

(b) 通告は、次の場合には、(a)に掲げる情報に加えてそれぞれ次の情報を含む。

(i) 附属書4に掲げる施設の附属書1への追加((b)(ii)の場合を除く。)の場合には、当該保障措置取極が両当事国政府によって合意された関係する保障措置概念に従う旨の確認及び当該保障措置取極に含まれる主要な要素の記述

(ii) 附属書4に掲げる施設であって、通告を行う当事国政府の領域的管轄内にある附属書1に掲げる施設について既に適用されている保障措置が適用できるものの附属書1への追加の場合には、当該保障措置取極が附属書1に掲げる対応する施設について適用されている保障措置取極とすべての重要な点において同一である旨の確認及び当該保障措置取極に含まれる主要な要素の記述

(c) 附属書1、附属書2、附属書3若しくは附属書4から施設を削除し又は附属書3若しくは附属書4に施設を追加するための通告は、施設名その他利用可能な関連情報を含む。

3 第三国の政府の領域的管轄内にある施設は、両当事国政府の合意により、附属書1に追加し又はこれから削除することができる。

4(a) 両当事国政府は、必要な場合には、附属書4に掲げ又は掲げることとなる施設の操業の遅延を回避するため当該施設の保障措置概念をできる限り速やかに作成するために努力する。

(b) 機関が、附属書4に掲げる施設に関し両当事国政府によって合意された保障措置概念に従って保障措置を実施できない場合には、両当事国政府は、これによって当該施設の操業が遅延しないことを確保するためにあらゆる努力を払う。この目的のために、両当事国政府の間で又はいずれか一方の当事国政府と機関との間で、協議が行われる。当該施設は、適切な保障措置が機関により暫定的に適用されることに両当事国政府が満足することを条件として、2(a)の規定に従い暫定的に附属書1に追加される。両当事国政府は、必要な場合には、機関が保障措置概念に従って保障措置を実施できるようにするため関係する保障措置概念を修正するためにあらゆる努力を払う。

第3条

- 1 この実施取極は、協力協定と同時に効力を生じ、協力協定第11条の下で協力協定の存続期間中効力を有する。両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、この実施取極を改正するかしないか又はこの実施取極に代わる新たな取極を締結するかしないかについて、相互に協議する。
- 2 いずれの一方の当事国政府も、他方の当事国政府による核兵器の不拡散に関する条約に対する重大な違反若しくは同条約からの脱退又は機関との保障措置協定、この実施取極若しくは協力協定に対する重大な違反のような例外的事件に起因する核拡散の危険又は自国の国家安全保障に対する脅威の著しい増大を防止するため、第1条において与える同意の全部又は一部を停止することができる。そのような停止に関する決定は、核不拡散又は国家安全保障の見地からの例外的に懸念すべき最も極端な状況下に限り、かつ、政府の最高レベルにおいて行われるものとし、また、両当事国政府が受け入れることのできる態様でそのような例外的事件を処理するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限って適用される。
- 3 両当事国政府は、2の停止の期間中、第1条に掲げる活動について個別に合意することができる。両当事国政府は、問題とされる事実関係を確定するために、及び停止が必要な場合にはいかなる範囲の停止が必要であるかを討議するために、停止に先立ち相互に協議する。停止を行う当事国政府は、当該停止の経済的影響を慎重に検討し、かつ、この実施取極の下での国際的な原子力関係取引及び燃料サイクルの運営の攪乱を回避するため可能な最大限の努力をする。両当事国政府は、協力協定第14条の規定に従い、これらの問題を解決するため第三者に付託することを合意することができる。
- 4 停止を行った当事国政府は、停止の原因となった事態の進展を絶えず再検討し、かつ、正当化され次第停止を撤回する。両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請があつた場合には直ちに、当該停止の撤回のための根拠の存否を決定するため相互に協議する。

1987年11月4日に東京で、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

倉成 正

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンズフィールド

附属書1 再処理、形状若しくは内容の変更又は貯蔵のための施設

1 再処理施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|-------------------|----------------------|------|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | 東海再処理工場 | 210t／年 | 茨城 |
| 動力炉・核燃料開発事業団 | 高レベル放射性物質 研究施設 | 7.2 kgFBR 使用済燃料／年 | 茨城 |
| 英国核燃料公社 | セラフィールド工場 | 1,200t／年 | 英国 |
| 核物質会社 | ラ・アーク工場 | 1,600t／年 | フランス |

2 プルトニウム転換施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|--------------------|-----------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | プルトニウム転換技術 開発施設 | 10kgMOX／日 | 茨城 |

3 プルトニウム燃料加工施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|----------------------------------|----------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | プルトニウム燃料加工 技術研究開発施設 (PFFF) | 11tMOX／年 | 茨城 |

4 独立のプルトニウム貯蔵施設

なし

5 その他の施設

なし

附属書2 プルトニウムが置かれるその他の施設

1 新型転換炉／重水減速軽水冷却

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|-----|--------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | ふげん | 165MWe | 福井 |

2 高速増殖炉／ナトリウム冷却

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|-----|--------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | 常陽 | 100MWt | 茨城 |

3 軽水炉

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名(原子炉番号) | 設備能力 | 所在地 |
|-------------|------------|--------|-----|
| 関西電力株式会社 | 美浜発電所(1) | 340MWe | 福井 |
| 日本原子力発電株式会社 | 敦賀発電所(1) | 357MWe | 福井 |

4 その他の施設

臨界実験装置

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|--------------------|---------|-----|
| 日本原子力研究所 | 軽水炉臨界実験装置 (TCA) | 200Wt | 茨城 |
| 日本原子力研究所 | 高速炉臨界実験装置 (FCA) | 2,000Wt | 茨城 |
| 動力炉・核燃料開発事業団 | 重水臨界実験装置 (DCA) | 1,000Wt | 茨城 |

附属書3 第1条に関係するその他の施設

1 軽水炉及びガス冷却炉

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名(原子炉番号) | 炉型 | 設備能力 | 所在地 |
|-------------|----------------|-----|----------|-----|
| 日本原子力発電株式会社 | 東海発電所 | GCR | 166MWe | 茨城 |
| 日本原子力発電株式会社 | 東海第2発電所 | BWR | 1,100MWe | 茨城 |
| 日本原子力発電株式会社 | 敦賀発電所 (2) | PWR | 1,160MWe | 福井 |
| 東北電力株式会社 | 女川原子力発電所 (1) | BWR | 524MWe | 宮城 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (1) | BWR | 460MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (2) | BWR | 784MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (3) | BWR | 784MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (4) | BWR | 784MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (5) | BWR | 784MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第1原子力発電所 (6) | BWR | 1,100MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 (1) | BWR | 1,100MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 (2) | BWR | 1,100MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 (3) | BWR | 1,100MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 (4) | BWR | 1,100MWe | 福島 |
| 東京電力株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 (1) | BWR | 1,100MWe | 新潟 |
| 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 (1) | BWR | 540MWe | 静岡 |
| 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 (2) | BWR | 840MWe | 静岡 |
| 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 (3) | BWR | 1,100MWe | 静岡 |
| 関西電力株式会社 | 美浜発電所 (2) | PWR | 500MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 美浜発電所 (3) | PWR | 826MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 高浜発電所 (1) | PWR | 826MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 高浜発電所 (2) | PWR | 826MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 高浜発電所 (3) | PWR | 870MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 高浜発電所 (4) | PWR | 870MWe | 福井 |

| | | | | | |
|----------|----------|-----|-----|----------|-----|
| 関西電力株式会社 | 大飯発電所 | (1) | PWR | 1,175MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 大飯発電所 | (2) | PWR | 1,175MWe | 福井 |
| 中国電力株式会社 | 島根原子力発電所 | (1) | BWR | 460MWe | 島根 |
| 四国電力株式会社 | 伊方発電所 | (1) | PWR | 566MWe | 愛媛 |
| 四国電力株式会社 | 伊方発電所 | (2) | PWR | 566MWe | 愛媛 |
| 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 | (1) | PWR | 559MWe | 佐賀 |
| 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 | (2) | PWR | 559MWe | 佐賀 |
| 九州電力株式会社 | 川内原子力発電所 | (1) | PWR | 890MWe | 鹿児島 |
| 九州電力株式会社 | 川内原子力発電所 | (2) | PWR | 890MWe | 鹿児島 |
| 日本原子力研究所 | ※むつ | | PWR | 36MWt | |

2 その他の施設

なし

※ むつは、附属書2に追加されない。

附属書4 いずれか一方の当事国政府の領域的管轄内にある計画中又は建設中の施設であって必要とされる時点において附属書1、附属書2又は附属書3に追加されることが予定されるもの

1 再処理施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|--------------|--------|-----|
| 日本原燃サービス株式会社 | 六ヶ所村商業用再処理施設 | 800t/年 | 青森 |

2 プルトニウム転換施設

なし

3 プルトニウム燃料加工施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|--------------------|----------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | プルトニウム燃料製造施設(PFPF) | 45tMOX/年 | 茨城 |

4 独立のプルトニウム貯蔵施設

なし

5 原子炉

(a) 新型転換炉/重水減速軽水冷却

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|-------------|-----|--------|-----|
| 電源開発株式会社 | 大間 | 606MWe | 青森 |

(b) 高速増殖炉/ナトリウム冷却

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|------|--------|-----|
| 動力炉・核燃料開発事業団 | もんじゅ | 280MWe | 福井 |

(c) 軽水炉

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名(原子炉番号) | 炉型 | 設備能力 | 所在地 |
|-------------|----------------|-----|----------|-----|
| 北海道電力株式会社 | 泊発電所 (1) | PWR | 579MWe | 北海道 |
| 北海道電力株式会社 | 泊発電所 (2) | PWR | 579MWe | 北海道 |
| 東北電力株式会社 | 巻原子力発電所 (1) | BWR | 825MWe | 新潟 |
| 東北電力株式会社 | 女川原子力発電所 (2) | BWR | 825MWe | 宮城 |
| 東京電力株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 (2) | BWR | 1,100MWe | 新潟 |
| 東京電力株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 (3) | BWR | 1,100MWe | 新潟 |
| 東京電力株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 (4) | BWR | 1,100MWe | 新潟 |
| 東京電力株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 (5) | BWR | 1,100MWe | 新潟 |
| 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 (4) | BWR | 1,137MWe | 静岡 |
| 北陸電力株式会社 | 能登原子力発電所 (1) | BWR | 540MWe | 石川 |
| 関西電力株式会社 | 大飯発電所 (3) | PWR | 1,180MWe | 福井 |
| 関西電力株式会社 | 大飯発電所 (4) | PWR | 1,180MWe | 福井 |
| 中国電力株式会社 | 島根原子力発電所 (2) | BWR | 820MWe | 島根 |
| 四国電力株式会社 | 伊方発電所 (3) | PWR | 890MWe | 愛媛 |
| 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 (3) | PWR | 1,180MWe | 佐賀 |
| 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 (4) | PWR | 1,180MWe | 佐賀 |

6 その他の施設

| 所有者又は操業者の名称 | 施設名 | 設備能力 | 所在地 |
|--------------|----------------------------|------|-----|
| 日本原子力研究所 | 核燃料サイクル安全工学 研究施設(NUCEF) | | 茨城 |
| 動力炉・核燃料開発事業団 | 高速炉燃料リサイクル試験施設 | | 茨城 |

附属書5 回収プルトニウムの国際輸送のための指針

A 航空輸送

- 1 輸送は、英国又はフランスの飛行場から、北極経由又は自然の災害若しくは社会の騒乱の生じている地域を避けるように選定されたその他の経路で、日本国の飛行場まで、専用貨物航空機により実施される。
- 2 個々の船積みの前に、個々の輸送について実施される特定の取決めを記載する輸送計画が作成される。当該計画は、荷送人、荷受人及び運送人の間の調整を通じ、かつ、関係当局との適切な連絡及び協議を通じて事前に確保される両当事国政府、移転国政府及び輸送経路国の協力及び援助を得て、作成される。輸送計画には、次の措置を含む。

- (a) 輸送には、積荷の常時監視及び防護に責任を有し、かつ、乗務員から独立した武装護衛者が同行する。武装護衛者は、関係各国の法令に従って行動する。
- (b) 輸送に主要な責任を有する者（例えば、乗務員、護衛者及びオペレーション・センター地上要員）の信頼性が確認される。
- (c) すべての飛行場において、盗取又は妨害行為から守るため、警察を含む関係当局の協力を得て又は他の武装要員を使って航空機への接近を制限することにより、実現可能な最大限度において、航空機の隔離が確保される。
- (d) 輸送容器は、航空機の墜落の際にもその健全性を維持するように設計され、かつ、認定される。これらの輸送容器は、許可を得ていない者が核物質に接近することを防ぐために施錠され又は封印されるコンテナに収納される。個々の輸送コンテナには、墜落の際に位置の特定を容易にするため、応答器又は発信器を装備する。
- (e) 航空機には、通常の民間航空用通信機器とは別個の通信系であって実用化された先端技術を用いた信頼性のあるものを装備する。この通信系は
 - (i) 航空機からオペレーション・センターに航空機の位置及び識別情報を自動的に送信する能力並びに
 - (ii) 乗務員の介在なしに護衛者とオペレーション・センターとの間の通信を可能にする能力を有する。
- (f) 利用可能な先端技術を用いて出発から到着まで継続的に航空機の位置及び状況を監視する責任を有するオペレーション・センターが設置される。オペレーション・センターと両当事国政府、移転国政府及び輸送経路国の関係当局のコンタクト・ポイントとの間で通信経路が確立される。
- (g) 詳細な緊急時計画が事前に作成される。これらの計画においては、想定される緊急時の状況並びに当該状況下での乗務員、護衛者及びオペレーション・センター要員のとるべき行動が示される。これらの計画においては、両当事国政府、移転国政府及び輸送経路国の関係当局のコンタクト・ポイント及び責任分担が示される。
- (h) 各関係当局が、前記の防護措置の効果的な実施を確保するため必要とされる特定の計画を、適当な場合には他の関係当局との協議及び荷送人、荷受人及び運送人との密接な連絡を通じて作成した旨の確認が、当該各関係当局から得られる。

B 海上輸送

- 1 輸送は、英国又はフランスの港から、自然の災害又は社会の騒乱の生じている地域を避けるように、かつ、積荷及び輸送船の安全を確保するように選定された経路で、日本国の港まで、専用輸送船により実施される。輸送船は、輸送途上においては事前に予定する形での寄港を行わない。緊急時における寄港は、2に規定される輸送計画に記載される手続に従ってのみ行われる。
- 2 個々の船積みの前に、輸送について実施される特定の取決めを記載する輸送計画が、輸送される核物質の適切な防護を特に確保するため、作成される。当該計画は、荷送人、荷受人及び運送人の間の調整を通じ、かつ、関係当局との適切な連絡及び協議を通じて事前に確保される両当事国政府、移転国政府及び必要な場合にはその他の政府の協力及び援助を得て、作成される。輸送計画には、次の措置を含む。
 - (a)(i) 輸送船には、武装し及び装備を有し、かつ、輸送船の乗組員から独立した護衛者が乗船する。船上の護衛者は、積荷の常時監視及び防護に責任を有し、関係各国の法令に従って行動す

る。

- (ii) 輸送船は、出発から到着まで、武装護衛船によって護衛される。ただし、輸送計画に記載される代替安全措施が、武装護衛船による護衛のないことを効果的に補填する場合には、この限りでない。
- (b) 輸送に主要な責任を有する者（例えば、輸送船の乗組員、輸送船上の護衛者及びオペレーション・センター要員）の信頼性が確認される。
- (c) すべての港において、盗取又は妨害行為から守るため、警察を含む関係当局の協力を得て又は他の武装要員を使って輸送船への接近が制限される。
- (d) 海上における積荷の移動を防ぐための措置が講じられる。この措置には艙口の開閉装置及び船上のデリック装置又はクレーンを作動不能にすることが含まれる。輸送容器又は輸送コンテナは、許可を得ていない者が核物質に接近することを防ぐために施錠され、かつ、封印される。個々の輸送容器又は輸送コンテナには、事故の際に位置の特定を容易にするため、応答器又は発信器を装備する。
- (e) 輸送船には、通常の航行通信器とは別個の通信系であって実用化された先端技術を用いた信頼性のあるものを装備する。この通信系は、(i)輸送船からオペレーション・センターに輸送船の位置及び積荷の状況の情報を自動的に、かつ、安全確実に送信する能力並びに(ii)輸送船乗組員の介在なしに乗船護衛者とオペレーション・センターとの間の別個の、かつ、安全確実な通信を可能にする能力を有する。
- (f) 利用可能な先端技術を用いて出発から到着まで継続的に輸送船の位置及び積荷の状況を監視する責任を有するオペレーション・センターが設置される。オペレーション・センターと輸送計画において指定された関係当局のコンタクト・ポイントとの間で通信経路が確立される。
- (g) 詳細な緊急時計画が事前に作成される。これらの計画においては、想定される緊急時の状況並びに当該状況下での輸送船の乗組員、船上の護衛者、護衛船及びオペレーション・センター要員のとるべき行動が示される。これらの計画においては、輸送計画において指定された関係当局のコンタクト・ポイント及び責任分担が示される。
- (h) 指定された各関係当局が、前記の防護措置の効果的な実施を確保するため必要とされる特定の計画を、適当な場合には他の関係当局との協議並びに荷送人、荷受人及び運送人との密接な連絡を通じて作成した旨の確認が、当該各関係当局から得られる。

(訳文)

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第11条に基づく両国政府の間の実施取極(以下「実施取極」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1(a) 各当事国政府は、実施取極第1条に掲げる活動に関する情報(個々の国際移転に関し船積み前に又は船積み後可能な限り速やかに行われる通報を含む。)を他方の当事国政府に提供することが確認される。
- (b) 移転当事国政府は、実施取極第1条(a)(iii)、1(b)及び2(b)の下での核物質の船積み前に、関係

する第三国の政府に対し、当該核物質が実施取極に基づいて移転される旨の文書による通告を行うことが確認される。

(c) 実施取極第1条3(a)(iii)に規定する文書による通告を行う当事国政府は、当該通告の後船積み前に、関係する第三国の政府に対し、当該通告が完了した旨の文書による通告を行うことが確認される。

2 実施取極第1条(a)(iii)における合意は、関係する核物質が移転により移転当事国政府でない当事国政府と関係する第三国の政府との間の協力のための協定の適用を受けることとなることを条件として与えられることが確認される。また、再処理により回収されたプルトニウムは、当該第三国にある間、両当事国政府が別段の合意をする場合を除き、附属書1に掲げる施設に置かれることとなることを保証するような手続がとられることが移転当事国政府によって確認される。あわせて、実施取極第1条(a)(iii)において意図されている再処理により回収されたウランは、その後当該第三国において20パーセント未満の範囲で濃縮することができることが確認されている。あわせて、実施取極第1条3に関し、関係する核物質は、移転当事国政府の領域的管轄への返還により、本日東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協力協定」という。）の適用を受けることとなることが確認される。

3 実施取極第1条(b)及び2(b)における合意は、関係する核物質が移転により移転当事国政府でない当事国政府と関係する第三国の政府との間の協力のための協定の適用を受けることとなることを条件として与えられることが確認される。また、関係する核物質は、移転当事国政府の領域的管轄への返還により協力協定の適用を受けることとなることが確認される。

4 実施取極第2条に関し、次のとおり確認される。

(a) 実施取極の附属書1、附属書2、附属書3又は附属書4に掲げる施設の法人名その他の識別のための事項の変更の場合及び実施取極の附属書1に掲げる施設の設備能力の変更で保障措置取極の本質的変更を要しないもの場合には、口上書の交換による関係附属書の修正が行われる。

(b) 両当事国政府は、必要な場合には、機関が両当事国政府によって合意された保障措置概念を採用し、かつ、これに従って保障措置を適用することができるようにするために努力する。

(c) (b)の保障措置概念の修正の必要が生ずる場合には、両当事国政府は、これを合意により修正するため速やかに協議する。

5 実施取極第2条2(a)に関し、協力協定において核物質の照射については両当事国政府の合意が要件とされていないが、実施取極の適用を容易にするために、次の措置が適用されることが確認される。

(a) 実施取極の附属書4の5(b)に掲げるプルトニウム照射施設又は

(b) 実施取極の附属書2に掲げる軽水炉及び新型転換炉とは設計が異なる原子炉であって、その設計上の特徴のため同附属書に掲げるいずれの原子炉の保障措置手法とも異なる保障措置手法を必要とするものを同附属書に追加するためには、通告は、実施取極第2条2(a)に掲げる情報のほか、次の情報を含む。

(i) 保障措置取極が、両当事国政府が文書により認める関係する保障措置概念に従う旨の確認

(ii) 保障措置取極に含まれる主要な要素の記述

6 実施取極第2条2に定める通告の受領通知の手続は、両当事国政府の合意によることなしには修正されないことが確認される。

- 7 実施取極第3条2に関し、核拡散の危険又は停止を行う当事国の国家安全保障に対する脅威の著しい増大が特定の施設又は活動にのみ関係する場合には、実施取極第1条において与えられる同意は、当該施設又は活動についてのみ停止することができることが確認される。また、第三国の政府の行為又はいずれか一方の当事国政府の領域的管轄の外での事件は、当該当事国政府の領域的管轄内における活動又は施設の操業について実施取極第1条において与えられる同意を停止する根拠として援用されないことが確認される。ただし、それらの行為又は事件により当該活動又は施設の操業が明らかに核拡散の危険又は停止を行う当事国の国家安全保障に対する脅威の著しい増大をもたらす場合は、この限りでない。
- 8 いずれか一方の当事国政府が、実施取極に定めることによらない当該当事国政府の領域的管轄の外への核物質の移転であって第三国内の施設向けのものうち、燃料サイクルの役務の遂行及び当該当事国政府の原子力計画において使用するためのその領域的管轄へのその後の返還を目的とするものために長期的取極を締結する必要がある場合には、両当事国政府は、協力協定第11条の規定に合致し、かつ、双方が満足する取極を締結するために協議することが確認される。
- 9 実施取極の適用上、「第三国の政府」及び「第三国」には、欧州原子力共同体を含むことができる。この場合において、「欧州原子力共同体」とは、欧州原子力共同体を設立する条約によって設立された法人又は該当する場合には同条約が適用される領域をいうことが了解される。

日本国政府のために

倉成 正

アメリカ合衆国政府のために

マイケル・J・マンズフィールド

(参考)

この協定は、昭和43年に署名された米国との原子力の非軍事的利用協力協定(昭和43年2国間条約及び条約第1780号参照)を終了させ、日米間の原子力協力のために新しい枠組を提供し、我が国にとり必要不可欠な長期的に安定した米国との協力を確保するため新たに作成されたものである。

9.3 日英原子力協力協定

9.3.1 経緯

- ・ 英国が開発したコールダーホール改良型原子炉の導入をはかるため、1958年に最初の日英原子力協力協定を締結(1958年6月16日署名、12月5日発効)
- ・ 本協定は、日本が英国から原子炉等の供給を受けるとの立場を反映し、再処理や保障措置に関し、日本が一方的に義務を負う片務的なもの
- ・ 本協定の有効期限満了にともない、片務的なものから相互主義にもとづくものに改訂され、1968年3月6日に署名、同年10月15日に発効
- ・ 本協定の有効期間は30年で、1998年に全面改訂され、新協定は、1998年2月25日に署名され、同年10月12日に発効。
- ・ 尚、旧協定も含め、日英原子力協力協定の下での協力の主なものとして、日本の原子炉の使用済燃料の英国の再処理工場(THORP)での再処理委託が挙げられる。

9.3.2 構成

協定(14条からなる本文、附属書A、B、C)、合意議事録

9.3.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の提供、資材、核物質、設備の移転、役務の提供を規定(第1条)

○平和的非爆発目的のみの使用

- ✓ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、回収され又は副産物として生産された核物質¹³について平和的非爆発目的のみへの使用を規定(第3条)

○保障措置

- ✓ 第3条の義務の履行を確保するため、保障措置に関し、日本国内における協定対象核物質については、日IAEA保障措置協定を適用、英国内における協定対象核物質については、英国、EURATOM、IAEA間の保障措置協定¹⁴及び同協定に規定する保障措置に関する補助的措置並びにEURATOM保障措置を適用(第4条)
- ✓ 補助的措置として、①IAEA保障措置の適格施設及びその部分、選択施設及びその部分のリストの英国から日本への提供、②核物質が適格施設あるいはその部分であって、選択施設あるいはその部分でない場所に置かれる場合には、選択施設及びその部分にある核物質による代替を含む、双方が満足する取極の締結、③協定の適用対象の核物質及び代替核物質の在庫、払出し、受入れに関する報告書の、英国から日本への施設ごと、1年単位での提供、④③の報告書に関する協議、同報告書の問題を解決するための適切な措置、を言う(合意議事録第4パラグラフ)

¹³ 本協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又は本協定に基づいて移転された設備を用いて行う処理によって得られた核物質

¹⁴ INFCIRC/263

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関して、附属書 B(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)と最小限、同等水準の適切な防護措置を維持(第 5 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転の条件(当該受領国における①平和的非爆発目的のみへの使用、②非核兵器国への移転の場合には、当該受領国における包括的保障措置の適用、③IAEA 保障措置の適用、④附属書 B に定める水準の核物質防護措置の適用、⑤更なる再移転の場合に、①～④の保証が得られること、に関して受領締約国が保証を得ること、又は供給締約国の事前同意)を規定
- ・ 本協定に基づいて移転された濃縮、再処理又は重水生産設備、ウラン 233 若しくは 255 の高濃縮ウラン又はプルトニウムの管轄外移転については、上記保証のほか、供給締約国の事前同意が必要
(第 6 条、附属書 C)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 協定違反等の場合の是正措置を要求する権利、是正措置が適当な期間内にとられない場合の協定の停止又は終了の権利、協定に基づいて移転された核物質の返還請求権を規定(第 11 条)

○存続期間

- ✓ 25 年間有効
- ✓ 25 年経過の 6 か月前に書面による終了の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能
(第 14 条)

資料 9-3 日英原子力協力協定

・日英原子力協力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定

〔平成10年10月12日〕
条約第13号

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望し、

1968年3月6日に署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「旧協定」という。）の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協力を考慮し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が1968年7月1日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の締約国であることに留意し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、

次のとおり協定した。

第1条

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

(a) 両締約国政府は、それぞれの管轄の下にある公私の組織の間における専門家の交換による協力を助長する。日本国の組織とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の組織との間における取決め又は契約であってこの協定に沿ったものの実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、合意によって定める条件で公開の情報を相互に提供し、及びそれぞれの管轄の下にある者の間又はいずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によって定める条件で公開の情報を交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質及び設備を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらから役務の提供を受けることができる。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、1 に定める方法以外の方

法によって協力することができる。

第2条

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府は又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。1977年3月4日に作成された不拡散条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。1976年9月6日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第3条

この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非核爆発目的にのみ使用される。

第4条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

- (a) 日本国内においては、第2条(a)に規定する協定の適用を受ける。
- (b) (i) グレート・ブリテン及び北部アイルランド内においては、(1)第2条(b)に規定する協定及び同協定に規定する保障措置に関する補助的措置並びに(2)1957年3月25日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置の適用を受けるものとし、
- (ii) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のその他の領域内には、機関の保障措置((i)において特定される保障措置と同等のもの)の適用を受諾する取極及び適当な場合にはそのような保障措置に関する補助的措置をとる取極が作成されない限り置かれない。

2 いずれか一方の締約国政府が、機関又はユーラトムが何らかの理由により1において特定される保障措置を適用していないこと又は適用しないであろうことを知った場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関又はユーラトムの保障措置の原則及び手続に合致する取極であって、効果及び適用範囲に関して1において特定される保障措置と同等の保障措置を可能とするものを速やかに締結する。

第5条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置が維持されるものとし、当該防護の措置は、最小限この協定の付属書Bに定める水準のものとする。

第6条

- 1 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Cに記載された条件が満たされることについての保証を受領締約国政府が両締約国政府により適切と認められる方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の文書による事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され又は再移転されない。
- 2 次に掲げるものは、1の要件を満たし、かつ、供給締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され又は再移転されない。
 - (a) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備であつてこの協定に基づいて移転されたもの
 - (b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン233若しくは235の20パーセント以上の濃縮ウラン又はプルトニウム

第7条

- 1 直接であると第3国を経由してであるとを問わず、両国間において移転される資材、核物質及び設備は、供給締約国政府が受領締約国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された品目の移転に先立ち、移転される当該品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの文書による確認を受領締約国政府から得なければならない。
- 2 この協定の適用を受ける資材、核物質及び設備は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) これらの品目がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
 - (b) 当該品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第2条に規定する関連の協定の保障措置の終了に係わる規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合

第8条

- 1 旧協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。
- 2 資材、核物質及び設備であつて旧協定の終了の時にいずれかの締約国政府の管轄の下にあり旧協定の適用を受けていたものは、この協定の適用を受ける。

第9条

この協定のいかなる規定も、この協定の署名の日に締約国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定及び関連する他の国際協定に基づき負っている義務に影響を及ぼさない。

第10条

- 1 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国

政府の要請により、相互に協議を行う。

- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従って選定される3人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第3国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから30日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから30日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続きは、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国を拘束する。

第11条

いずれか一方の締約国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、第3条から第6条までの規定又は第10条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置を取るよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかったときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によってこの協定を停止し又は終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質であってその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができる。ただし、その返還につき時価による支払いを行うことを条件とする。

第12条

この協定の適用上、

- (a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府をいう。「締約国政府」とは、両締約国政府のいずれか一方をいう。
- (b) 「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国政府を含まない。
- (c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書A のA部に掲げるものをいう。
- (d) 「核物質」とは、次に定義する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 原料物質とは、次の物質をいう。
- ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
 - 同位元素ウラン235の劣化ウラン
 - トリウム
 - 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
 - 他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
 - 両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン233

同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には原料物質を含めない。

(e) 「資材」とは、原子炉において使用される物質であってこの協定の附属書AのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(f) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又はこの協定に基づいて移転された設備を用いて行う一若しくは二以上の処理によって得られた核物質をいう。

(g) 「公開の情報」とは、いずれか一方の締約国政府が秘密として指定していない情報をいう。

第13条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第14条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、25年間効力を有するものとし、その後は、3の規定に従って終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国政府も、6箇月前に他方の締約国政府に対して文書による通告を与えることにより、最初の25年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の停止又は終了の後においても、第3条から第6条まで、第7条2及び第10条から第12条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1998年2月25日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小淵恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

デーヴィッド・ライト

附属書A

A部

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間100グラムを越えない炉をいう。）
- 2 原子炉容器1に定義された原子炉の炉心及び8に定義された原子炉内装物を収納するために特に設計され又は製作された金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備1に定義された原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計され又は製作された棒、当該棒の支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を50気圧(5.1MPa)を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 6 ジルコニウム管ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対500未満のもの
- 7 一次冷却材ポンプ1に定義された原子炉用の一次冷却材を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ
- 8 原子炉内装物炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に定義された原子炉用に特に設計され又は製作された原子炉内装物
- 9 熱交換器1に定義された原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計され又は製作された熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器1に定義された原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計され又は製作された中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 12 原子炉燃料要素の加工プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 13 ウラン同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備であって分析機器以外のもの
- 14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 15 ウランの転換プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

B部

- 1 重水素 A部の1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素原子との比が1対5000を超える重水素化合物(重水(酸化重水素)を除く。)
- 2 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を越える純度を有し、一立方センチメートル当たり1.50グラムを超える密度を有する黒鉛であって、A部の1に定義された原子炉において使用されたもの

附属書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可なしに出入が行われること又は許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

輸送に当たっては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前期の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|---|--------|--|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2Kg 以上 | 500g を超え 2Kg 未満 | 15g を超え 500g 以下 |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) U235 の濃縮度 が 20%以上の U | 5Kg 以上 | 1Kg を超え 5Kg 未満 | 15g を超え 1Kg 以下 |
| | 未照射(注b) U235 の濃縮度 が 10%以上 20% 未満の U | | 10Kg 以上 | 1Kg を超え 10Kg 未満 |
| | 未照射(注b) U235 の濃縮度 が天然 Uにおけ る混合率を超え 10%未満の U | | | 10Kg 以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2Kg 以上 | 500g を超え 2Kg 未満 | 15g を超え 500g 以下 |
| 4 照射済 燃料 | | | 劣化 U、天然 U,Th 又は低濃 縮燃料(核分 裂性成分含有 率 10%未満 (注d、注e) | |

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(100ラド)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にこの燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一グレイ(100ラド)を超える間は防護の水準を一群下げることができる。

附属書C

- 1 移転され又は再移転される品目は、受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること
- 2 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について機関による保障措置が適用されており、かつ、引き続き適用されること
- 3 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、機関による保障措置が当該核物質について適用されること
- 4 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、最小限附属書Bに定める水準の防護の措置が当該核物質についてとられること
- 5 移転され又は再移転される品目が受領国である第三国から更に他の国に再移転される場合には、この附属書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られること

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、協定第二条(b)に規定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定(以下「保障措置協定」という。)に基づき、国家安全保障上の理由がある場合を除くほか、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設及びその部分にあるすべての核物質に対して、機関の保障措置の適用を受諾することを約束していることが確認される。
- 2 協定第四条に関し、協定の効果的な実施のため、両締約国政府は、協定の適用を受ける資材、核物質(グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府の場合には、当該核物質に代わる核物質を含む。)及び設備の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 3 協定第四条1に関し、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内又は地域内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。
- 4 協定第四条1(b)(i)に規定する補助的措置は次のとおりであることが確認される。
 - (a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、日本国政府に対し、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設及びその部分の一覧表並びに機関が保障措置の適用上指定している施設及びその部分の一覧表を毎年提供する。
 - (b) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、機関による保障措置の適用について適格性を有するが機関が保障措置の適用上指定していない施設及びその部分に置かれることとなる場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転を遅延させることなく、双方が満足する取極(実施可能な範囲内で、機関が保障措置の適用上指定している施設及びその部分にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を含む。)を行う。

(c) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、日本国政府及び機関に対し、相互の取極に従い、協定の適用を受ける核物質及びこれに代わる核物質の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。

(d) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、(c)の規定に従って提供される報告書に関して協議し、及び当該報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

5 協定第四条1(b)(ii)に規定する機関の保障措置に関する補助的措置をとる取極は、両締約国政府間において作成されることが確認される。

6 協定第八条2に関し、資材、核物質及び設備であって旧協定の適用を受けていたものについての協定の規定の適用を容易にするために、両締約国政府は、これらの品目の一覧表を作成する。

7 協定第九条に関し、協定の実施は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定及び関連する他の国際協定に基づき負っている義務により妨げられないことが確認される。

1998年2月25日東京で

日本国政府のために

小淵恵三

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

デーヴィッド・ライト

9.4 日加原子力協力協定

9.4.1 経緯

- ・ 日加原子力協力協定は、原協定が 1960 年に締結され(1959 年 7 月 2 日署名、1960 年 7 月 27 日発効)、本協定に基づきカナダ産ウランの輸入が行われた。
- ・ これ以前に締結された日米、日英の両協定と異なり、双務的なもの。すなわち、仮に日本からカナダに対し、原子力資機材の供給が行われる場合には、形状・内容の変更、管轄外移転、保障措置等に関しカナダ側に規制が課される。
- ・ カナダは、インドによる核実験の実施を契機に、核不拡散政策を強化。1974 年 12 月、1976 年 12 月に核物質の輸出規制強化政策を打ち出した(包括的保障措置を受け入れる国に対してのみ輸出、あらゆる核爆発利用の禁止等)。
- ・ カナダ側の申入れにより、1977 年 1 月より協定改正交渉が行われた結果、その間、カナダによる天然ウランの禁輸措置が課されたものの、1978 年 8 月 22 日、改正議定書が署名され、1980 年 9 月 2 日に発効
- ・ 主要改定点は以下の通り
 - ✓ 規制の対象として「カナダから直接移転されるウラン」の他に、新たに「第三国で濃縮されてから間接的に移転されるウラン」及び「機微な情報」の追加
 - ✓ 事前同意の対象として、規制対象核物質等の「第三国移転」及び「再処理」の他に、新たに「20%以上の濃縮」及び「プルトニウム及び高濃縮ウランの貯蔵」の追加
 - ✓ 核物質防護に関して国際的な水準に沿った措置を講ずることを追加
- ・ 1983 年 4 月 14 日に、カナダ政府の事前同意を包括化する書簡の交換が行われ、協定の対象となる核物質の東海再処理工場や民間の再処理工場等における再処理、英仏の再処理工場への管轄外移転、日本政府の管轄内におけるプルトニウム貯蔵については、1 件ごとに事前同意を得る必要がなくなった。

9.4.2 構成

協定(11 条からなる本文、附属書 A、B)、日加原子力協力協定改正議定書についての合意議事録、改正後の協定第 3 条 1 及び同条 2 に関する交換公文(1978 年)、合同作業委員会に関する交換公文(1978 年)、改正後の日加原子力協力協定第 3 条 1 及び 2 の実施に関する交換公文(1983 年)

9.4.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、公開情報の提供、設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の供給、特許権の移転、設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用、技術援助及び役務の提供を規定(第 1 条)

○管轄外移転

- ✓ 本協定に基づいて入手した設備、資材及び機微な情報¹⁵、特定物質¹⁶、本協定に基づいて

¹⁵ 「原料物質、特殊核物質及び燃料の濃縮若しくは再処理、重水の生産又は重水減速炉に関する情報であって、そ

入手した設備自体により又は設備の使用により生産した重水の管轄外への移転には供給当事国の事前同意が必要(第 3 条第 1 項)

- ✓ 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われることや当該特定物質がカナダと当該第三国の間の原子力協力協定の対象になること等を条件に、再処理のための日本の管轄外への移転には包括的事前同意を付与(交換公文第 2 部第 1 条)

○濃縮、再処理

- ✓ 特定物質の 20%を超える濃縮、再処理には供給当事国の事前同意が必要(第 3 条第 2 項)
- ✓ 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、日本における再処理には包括的事前同意を付与(交換公文第 2 部第 1 条)

○貯蔵

- ✓ 特定物質である高濃縮ウラン、プルトニウムの貯蔵¹⁷には供給当事国の事前同意が必要(第 3 条第 2 項)
- ✓ 「現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表」の枠内で行われること等を条件に、日本における貯蔵には包括的事前同意を付与(交換公文第 2 部第 1 条)

○核物質防護

- ✓ 管轄内にある特定物質に対し、附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に従って適切な防護措置をとるべきことを規定(第 3 条第 5 項)

○軍事目的、核爆発目的での使用の禁止

- ✓ 特定物質の核爆発装置の製造のための使用、軍事目的の助長のための使用を禁止(第 4 条第 1 項)

○保障措置

- ✓ 軍事目的、核爆発目的での使用の禁止の約束の履行は、カナダ国内においては、カナダと IAEA の保障措置協定、日本国内においては、日 IAEA 保障措置協定に従い、確認(第 4 条第 2 項)

○存続期間

- ✓ 協定は 10 年間有効
- ✓ 10 年経過の 6 か月前に廃棄の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の通知によりいつでも終了させることが可能(第 8 条)

の供給に先立ち受領当事国政府との協議の後に、供給当事国政府により核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象にすべきものとして指定されるもの」と定義

¹⁶ 「本協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質若しくは燃料、本協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質、燃料、設備、施設若しくは重水の使用により生じた特殊核物質又は本協定に基づいて入手された設備自体により若しくはその設備を使用して生産された重水の使用により生じた特殊核物質」と定義されている。

¹⁷ 通常の処理に付随し、関連する貯蔵に関しては事前の同意は不要。その時点でのいかなる計画にも付随しないか又はこれと関連を有しない貯蔵のみが対象となる(合意議事録第 3 パラグラフ)

資料 9-4 日加原子力協力協定

・日加原子力協力協定

(参考) 本資料は、執務参考用としてカナダとの原子力平和的利用協力協定と同改正議定書と合成したものである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定

〔昭和35年7月27日〕
条約第8号

改正 昭和55年9月2日条約第26号

日本国政府及びカナダ政府は、

原子力の平和的用途への利用によって生ずることが期待されるエネルギー供給の増加、農業及び工業の生産の向上、疾病を克服する知識及び方法の入手可能性の拡大並びに健全な、かつ、有益な目的のための研究の増進を含む多くの利益を認め、

原子力の開発が両国国民の福祉及び繁栄のために貢献することを促進し、かつ、増大することを希望し、

原子力の平和的利用の促進及び開発についての効果的な協力が両国にもたらす利益を認め、したがって、これらの目的のために相互に協力することを意図し、次のとおり協定した。

第1条

1 この協定が意図する協力は、原子力の平和的利用に関連し、かつ、次に掲げることを含むものとする。

- (a) 次のことに関する情報を含む公開の情報の供給
 - (i) 研究及び開発
 - (ii) 保健上及び安全上の問題
 - (iii) 設備及び施設(設計、図面及び仕様書の供給を含む。)並びに
 - (iv) 設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の使用
- (b) 設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の供給
- (c) 特許権の移転
- (d) 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用
- (e) 技術援助及び役務の提供

2 この条に定める協力は、合意される条件に基いて、かつ、それぞれ日本国及びカナダにおいて有効な関係法令及び許可要件に従って行われるものとする。3 各当事国政府は、他の当事国政府に対して、この協定により又はこれに基いて許可された自己の政府企業及び自己の管轄の下にあるすべての者によってこの協定の規定が受諾され、かつ、遵守されることを確保する責任を負うものとする。

第2条

1 両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、可能な限り、相互に援助を与える。両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、それぞれの政府企業及び同政府の管轄の下にある者

の間の協力を促進し、かつ、容易にする。

- 2 いずれか一方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、この協定の範囲内の事項についての情報を、他方の当事国政府又はいずれか一方の当事国政府の政府企業若しくは同政府の管轄の下にある者に供給し、又はこれらから受領することができる。
- 3 いずれか一方の当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、自国政府の一般的又は個別的許可を得て、設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料を、商業的条件又は他に合意されるところに従って、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者に供給し、又はこれらから受領することができる。
- 4 いずれか一方の当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者は、必要がある場合には自国政府の一般的又は個別的許可を得て、この協定の範囲内の事項について、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者と直接に取引し、及び他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者のために役務を行い、又はこれらから役務を受けることができる。

第3条

- 1 この協定に基づいて入手した設備、資材及び機微な情報、特定物質、並びにこの協定に基づいて入手した設備自体により又はその設備の使用により生産した重水は、いずれか一方の当事国政府の管轄の外に移転してはならない。ただし、他方の当事国政府の文書による事前の同意がある場合には、この限りでない。
- 2 特定物質は、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、20パーセントを超えて濃縮し又は再処理してはならない。また、特定物質であるプルトニウム又は20パーセントを超えて濃縮されたウランは、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、貯蔵してはならない。
- 3 原料物質、特殊核物質又は燃料は、特定物質の使用から生ずる特殊核物質であって受領当事国政府、受領当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者の使用に必要な量を超えるものを平和的非爆発目的にのみ使用するために購入する優先権を供給当事国政府に与えることを条件として、供給される。
- 4 いかなる場合にも、いずれの当事国政府も、商業上の利益を追求するために又は他方の当事国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。
- 5 両当事国政府は、それぞれの管轄内にある特定物質に対し、この協定の附属書A に定める指針の示すところに沿って、適切な防護の措置をとる。
- 6 両当事国政府の代表者は、特定物質の保管に当たって払うべき注意に関する問題について、相互に協議する。

第4条

- 1 特定物質は、いかなる核兵器の製造のためにも、核兵器の製造以外のいかなる軍事的目的の助長のためにも又は核兵器以外のいかなる核爆発装置の製造のためにも使用されてはならない。
- 2 1の規定に基づく約束の履行は、カナダ国内においてはカナダ政府と国際原子力機関(以下「機関」という。)との間の協定に従い機関によって、日本国内においては日本国政府と機関との間の協定に従い日本国政府及び機関によって、確認される。これらの確認のための手続きが効力を有しない場合

には、両当事国政府は、機関の保障措置の原則及び手続きに合致する保障措置制度を適用するために合意する。

第4条のA

1978年8月22日に東京で署名されたこの協定に関する議定書の効力発生後日本国とカナダとの間で移転される設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質、燃料及び機微な情報については、供給当事国政府がその移転に先立ち書面により受領当事国政府に通告した場合にのみ、この協定を適用する。

第5条

1 次に掲げることは、この協定の範囲から除外されるものとする。

- (a) 当事国政府が主として軍事上の意義を有するものであると認める情報、設備、施設又は資材の供給及び同設備又は施設へ近づくこと並びにこの協定に基いて入手した情報、設備、施設若しくは資材又は特定物質の軍事的目的のための使用
- (b) 第三者から受領した情報又は所有権若しくは特許権で、その供給又は移転を禁止する条件が付けられているものの供給又は移転
- (c) 供給当事国政府の管轄の下にある者が開発し、又は所有する情報の供給及びその者が所有する所有権又は特許権の移転。ただし、その者の同意に基き、かつ、その者の指定した条件に従う場合は、この限りでない。
- (d) 供給当事国政府が商業的価値のあるものと認める情報の供給。ただし、同政府の指定した条件に従う場合は、この限りでない。

2 この協定のいかなる規定も、供給の時に別段の指定がない限り、この協定に基いて供給される情報の正確性又はこの協定に基いて供給される設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質若しくは燃料の特定の使用に対する適合性若しくはそれらの仕様書の正確性に関し、いかなる責任をも課するものと解してはならない。

第6条

両当事国政府の代表者は、この協定の適用から生ずる事項について、随時協議するものとする。

第7条

この協定に別段の定のある場合を除き、この協定の適用上、

- (a) 「設備」とは、原子力活動に関連する研究、開発、利用、処理又は貯蔵に特に有用な器具、装置又は機械であって、この協定の附属書B に掲げるもの又は将来掲げることがあるものをいう。この場合において、
 - (i) 設備であってこの協定に基づいて入手した機微な情報を利用して設計され、建設され又は運転されていると受領当事国政府によって又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によって指定されたものは、この協定に基づいて入手した設備とみなす。
 - (ii) 核物質の濃縮若しくは再処理、重水の生産又は重水減速炉に関連する設備であって、その設計、建設又は運転過程がこの協定に基づいて入手した設備の設計、建設又は運転過程と本質的に同一であると受領当事国政府によって又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によって指定されたものは、この協定に基づいて入手した設備とみなす。

- (iii) 核物質の濃縮若しくは再処理、重水の生産若しくは重水減速炉に関連する設備又は機微な情報の重要な移転があつたときは、その移転先の当事国政府の管轄内にあるいずれかの施設であつて、その設計、建設又は運転過程が当該設備又は当該機微な情報を基礎として又はこれらを利用して設計され、建設され又は運転される施設の設計、建設又は運転過程と本質的に同一であると受領当事国政府によって又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によって指定されたものにおける設備は、当該設備又は当該機微な情報を利用した設備若しくは施設の最初の運転の時から20年の間、この協定に基づいて入手した設備とみなす。ただし、(ii)の規定の一般性を限定するものではない。
- (b) 「施設」とは、(a)に定める設備を含むか、若しくはこれと合体しているか、又は他に特に原子力活動に適しているか、若しくは利用される工場、建物又は建造物をいう。
- (c) 「資材」とは、すべての放射性物質、原子力活動について特殊の適用性又は重要性を有するその他の物質（たとえば重水及びジルコニウム）及び当事国政府の間で合意することがあるその他の物質をいう。ただし、(g)に定める特定物質を含まない。
- (d) 「原料物質」とは、次のものをいう。ウランの同位元素の天然の混合率からなるウラン同位元素ウラン235の劣化ウラントリウム金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前掲のいずれかの物質を含有する物質他の物質で当事国政府の間で合意することがある含有率において前掲の物質の1又は2以上を含有するもの当事国の間で合意することがあるその他の物質
- (e) 「特殊核物質」とは、プルトニウム、ウラン233、ウラン235、同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン、前記のもの1又は2以上を含有している物質及び両当事国政府の間で合意することがあるその他の物質をいう。ただし、「特殊核物質」には、原料物質を含まない。
- (f) 「燃料」とは、核連鎖反応を生じさせ及び維持するために原子炉に導入することを目的とし、又はこれに適合した形状及び量の原料物質若しくは特殊核物質又はその両方をいう。
- (g) 「特定物質」とは、この協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質若しくは燃料、この協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質、燃料、設備、施設若しくは重水の使用により生じた特殊核物質又はこの協定に基づいて入手された設備自体により若しくはその設備を使用して生産された重水の使用により生じた特殊核物質をいう。
- (h) 「政府企業」とは、カナダ原子力会社及びエルドラド鉱業精練会社(カナダ政府についていう。)並びにいずれか一方の当事国政府の管轄の下にあるその他の企業で両当事国政府の間で合意することがあるものをいう。
- (i) 「者」とは、個人、商会、社団、会社、組合、協会その他の団体(民間のであると政府のであるとを問わない。)並びにそれらの代理人及び地方代表者をいう。ただし、「者」には、(h)に定める政府企業を含まない。
- (j) 「情報」とは、技術に関する有形の資料をいい、設備、資材、原料物質、特殊核物質又は燃料の設計、生産、運転又は試験に利用することができる技術的図面、写真の原板及び印画、録音物、設計資料並びに技術及び運転に関する説明書が含まれるが、これらには限られない。ただし、公衆が入手することのできる資料を除く。
- (k) 「公開の情報」とは、部外秘、秘又は極秘の秘密指定を受けていない情報をいう。
- (l) 「機微な情報」とは、原料物質、特殊核物質及び燃料の濃縮若しくは再処理、重水の生産又は重水減速炉に関する情報であつて、その供給に先立ち受領当事国政府との協議の後に、供給当事国政府により核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象にすべきものとして指定されるものをい

う。

第7条のA

この協定の解釈又は適用から生ずる紛争であって、交渉又は両当事国政府が合意する他の手続により解決されないものは、いずれか一方の当事国政府の要請により、次のように構成される仲裁裁判所に付託する。すなわち、両当事国政府は、それぞれ、1人の仲裁裁判官を指名し、指名された2人の仲裁裁判官は、裁判長となる第3の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから30日以内にいずれか一方の当事国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の当事国政府は、国際司法裁判所長に対し、1人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第2の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから30日以内に第3の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同じ手続が適用される。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。すべての決定は、2人の仲裁裁判官の合意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両当事国政府を拘束する。

第7条のB

この協定の附属書は、両当事国政府の合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第8条

- 1 この協定は、各当事国政府によりその国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、10年の期間効力を有し、この10年の期間が満了する6箇月前に一方の当事国政府が他方の当事国政府に対し廃棄通告を行わない限り、その後は、廃棄通告を行った後6箇月まで効力を有する。
- 3 この協定が廃棄された場合においても、この協定に基づいて入手した設備、施設及び資材並びに特定物質に関し、これらの現存している間又は両当事国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の第3条、第4条、第6条、第7条及び第7条のAの規定は、なお効力を有する。
- 4 いずれか一方の当事国政府の要請があつた場合には、両当事国政府は、関係のある国際的な場における討議の結果を考慮して、この協定を改正するかどうか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかどうかについて、相互に協議する。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の附属書A

合意された防護の水準

付表に掲げる物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、少なくとも次の指標を含む。

1 第3群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任が移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行うこと。

2 第2群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置により常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこれと同等である区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任が移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行うこと。

3 第1群

この群に属する物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、前記の第2群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性が確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下である区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は出入が許可なしに行われること若しくは物質が許可なしに持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）
- (b) 輸送に当たっては、第2群及び第3群の物質の輸送について定められた前記の特別な予防措置をとるほか、更に、護送者による常時の監視及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下で行うこと。

付表 核物質の区分

| 物質 | 形態 | 第1群 | 第2群 | 第3群 |
|------------------|--|--------|--|------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を 超え 2kg 未満 | 15g を 超え (注c) |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) | | | |
| | ウラン 235 の濃縮 度が 20% 以上のウ ラン | 5kg 以上 | 1kg を 超え 5kg 未満 | 1kg 以下 (注c) |
| | ウラン 235 の濃縮 度が 10% 以上 20% 未満のウラン | | 10kg 以上 | 10kg 未満 (注c) |
| | ウラン 235 の濃縮 度が天然ウランを 超え 10% 未満の ウラン (注d) | | | 10kg 以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を 超え 2kg 未満 | 500g 以下 (注c) |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天 然ウラン、トリ ウム又は低濃 縮燃料(核分 裂性成分 10% 未満) (注 e、注 f) | |

注a プルトニウム238の同位体濃度が80パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない物質、又は原子炉内で照射された物質であって、遮蔽がない場合に、1メートル離れた地点で1時間当たり100ラド以下の放射線量率を有するもの

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が10パーセント未満の濃縮ウランであって第3群に掲げる量未満のものは、慣行による慎重な管理に従って防護するものとする。

注e この防護の水準が望ましいが、各国は、具体的な状況の評価に基づいて、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であって、当初の核分裂性物質含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり100ラドを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の附属書B

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間100グラムを超えない炉をいう。)「原子炉」には、基本的なものとして原子炉容器の内部にあるか又はこれに直接に取り付けられている物、炉心における出力の水準を制御する設備及び通常炉心の一次冷却材を収納し、これと直接に接触し又はこれを制御する部品を含む。年間100グラムを著しく超える量のプルトニウムを生産するように改造することが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのプルトニウム生成能力にかかわらず、「ゼロ出力炉」とはされない。
- 2 原子炉圧力容器 1 に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることができる金属容器の完成品又はその主要な部品で工場において製作されたもの原子炉圧力容器の上ぶたは、圧力容器の主要な部品で工場において製作されたものである。
- 3 原子炉内装物 (例えば、炉心その他の容器内装物のための支柱及び支持板、制御棒案内管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等)
- 4 原子炉燃料交換機 1 に定義された原子炉に燃料をそう入し又は取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であって、原子炉の運転時に操作が可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作(例えば通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作)を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの。
- 5 原子炉制御棒 1 に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒この原子炉制御棒は、中性子を吸収する部品のほかその支持体又は懸架体が別個に供給される場合には、これらのものを含む
- 6 原子炉圧力管 1 に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を50気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 7 ジルコニウム管 年間供給量が500キログラムを超える量のジルコニウム金属及びジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された電子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作されかつハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対500未満のもの
- 8 照射済燃料要素の再処理工場設備及び当該設備のために特に設計され又は製作された設備
「照射済燃料要素の再処理工場設備」には、照射済燃料並びに核物質及び核分裂生成物の主要な処理過程と通常直接に接触しかつこれを直接に制御する設備及び部品を含む。現在の技術水準においては、2種の設備のみが「当該設備のために特に設計され又は製作された設備」に含まれるものとみなされている。これらの設備は、次のとおりである。
 - (a) 照射済燃料要素切断機前記に定める再処理工場設備において使用するために特に設計され又は製作された遠隔操作設備であって、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又は剪断を目的とするもの
 - (b) 前記に定める再処理工場設備において使用するために特に設計され又は製作された臨界安全タンク(例えば小直径タンク、環状タンク又は平板状タンク)であって、照射済核燃料の溶解を目的とし、高温高腐食性溶液に耐えることができ、かつ、遠隔操作による充てん及び保守が可能であるもの

9 燃料要素の加工工場設備

「燃料要素の加工工場設備」には、次のものを含む。

- (a) 生産工程にある核物質と通常直接に接触し、これを直接に処理し又は制御する設備
- (b) 被覆管内に核物質を密封する設備
- (c) 前記の操作のための設備一式及び前記の操作のいずれか又は燃料加工の他の操作(例えば被覆又は密封の状態の健全性及び密封された燃料に対する最終仕上げの点検)を目的とする個々の設備

10 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のため特に設計され又は製作されたもの

「分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のため特に設計され又は製作されたもの」には、分離工程のため特に設計され又は製作された各主要設備を含む。この設備には、次のものを含む。

- (a) ガス拡散隔膜
- (b) ガス拡散筒
- (c) 6ふっ化ウラン耐食のガス遠心分離機
- (d) 6ふっ化ウラン耐食の大型軸流又は遠心圧縮機
- (e) (d)の圧縮機のための特別の圧縮機軸封部

11 重水生産工場設備

「重水生産工場設備」には、重水又はその化合物の濃縮のために特に設計された工場及び設備並びに工場設備の運転に不可欠な設備の一部をなす重要なもののすべてを含む。

(日加協定で合意した原子力施設)

日本の現在と計画中の原子力施設計画(核物質管理センター仮訳)

(1993年10月1日現在)

1. 六弗化ウラン(UF_6)への転換

(1) 海外施設

| | | |
|-----------------------|----------------|--------|
| カメココーポレーション | ポートホーププラント | (カナダ) |
| カメココーポレーション | ブラインドリバープラント | (カナダ) |
| アライドーシグナルリンク | メトロポリスプラント | (米国) |
| セコイヤ燃料コーポレーション | セコイヤプラント | (米国) |
| 英国核燃料公社 | スプリングフィールドプラント | (英国) |
| 金属ウラン及び六弗化ウラン 転換会社 | ピエールラットプラント | (フランス) |
| 金属ウラン及び六弗化ウラン | マルヴェシプラント | (フランス) |

2. 濃縮(その他)(キャパシティ, 運転開始年)

(1)国内施設

1)運転中

| | |
|------|--|
| PNC | 濃縮工学施設(1991) |
| PNC | 人形峠事業所実証プラント(200tSWU/年、1989) |
| JNFL | 六ヶ所プラント(Max 1500tSWU/年、1992) (スタート時150tSWU/年) |

2)建設中

なし

(2)海外施設

| | | |
|------------------|-------------|--------|
| DOE | パデューカプラント | (米国) |
| DOE | ポーツマスプラント | (米国) |
| ユーロディフ S. A. | ジョージベセプラント | (フランス) |
| ウレンコ(オランダ)会社 | アルメロプラント | (オランダ) |
| ウレンコ(カペンハースト)会社 | カペンハーストプラント | (英国) |
| ウレンコ(ドイツ)会社(建設中) | グローナウプラント | (独) |

(日加協定で合意した原子力施設)

日本の現在と計画中の原子力施設計画(核物質管理センター仮訳)

(1993年10月1日現在)

1. 六弗化ウラン(UF₆)への転換

(1)海外施設

| | | |
|-----------------------|----------------|--------|
| カメココーポレーション | ポートホーププラント | (カナダ) |
| カメココーポレーション | ブラインドリバープラント | (カナダ) |
| アライドーシグナルインク | メトロポリスプラント | (米国) |
| セコイヤ燃料コーポレーション | セコイヤプラント | (米国) |
| 英国核燃料公社 | スプリングフィールドプラント | (英国) |
| 金属ウラン及び六弗化ウラン 転換会社 | ピエールラットプラント | (フランス) |
| 金属ウラン及び六弗化ウラン | マルヴェシプラント | (フランス) |

2. 濃縮(その他)(キャパシティ, 運転開始年)

(1)国内施設

1)運転中

| | |
|------|--|
| PNC | 濃縮工学施設(1991) |
| PNC | 人形峠事業所実証プラント(200tSWU/年、1989) |
| JNFL | 六ヶ所プラント(Max 1500tSWU/年、1992) (スタート時150tSWU/年) |

2)建設中

なし

(2)海外施設

| | | |
|------------------|-------------|--------|
| DOE | パデューカプラント | (米国) |
| DOE | ポーツマスプラント | (米国) |
| ユーロディフ S. A. | ジョージベセプラント | (フランス) |
| ウレンコ(オランダ)会社 | アルメロプラント | (オランダ) |
| ウレンコ(カペンハースト)会社 | カペンハーストプラント | (英国) |
| ウレンコ(ドイツ)会社(建設中) | グローノウプラント | (独) |

3. 二酸化ウラン(UO₂)転換

(1)国内施設

| | |
|-----------|-----------------------|
| 三菱原子燃料(株) | 東海プラント(475t U/年、1972) |
|-----------|-----------------------|

(2)海外施設

| | | |
|----------------------|----------------|--------|
| GE会社 | ウイルミントンプラント | (米国) |
| WH会社 | コロンビアプラント | (米国) |
| カメココーポレーション | ポートホーププラント | (カナダ) |
| カメココーポレーション | ブラインドリバープラント | (カナダ) |
| ジーメンス・AG | ハナウプラント | (独) |
| フランス・ベルギー加工会社 | ピエールラットプラント | (フランス) |
| 英国核燃料会社 | スプリングフィールドプラント | (英国) |
| ジーメンスパワー コーポレーション | リッチランドプラント | (米国) |

4. 燃料加工

・ガス炉燃料

| | | |
|---------|----------------|------|
| 英国核燃料会社 | スプリングフィールドプラント | (英国) |
|---------|----------------|------|

・ 軽水炉燃料

| | |
|-----------|------------------------|
| JNF(株) | 横須賀プラント(640t U/年、1970) |
| 三菱原子燃料(株) | 東海プラント(440t U/年、1972) |
| 原子燃料工業(株) | 熊取プラント(324t U/年、1976) |
| 原子燃料工業(株) | 東海プラント(200t U/年、1980) |

・ 新型転換炉燃料

1) 運転中

| | |
|-----------|------------------------|
| PNC | 東海プラント(10t MOX/年、1975) |
| 原子燃料工業(株) | 東海プラント(64t U/年、1980) |

2) 建設中

| | |
|-----|--|
| PNC | 東海プラント(40t MOX/年、1999) (予定, 軽水炉燃料を含む) |
|-----|--|

・高速炉燃料

1) 運転中

| | |
|-----------|-----------------------|
| PNC | 東海プラント(1t MOX/年、1980) |
| 原子燃料工業(株) | 東海プラント(64t U/年、1980) |
| PNC | 東海プラント(5t MOX/年、1988) |
| JNF(株) | 横須賀プラント(18t U/年、1988) |
| 三菱原子燃料(株) | 東海プラント(16t U/年、1986) |

・軽水炉のMOX燃料

5. 研究開発段階の炉

(1) 新型転換炉

1) 運転中

| | | | |
|-------|--------|----|------|
| “ふげん” | 165MWe | 敦賀 | 1979 |
|-------|--------|----|------|

2) 計画中

| | | | |
|------|--------|----|------|
| “大間” | 506MWe | 大間 | 2002 |
|------|--------|----|------|

(2) 高速増殖炉

1) 運転中

| | | | |
|------|--------|----|------|
| “常陽” | 100MWt | 大洗 | 1977 |
|------|--------|----|------|

3) 建設中

| | | | |
|--------|--------|----|----------|
| “もんじゅ” | 230MWe | 敦賀 | 1994(臨界) |
|--------|--------|----|----------|

(3) “むつ”

| | | |
|-------|----|------|
| 36MWt | —— | 1974 |
|-------|----|------|

6. 原子炉

(1) 運転中

| | | (容量 MWe) | (運転開始年) |
|---------|---------|----------|---------|
| 東海発電所 | GCR | 166 | 1965 |
| 東海第2発電所 | BWR | 1,100 | 1978 |
| 敦賀発電所 | (1) BWR | 357 | 1970 |
| 敦賀発電所 | (2) PWR | 1,150 | 1987 |
| 女川発電所 | (1) BWR | 524 | 1984 |
| 福島第一発電所 | (1) BWR | 460 | 1971 |
| 福島第一発電所 | (2) BWR | 784 | 1974 |
| 福島第一発電所 | (3) BWR | 784 | 1976 |
| 福島第一発電所 | (4) BWR | 784 | 1978 |

| | | | | |
|----------|-----|-----|-------|------|
| 福島第一発電所 | (5) | BWR | 784 | 1978 |
| 福島第一発電所 | (6) | BWR | 1,100 | 1979 |
| 福島第二発電所 | (1) | BWR | 1,100 | 1982 |
| 福島第二発電所 | (2) | BWR | 1,100 | 1984 |
| 福島第二発電所 | (3) | BWR | 1,100 | 1985 |
| 福島第二発電所 | (4) | BWR | 1,100 | 1987 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (1) | BWR | 1,100 | 1985 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (2) | BWR | 1,100 | 1990 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (3) | BWR | 1,100 | 1993 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (5) | BWR | 1,100 | 1990 |
| 浜岡発電所 | (1) | BWR | 540 | 1976 |
| 浜岡発電所 | (2) | BWR | 840 | 1978 |
| 浜岡発電所 | (3) | BWR | 1,100 | 1987 |
| 浜岡発電所 | (4) | BWR | 1,137 | 1993 |
| 美浜発電所 | (1) | PWR | 340 | 1970 |
| 美浜発電所 | (2) | PWR | 500 | 1972 |
| 美浜発電所 | (3) | PWR | 826 | 1976 |
| 高浜発電所 | (1) | PWR | 826 | 1974 |
| 高浜発電所 | (2) | PWR | 826 | 1975 |
| 高浜発電所 | (3) | PWR | 870 | 1985 |
| 高浜発電所 | (4) | PWR | 870 | 1985 |
| 大飯発電所 | (1) | PWR | 1,175 | 1979 |
| 大飯発電所 | (2) | PWR | 1,175 | 1979 |
| 大飯発電所 | (3) | PWR | 1,180 | 1991 |
| 大飯発電所 | (4) | PWR | 1,180 | 1993 |
| 島根発電所 | (1) | BWR | 460 | 1974 |
| 島根発電所 | (2) | BWR | 820 | 1989 |
| 伊方発電所 | (1) | PWR | 566 | 1977 |
| 伊方発電所 | (2) | PWR | 566 | 1982 |
| 玄海発電所 | (1) | PWR | 559 | 1975 |
| 玄海発電所 | (2) | PWR | 559 | 1981 |
| 川内発電所 | (1) | PWR | 890 | 1984 |
| 川内発電所 | (2) | PWR | 890 | 1985 |
| 泊発電所 | (1) | PWR | 579 | 1989 |
| 泊発電所 | (2) | PWR | 579 | 1991 |
| 志賀発電所 | (1) | BWR | 540 | 1993 |
| 女川発電所 | (2) | BWR | 825 | 1989 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (4) | BWR | 1,100 | 1983 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (6) | BWR | 1,356 | 1991 |
| 柏崎・刈羽発電所 | (7) | BWR | 1,356 | 1992 |

(2)建設中

| | | | | |
|-------|-----|-----|-------|------|
| 伊方発電所 | (3) | PWR | 890 | 1986 |
| 玄海発電所 | (3) | PWR | 1,180 | 1985 |
| 玄海発電所 | (4) | PWR | 1,180 | 1985 |

(3)建設中

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|------|
| 巻発電所 | (1) | BWR | 825 | 2002 |
|------|-----|-----|-----|------|

7. 使用済燃料貯蔵

(文章略)

8. 再処理

(1)国内施設

1)運転中

| | |
|-----|----------------------------------|
| PNC | 東海プラント(0.7t/日、1977) |
| PNC | CPF(220gf/test, MAX6test/年、1982) |

2)建設中

| | |
|------|-----------------------------|
| JNFL | 六ヶ所商業再処理施設(800t/年、2000(予定)) |
|------|-----------------------------|

3)計画中

| | |
|-----|-----------------------------|
| PNC | RETF(6.0 t FBR使用済燃料/年、2000) |
|-----|-----------------------------|

(2)海外施設

| | | |
|---------|-------------|--------|
| 英国核燃料公社 | セラフィールドプラント | (英国) |
| コジェマ会社 | ラ ハーグ プラント | (フランス) |

9. プルトニウム転換

1)運転中

| | |
|-----|--------------------------------|
| PNC | 東海プルトニウム転換開発施設(10kgMOX/日、1983) |
|-----|--------------------------------|

2)建設中

| | |
|------|-------------------------------|
| JNFL | 六ヶ所商業再処理施設(108kgMOX/日、2000予定) |
|------|-------------------------------|

10. U_3O_8 と UF_6 への転換

(1)国内施設

| | |
|-----|-----------------------|
| PNC | 人形峠プラント(120tU/年、1994) |
|-----|-----------------------|

(2)海外施設

| | | |
|----------------|--------------|--------|
| 金属ウラン及び UF_6 | ピエールラット プラント | (フランス) |
| 転換会社コジェマ会社 | ピエールラット プラント | (フランス) |

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書についての合意された議事録及び改正後の協定第3条1及び同条2に関する交換公文並びに合同作業委員会に関する交換公文

昭和55年9月2日
外務省告示第306号

(訳文)

合意された議事録

下名は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書を締結するための交渉において到達した次の了解を記録する。

- 1 多くの場合において、改正後の協定の一方の当事国を原産地とする原料物質又は特殊核物質が、受領当事国に引き渡される前に、転換、濃縮及び加工を含む処理のために第三国に送られる事実にかんがみて、このような処理済みの物質は、改正後の協定に基づいて受領当事国によって入手されるものであり、したがって改正後の協定の規定の適用を受けるものであることが確認される。
- 2 改正後の協定に基づいて入手された原料物質又は特殊核物質が、他の原産地の原料物質又は特殊核物質とともに生産され、処理され又は使用される場合には、その過程で生産される原料物質又は特殊核物質及びその過程で生ずる損耗は、最初に混合したときに含まれていた原料物質又は特殊核物質であって改正後の協定の適用を受けるものの比率に比例して、改正後の協定の適用を受ける原料物質又は特殊核物質から生じたものとみなされることが確認される。この場合において、前段の「生産され、処理され又は使用される」の語は、転換、加工、濃縮、再処理及び照射を含むものとする。
- 3 特定物質であるプルトニウム又は20パーセントを超えて濃縮されたウランの改正後の協定の第3条2による貯蔵に関し、(a) これらの物質の通常の処理に付随しかつ関連する貯蔵は、前記の規定に基づき供給当事国政府の文書による事前の同意を必要とする貯蔵とみなされないこと、及び(b) これらの物質を近接の時期に利用することに関し、その時に存在するいかなる計画にも付随しないか又はこれと関連を有しない貯蔵(例えばいかなる確定された再利用計画とも関連を有しないプルトニウムの備蓄)のみが前記の規定に基づき供給当事国政府の文書による事前同意の対象となることが了解される。
- 4 改正後の協定の第7条(1) にいう重水減速炉に関する情報とは、重水減速炉の設計、生産又は運転に不可欠かつ特有の情報であり、重水減速炉のための燃料加工に関する情報を含むことが確認される。

1978年8月22日に東京で

日本国政府のために

園田直

カナダ政府のために

J・H・ホーナー

(改正後の協定第3条1及び同条2に関する交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のためのカナダ政府と日本国政府との間の協定を改正する議定書(以下「議定書」という。)及び国際核燃料サ

イクル評価で討議される事項の中に再処理及び濃縮が含まれている事実に言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、同一の核物質に対する複数の供給国による規制が重なること及びこのことから生ずる行政上の諸問題の回避に関し正当な関心がもたれている事実並びに関係当事国が満足する解決に到達するためにこれらの困難につき国際的な場において二国間及び多数国間で討議されている事実に言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、次の了解をカナダ政府に代わって確認する光栄を有します。

1 改正後の協定の第3条1及び同条2の規定の実施に関し、両政府が、前記の討議に照らして他の措置につき合意する時まで、次の暫定的措置がとられる。

(a) 1977年11月15日にカナダ政府とアメリカ合衆国政府との間で交換された書簡の第4項(2)の規定(この書簡に添付されている。)に留意して、日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、日本国政府が議定書を締結したことを通報し、かつ、アメリカ合衆国政府に改正後の協定の写しを一部提供する。

(b) 前記の交換された書簡の規定を適用することができない場合には、改正後の協定の第3条1及び同条2の規定は、カナダ政府と日本国政府との間の直接の通報により実施される。

2 改正後の協定の第3条1及び同条2の規定に基づきカナダ政府が、議定書の効力発生の前にカナダから日本国に移転された原料物質、特殊核物質及び燃料並びにこれらから生じた他の特定物質(1959年の協定にいうもの)に関し、その権利を行使する場合には、これらの権利は、前記の物のうち次の3の規定に従って確認されたもの及びこのようにして確認された前記の物から生じた特定物質に対してのみ行使されることが了解される。

3 両政府は、議定書の効力発生の日の日付で1959年の協定に定義された特定物質の目録を事実上作成するための特別技術委員会を設置する。両政府は、必要かつ適当な場合には、この委員会にアメリカ合衆国政府を招請する。

4 改正後の協定の第3条1及び同条2の規定は、これらの規定に掲げられた物が、いかなる核兵器の製造のためにも、核兵器の製造以外のいかなる軍事的目的の助長のためにも又は核兵器以外のいかなる核爆発装置の製造のためにも使用されないことを確保するためにのみ適用されるものであることが了解される。

本大臣は、閣下が英語及びフランス語を正文とするこの書簡に盛られた了解を日本国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。1978年8月22日に東京で

カナダ通商産業大臣

J・H・ホーナー

日本国外務大臣

園田直閣下

別添

1977年11月15日にカナダ政府とアメリカ合衆国政府との間で交換された書簡の第4項(2)

(2) アメリカ合衆国は、カナダの同意があらかじめ得られた場合を除くほか、このような物質、設備及び重水の再移転又は濃縮の同意についてアメリカ合衆国が有するいかなる権利をも行使しない。またアメリカ合衆国は、カナダの同意があらかじめ得られた場合を除くほか、このようにしてその管轄の外に移転された特殊核物質(この特殊核物質からその後順次生じた特殊核物質を含む。)を含有する照射済燃料要素、設備及び重水の再移転、再処理又はその他の形状若しくは内容の変更の同意についてアメリカ合衆国が有するいかなる権利をも行使しない。これは、同意を求める国がアメリカ合衆国に対してカナダがこの権利又はそれと同等のものを有することを通報した場合においてのみ適用される。アメリカ合衆国がこの通報を受けなかつた場合においては、アメリカ合衆国は、前記の同意を与える前にカナダと協議する。

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本大臣は、更に、閣下の書簡に盛られた了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

1978年8月22日に東京で

日本国外務大臣 園田 直

カナダ通商産業大臣 J・H・ホーナー閣下

(合同作業委員会に関する交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のためのカナダ政府と日本国政府との間の協定を改正する議定書に言及するとともに、次の了解をカナダ政府に代わって確認する光栄を有します。改正後の協定の円滑な実施を確保するために、両政府は、その専門家からなる合同作業委員会を設置する。この合同作業委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 改正後の協定の実施及びこれと関連する商業取引が不当に遅滞することを避けることを目的として、改正後の協定に定められている原子力活動に関する情報の交換を行うこと。
- (2) 改正後の協定の第3条の効果的な実施を促進することを目的として、改正後の協定の第7条(1)に規定する機微な情報の指定の手續及び改正後の協定の第4条のAに規定する機微な情報の移転の通知の方法に関して協議を行うこと。

本大臣は、閣下が英語及びフランス語を正文とするこの書簡に盛られた了解を日本国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

1978年8月22日に東京で

カナダ通商産業大臣 J・H・ホーナー

日本国外務大臣 園田 直閣下

(日本側書簡)

この書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する

光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本大臣は、更に、閣下の書簡に盛られた了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

1978年8月22日に東京で

日本国外務大臣 園田 直

カナダ通商産業大臣 J・H・ホーナー閣下

**改正後の原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定第3条
1及び2の実施に関する交換公文**

〔 昭和58年5月28日
外務省告示第165号 〕

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、1959年7月2日にオタワで署名され、1978年8月22日に東京で署名された議定書によって改正された原子力の平和的利用における協力のためのカナダ政府と日本国政府との間の協定(以下「改正後の協定」という。)、特に、その第3条1及び2(特定物質は、いずれか一方の当事国政府の管轄の外に移転してはならない(ただし、他方の当事国政府の文書による事前の同意がある場合には、この限りでない。))旨の規定及び特定物質は、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、再処理してはならず、また、特定物質であるプルトニウムは、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、貯蔵してはならない旨の規定を含んでいる。)に言及する光栄を有します。

第1部

1 両政府の担当者は、再処理並びにこれにより生じたプルトニウムの貯蔵及び使用に関する問題につき、国際核燃料サイクル評価(INFCE)の関連の結論を基礎として討議を行った。討議の結果、次に要約する一般的に妥当する指針が両政府が賛成し支持を与えることができるものとして明らかになった。

- (a) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用がその管轄内において行われる政府は、核不拡散という実効のある誓約を行っているべきであり、かつ、これを維持すべきである。
- (b) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用に係る施設内にあり平和目的に利用する旨が約束されているすべての核物質に対しては、IAEA保障措置を適用すべきである。
- (c) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用に係る施設内にあるすべての核物質並びにこれらの施設間の核物質の輸送については、1978年2月のIAEA文書INFCIRC-254中の関連の記述の示すところに沿って、適切な防護の措置をとるべきである。
- (d) 関係政府の間に相互に満足し得る通告及び物質関係報告のための手続が存在すべきである。
- (e) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用が想定されている場合には、関係政府は、再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用に関連する政策、法令及び規制の解説と共に現在の及び予定中の原子力計画の表を提示しておくべきである。
- (f) 関係政府は、定期的かつ適時の協議を行うべきである。協議においては、なかんずく(e)にいう現

在の及び予定中の原子力計画の表を適宜更新し及び同表の対象である原子力計画における重要な変更について十分に検討を行うべきものと期待される。

- (g) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用は、(e) にいう現在の及び予定中の原子力計画の表が提示されており、この指針において想定されている措置がとられ、かつ、再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用が前記の表の対象である原子力計画の一部を成している場合、又は再処理若しくはプルトニウムの貯蔵若しくは使用が前記の表の対象である原子力計画の一部を成していないが関係政府が迅速な協議を行って結論を得た場合にのみ行われるべきである。
- (h) 再処理並びにプルトニウムの貯蔵及び使用は、その管轄内においてこれらのことが行われる政府の核不拡散という誓約に変化がなく、かつ、(f) にいう定期的かつ適時の協議が引き続き行われる場合にのみ行われるべきである。

2(a) 本大臣は、核拡散の危険を減少させるためにプルトニウムの分離、貯蔵、輸送及び使用には特別の注意が必要であること並びに再処理及びプルトニウムに係る国際的保障措置その他の核不拡散措置の改善に支持が与えられるべきであることを両政府が確認していることに留意します。本大臣は、更に、特に、大規模な原子力計画が存在する場合について、入手可能な資源の最大限の利用、使用済燃料の管理及び研究を含むその他の原子力の平和的非爆発目的利用との関連における再処理の役割を両政府が認識していることに留意します。

(b) 本大臣は、また、核不拡散の目標の推進を確保するという両政府の決意及びそれぞれの国の原子力計画における長期的な必要性を勘案して両政府が改正後の協定の関係規定の予見可能かつ実質的な実施を希望していることに留意します。

(c) 本大臣は、更に、改正後の協定が両政府間において効力を有しており、かつ、カナダ及び日本国の両国が核兵器の不拡散に関する条約の締約国であることに留意します。よって、本大臣は、日本国政府が核不拡散という実効のある誓約を行うとともにすべての核物質をIAEA保障措置及び適切な水準の防護の措置の下に置いていること、相互に満足し得る通告及び物質関係報告のための手続が、特に、前記の議定書に関連して行われた1978年8月22日付けの両政府間の交換公文に基づいて設置された合同作業委員会において作成されていること、現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表が提示されていること、並びに改正後の協定が協議(定期的に、かつ、適時に行われてきており、引き続きそのように行われるものと考えます。)について規定していることを確認します。本大臣は、したがって、前記の指針の目標を達成していることにつき両政府間に意見の一致があることに留意します。

第2部

前記のことにかんがみ、本大臣は、次のことをカナダ政府に代わって提案する光栄を有します。

- 3の規定に従うことを条件として、カナダ政府は、特定物質の日本国政府の管轄内における再処理及び特定物質であるプルトニウムの日本国政府の管轄内における貯蔵に対する改正後の協定第3条2にいう同意並びに再処理のための特定物質の日本国政府の管轄の外への移転に対する改正後の協定第3条1にいう同意をここに与える。
- 3の規定に従うことを条件として、カナダ政府は、次の(a) 及び(b) に掲げることをここに確認する。
 - 日本国からの移転される特定物質は、第三国において再処理することができること。
 - そのような特定物質は、再処理後に、当該第三国から日本国に再移転することができること。
- 1及び2の規定は、次の(a) から(d) に掲げることを条件として適用する。
 - 再処理、貯蔵、移転又は再移転が現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表(必要な場合に

は、日本国政府が更新する。)の枠内で行われること。

(b) 改正後の協定が効力を有していること及び核兵器の不拡散に関する条約が日本国について効力を有していること。

(c) 改正後の協定の適用から生ずる事項についての協議(なканずく現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表を定期的に更新し及び同表に係る重要な変更についての情報を提供するための場とすることが意図される。)が引き続き適時に行われること。

(d) 再処理のための特定物質の日本国政府の管轄の外への移転であって第三国(国家の集団を含む。)向けのものに関しては、当該特定物質がカナダと当該第三国(国家の集団を含む。)との間の原子力協力協定の対象となること及びカナダと当該第三国(国家の集団を含む。)との間に再処理委託に関する合意が存在すること。

4 現在の及び予定中の日本国の原子力計画の表の枠外で行われる特定物質の再処理、貯蔵及び移転に対する改正後の協定第3条1及び2に基づくカナダ政府の事前の同意に関し、カナダ政府は、日本国政府の要請があつた場合には、改正後の協定に規定する協議を行う。協議は、要請が行われてから40日以内に行われるものとする。

本大臣は、更に、前記のことが日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、英語及びフランス語を正文とするこの書簡の第2部及び閣下のその旨の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

1983年4月14日にオタワで

カナダ外務大臣 A・J・マケツカン

日本国特命全権大使 御巫清尚閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本使は、更に、閣下の書簡の第2部に盛られた提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡の第2部及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、更に、日本国政府は閣下の書簡の第1部1に述べられた指針に賛成し支持を与えることができる旨及び同書簡の第1部2は日本国政府の理解しているところを正確に反映している旨を述べる光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

1983年4月14日にオタワで

日本国特命全権大使 御坐清尚

カナダ外務大臣 A・J・マケツカン閣下

9.5 日仏原子力協力協定

9.5.1 経緯

- ・ フランスとの間では、1965 年 7 月の書簡交換に従って原子力に関する研究協力が進展
- ・ 核物質、資材等の入手を容易にすることなど日仏両国の協力関係を強化拡大することが必要となってきたため、また、フランス政府から協定締結の提案もあり、政府間協定締結の交渉を実施。
- ・ 1972 年 2 月 26 日東京において、フランス側ギランゴー駐日大使と日本側福田外務大臣によって日仏原子力協力協定が署名（同年 9 月 22 日発効）
- ・ 原子力の平和的利用のための協力の方法として、専門家の交流、情報の交換ならびに資材、設備、施設および役務の供給、受領を規定するとともに、協定に基づいて入手した資材、設備等が平和的目的にのみ使用されること、それらの資材、設備等に保障措置が適用されること等を規定。本協定下では、天然ウランの入手、濃縮委託、再処理委託等を実施
- ・ 協定署名以降の新たな国際的な動きを現行協定に取り込むことの必要性が認識されていたこと、また、同協定が日仏間の原子力平和的利用協力関係の実態に沿わないものとなっていたことを踏まえ、1987 年 4 月、日仏間で協議の結果、協定改正交渉の開始に合意
- ・ これを受けて、1988 年 7 月以降 6 回に亘る交渉を行い、1990 年 4 月 9 日、本協定の改正議定書に署名、同議定書は 6 月 26 日国会で承認を得て、7 月 19 日に発効
- ・ 改正の主な内容は以下の通り
 - ✓ 単なる「平和的利用」の「平和的非爆発目的利用」への変更
 - ✓ 機微な技術(再処理、濃縮及び重水生産技術)に関する規定の導入
 - ✓ 核物質防護に関する規定の導入
 - ✓ 本協定のみなし規定により、改正議定書発効以前にフランスから日本に移転された六ヶ所村再処理工場の設計、建設、運転に関する技術も規制対象となっている

9.5.2 構成

協定(15 条からなる本文、附属書 A,B,C)、日仏協定改正議定書に関する合意議事録(1990 年)、合同作業委員会に関する交換公文(1990 年)、日仏原子力協力協定第 4 条(d)に関する交換公文(1972 年)、日仏原子力協力協定第 6 条に関する交換公文(1972 年)、日仏原子力協力協定第 10 条に関する交換公文(1972 年)

9.5.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の提供、資材、核物質、設備、施設及び機微な技術の移転、役務の提供を規定(第 1 条)

○平和的非爆発目的のみの使用

- ✓ 本協定の下で移転された資材、核物質、設備、施設及び機微な技術、移転された機微な技術に基づく設備及び施設、回収され又は副産物として生産された核物質¹⁸の平和的非爆発目的のみへの使用を規定(第2条)

○保障措置

- ✓ 第2条の義務の履行を確保するため、保障措置に関し、日本国内における協定対象核物質については、日IAEA保障措置協定を適用、フランス国内における協定対象核物質については、フランス、EURATOM、IAEA間の保障措置協定を適用(第2条のA)
- ✓ フランスにおいて協定の対象となる核物質が選択施設以外の施設に置かれる場合には、選択施設にある核物質による代替を規定
- ✓ フランスが適格施設のリストを変更する場合は、フランスは日本に対し、リストを提供
- ✓ フランスは日本に対し、協定の適用対象の核物質及び代替核物質の在庫の状況を施設ごとに、1年単位で提供
(以上、合意議事録)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質や回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な核物質防護措置が、最小限、附属書A(核物質の区分表は核物質防護条約と同じ)に定める水準において維持されるべきことを規定(第3条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、本協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質、本協定に基づいて移転された設備又は施設を用いて行う処理によって得られた核物質の管轄外移転の条件(当該受領国における①平和的非爆発目的のみへの使用、②IAEA保障措置の適用、③附属書Aに定める水準の核物質防護措置の適用、に関して受領締約国が保証を得ること、又は供給締約国の事前同意)を規定
- ・ 本協定に基づいて移転された濃縮、再処理又は重水生産設備、ウラン233若しくは255の高濃縮ウラン、プルトニウム又は重水、本協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設の管轄外移転については、上記保証のほか、供給締約国の事前同意が必要
(第4条、附属書A)

○機微技術

- ✓ 1987年4月30日の契約に基づき、改正議定書の効力発生以前に、フランスから日本に移転された六ヶ所村の商業規模再処理施設の設計、建設及び運転に係る有形の資料であって、両締約国政府が合意により指定するものは本協定に基づいて移転されたとみなされる。(第

¹⁸ 本協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質、又は本協定に基づいて移転された設備若しくは施設若しくは本協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備若しくは施設を用いて行う処理によって得られた核物質

4 条の A 第 4 項、附属書 B)

○存続期間

- ✓ 45 年間有効
- ✓ 45 年経過の 6 か月前に書面による終了の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の通知によりいつでも終了させることが可能
(第 9 条第 1 項)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 協定違反等の場合の、是正措置を要求する権利、是正措置が適当な期間内にとられない場合の、協定の廃棄の権利、協定に基づいて締結された契約の廃棄を要求する権利、協定に基づいて移転された核物質の返還請求権を規定(第 9 条第 2 項)

資料 9-5 日仏原子力協力協定

・ 日仏原子力協力協定

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

〔昭和47年9月22日〕
条約第9号

改正平成2年7月19日条約第5号

日本国政府及びフランス共和国政府は、
原子力の分野における日本国政府とフランスとの間の協力の進展に留意し、原子力の平和的利用に関する協力のための2国間協定によってその協力を促進することを希望し、
この協定に基づいて供給された情報、資材、設備及び施設が平和的目的にのみ使用されることが両国政府の意図するところであることを確認して、
次のとおり協定した。

第1条

- 1 両締約国政府は、この協定に従い、両国における原子力の平和的非爆発目的利用を促進し及び開発するため、次の方法で協力する。
 - (a) 両締約国政府は、専門家、特に研究者及び技術者の交換による両国の公私の組織の間における協力を助長する。日本国の組織とフランスの組織との間の取決め又は契約の実施に伴いそのような交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれ自国の領域への専門家の入国及びその領域における滞在を容易にする。
 - (b) 両締約国政府は、その相互の間、その管轄の下にある者の間いずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、公開の情報を相互に提供することを容易にする。それらの情報の交換に関する条件は、関係する締約国政府又は者の間の合意により事例ごとに定める。
 - (c) 各締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、原子力の平和的非爆発目的利用に必要な資材、核物質、設備、施設及び機微な技術を、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。その供給又は受領に関する条件は、関係する締約国政府又は者の間の合意により事例ごとに定める。
 - (d) 各締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、関係する締約国政府又は者の間の合意により事例ごとに定める条件で、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある認められた者に役務を提供し、又はこれらから役務の提供を受けることができる。
- 2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発目的利用を促進し及び開発するため、1の方法以外の方法による協力、特に原料物質の探鉱、採掘及び利用に関する協力を行うことができる。

第1条のA

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定並びにそれぞれの国において効力を有する関係する国際約束及び法令に従うものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要

件に従う。

- (a) 日本国政府又はその認められた者が関係する場合には、日本国政府の管轄の下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、国際原子力機関(以下「機関」という。)の保障措置が適用されること。
- (b) フランス共和国政府又はその認められた者が関係する場合には、フランス共和国政府の管轄の下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての非軍事的原子力活動において使用される核物質のうちフランス共和国政府により指定されるすべてのものについて、機関の保障措置が適用されること。

第2条

この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、施設及び機微な技術、この協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。

第2条のA

- 1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、(a)日本国政府の管轄の下では、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関し日本国政府と機関との間に締結された協定にもとづいて機関及び日本国政府の適用する保障措置の対象とされ、(b)フランス共和国政府の管轄の下では、フランスにおける保障措置の適用に関しフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間に締結された協定に基づいて機関の適用する保障措置の対象とされる。
- 2 機関がいずれか一方の締約国政府の管轄の下にある当該核物質について1の規定によって必要とされる保障措置を適用しないこととなつた場合には、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に合致する保障措置制度であつて、1に規定する保障措置と同等の効果及び適用範囲を有するものを適用するために、直ちに取極を結ぶ。

第3条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置が、最小限この協定の附属書Aに定める水準において、維持される。

第4条

- 1 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府の管轄の下で、当該締約国政府によって認められた者にのみ移転される。
- 2 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質並びにこの協定に基づいて移転された設備又は施設を用いて行う1又は2以上の処理によって得られた核物質は、次の保証を適切な方法で受領締約国政府が得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外に移転され又は再移転されない。
 - (a) その移転先において平和的非爆発目的にのみ使用されること。

- (b) 核物質について、その移転先において機関による保障措置が適用されること。
- (c) 核物質について、その移転先においてこの協定の附属書A に定める水準の防護の措置がとられること。

3 次に掲げるものは、2の規定に従うものとし、かつ、供給締約国政府の事前の文書による同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄を除く。)に移転され又は再移転されない。

- (a) 濃縮、再処理又は重水生産の設備及び施設であつてこの協定に基づいて移転されたもの
- (b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン233若しくは235の20パーセント以上の濃縮ウラン、プルトニウム又は重水
- (c) この協定に基づいて移転された機微な技術並びにこの協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設

第4条のA

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、1990年4月9日にパリで署名されたこの協定を改正する議定書の効力発生後日本国とフランスとの間で移転される資材、核物質、設備及び施設については、供給締約国政府がその移転に先立ち文書により受領締約国政府に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。
- 2 この協定の適用を受ける資材、核物質、設備及び施設は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) 当該品目がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
 - (b) 当該品目について、両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第2条のAに規定する日本国政府と機関との間の協定又はフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間の協定中保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合
- 3 この協定に基づいて移転される機微な技術は、それが受領締約国政府の管轄に入る時から、両締約国政府が合意により定める時までこの協定の適用を受ける。
- 4 この協定の適用上、この協定の附属書B に掲げる機微な技術は、この協定に基づいて移転されたものとみなす。

第5条

第1条の規定に基づいて締結される取決め及び契約は、必要があるときは、その当事者の責任についての条件を定めることができる。この協定は、それらの取決め及び契約の実施に伴う責任を締約国政府に課するものと解してはならない。

第6条

この協定のいかなる規定も、締約国政府が原子力の平和的利用に関する他の国際協定を締結しているためにこの協定の署名の日を負っている義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第7条

両締約国政府の代表者は、この協定の適用から生ずる問題について協議するため随時会合する。

第7条のA

この協定の解釈又は適用から生ずる紛争で交渉又は両締約国政府の合意する他の方法により解決されないものは、いずれか一方の締約国政府の要請により、次のように構成される仲裁裁判所に付託する。すなわち、両締約国政府は、それぞれ、1人の仲裁裁判官を指名し、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第3の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われた後30日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際連合事務総長に対し、1人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第2の仲裁裁判官の指名又は任命が行われた後30日以内に第3の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用される。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない、すべての決定は、過半数による議決で行う。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第8条

この協定の適用上

- (a) 「設備」とは、原子力計画における使用のために特に設計され又は製造された主要な機械、装置若しくは器具又はその主要な構成部分であって、この協定の附属書CのA部に掲げるものをいう。
- (b) 「施設」とは、原子力計画における使用のために特に設計され又は建設された建物又は構築物をいう。
- (c) 「者」とは、個人又は法人その他の団体(特に公私の協会、会社及び組織)をいい、日本国政府及びフランス共和国政府を含まない。
- (d) 「公開の情報」とは、秘密指定を受けていない情報をいう。
- (e) 「原料物質」とは、次のものをいう。ウランの同位元素の天然の混合率からなるウラン同位元素ウラン235の劣化ウラントリウム金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質他の物質であって両締約国政府が合意によって定める含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの両締約国政府の間の合意によって定めるその他の物質
- (f) 「特殊核分裂性物質」とは、次のものをいう。プルトニウムウラン233ウラン235同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン前記の物質の1又は2以上を含有する物質両締約国政府が合意によって定めるその他の核分裂性物質「特殊核分裂性物質」には、原料物質を含まない。
- (g) 「核物質」とは、原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (h) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又はこの協定に基づいて移転された設備若しくは施設若しくはこの協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備若しくは施設を用いて行う1若しくは2以上の処理によって得られた核物質をいう。
- (i) 「資材」とは、原子炉用の資材であってこの協定の附属書CのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (j) 「機微な技術」とは、濃縮、再処理又は重水生産の設備又は施設の設計、建設、運転又は保守にとって重要なものとして両締約国政府が合意により指定する有形の資料をいい、公衆が入手することの

できる資料を含まない。

- (k) 「この協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設」とは、その製造又は建設に利用された技術の主要な部分がこの協定に基づいて移転された機微な技術であるとして両締約国政府が合意により指定する設備及び施設をいう。

第9条

- 1 2 の規定が適用される場合を除くほか、この協定は、45年間効力を有するものとし、その後は、いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意図を通告することができる。その場合には、この協定は、その通告が行なわれた後6箇月で終了する。
- 2 各締約国政府は、他方の締約国政府が第2条、第2条のA、第3条若しくは第4条の規定に基づく義務又は第7条のAに規定する仲裁裁判所の決定を履行しない場合には、当該他方の締約国政府に対し是正措置をとるよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかつたときは、その是正措置を要求した締約国政府は、書面による通告によってこの協定を廃棄する権利を有する。この協定が廃棄された場合には、いずれの締約国政府も、この協定に基づいて締結された契約の廃棄及びこの協定に基づいて移転された特殊核分裂性物質でその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができる。ただし、その返還につき時価による支払を行うことを条件とする。
- 3 この協定が廃棄され又は終了した場合においても、第2条、第2条のA、第3条、第4条、第4条のA2から4まで、第7条、前条及び2の規定は、必要である限り引き続き効力を有する。

第9条のA

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第10条

この協定は、両国のそれぞれの憲法に従って承認されなければならない。この協定は、それぞれの国において憲法上の要件が満たされることを確認する通告の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

1972年2月26日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

福田赳夫

フランス共和国政府のために

ルイ・ド・ギランゴー

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の附属書A

防護の水準

第3群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続きを明記したものを含む。）の下で行うこと。

第2群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続きを明記したものを含む。）の下で行うこと。

第1群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第2群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）輸送に当たっては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第1群 | 第2群 | 第3群(注c) |
|------------------|--|--------|---|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 15g を超え 500g 以下 |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 20% 以上の ウラン | 5kg 以上 | 1kg を超え 5kg 未満 | 15g を超え 1kg 以下 |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 10% 以上 20% 未満のウラン | | 10kg 以上 | 1kg を超え 10kg 未満 |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が天然ウランに おける混合率を超 え 10% 未満のウラン | | | 10kg 以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 15g を超え 500g 以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、 天然ウラン、 トリウム又は 低濃縮燃料 (核分裂性成 分含有率 10% 未満) (注 d、注 e) | |

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム238の同位体濃度が80パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない物質、又は原子炉内で照射された物質であって、遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が、1メートル離れた地点で1時間当たり1グレイ以下であるもの。

注c 第3群に掲げる量未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれの国も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり1グレイを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の附属書B

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第4条のA 4 の規定により協定に基づいて移転されたとみなされる機微な技術とは、次のものをいう。

両締約国政府によって認められた者の間の1987年4月30日の契約に基づき、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の効力発生前にフランスから日本国に移転された六ヶ所村の商業規模再処理施設の設計、建設及び運転に係る有形の資料であって、両締約国政府が合意により指定するもの

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の附属書C**A部**

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間100グラムを超えない炉をいう。）
- 2 原子炉圧力容器1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であって、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作（例えば通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作）を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの。
- 4 原子炉制御棒1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒
- 5 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を50気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 6 ジルコニウム管年間供給量が500キログラムを超える量のジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1 に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対500未満のもの
- 7 一次冷却材ポンプ1に定義された原子炉の一次冷却材として液体金属を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ
- 8 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備
- 9 燃料要素の加工プラント
- 10 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの
- 11 重水、重水素及び重水素化合物の生産プラント並びに当該プラントのために特に設計され又は製作された設備

B部

- 1 重水素及び重水A部の1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が1対5,000を超える重水素化合物
- 2 原子炉級黒鉛硼素当量100万分の5の純度を超える純度を有し、1立方センチメートル当たり1.50グラムを超える密度を有する黒鉛

(右条約の仏文)〔省略〕

〔平成2年7月19日号外〕
〔条約 第 5 号〕

〔総理・外務・通商産業大臣署名〕

1972年2月26日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

1972年2月26日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びフランス共和国政府は、

原子力の分野における日本国とフランスとの間の協力の進展に留意し、

原子力の平和的利用に関する協力を、予見可能であり、かつ、長期にわたる確固たる基礎の上に促進することを希望し、

協定に基づいて移転された情報、資材、核物質、設備、施設及び機微な技術が平和的非爆発目的にのみ使用されることが両国政府の意図するところであることを確認し、

資材、核物質、設備、施設及び機微な技術の輸出に関する両国政府の政策に留意し、

日本国及びフランスが国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であり、日本国政府は機関との間において1977年3月4日にウィーンで核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する協定に署名し、フランス共和国政府は欧州原子力共同体及び機関との間において1978年7月20日にブラッセルで及び1978年7月27日にウィーンでフランスにおける保障措置の適用に関する協定に署名したことを考慮し、

1972年2月26日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第1条～第11条〔略〕

第12条

1 この議定書は、両国のそれぞれの憲法に従って承認されなければならない。この議定書は、それぞれの国において憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、改正後の協定第9 条3 の規定に従うことを条件として、改正後の協定が効力を失う時に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

1990年4月9日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

木内昭胤

フランス共和国政府のために

フランソワ・シェール

附属書〔略〕

(右条約の仏文)〔略〕

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書に関する合意された議事録の交換公文

〔平成2年7月19日号外〕
〔外務省告示第332号〕

平成2年4月9日にパリで1972年2月26日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書が署名された際、次の合意された議事録の署名及び合同作業委員会に関する書簡の交換がフランス共和国政府との間に行われた。

合意された議事録

下名は、本日パリで署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)を改正する議定書(以下「議定書」という。)を締結するための交渉において到達した次の了解を記録する。

- 1 改正後の協定第1条のAに関し、次のことが確認される。
 - (a) 改正後の協定第2条のA1(a)に規定する日本国政府と国際原子力機関(以下「機関」という。)との間の協定が実施されるときは、改正後の協定第1条のA(a)に定める要件が満たされる。
 - (b) 改正後の協定第2条のA1(b)に規定するフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間の協定が実施されるときは、改正後の協定第1条のA(b)に定める要件が満たされる。
- 2 改正後の協定第2条のA1に関し、次のことが確認される。
 - (a) 改正前の協定若しくは改正後の協定に基づいて移転された核物質又は回収され若しくは副産物として生産された核物質(以下「協定の対象となる核物質」という。)は、フランス共和国政府の管轄の下で、改正後の協定第2条のA1(b)に規定するフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間の協定第1条(a)に基づいてフランス共和国政府により、機関の保障措置の対象となるものとして指定される。
 - (b) 協定の対象となる核物質が、機関の保障措置の適用上選択されている施設以外の施設に置かれる場合には、フランス共和国政府は、機関の保障措置の適用上選択されている施設の中にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものと代替する。
 - (c) フランス共和国政府が改正後の協定第2条のA1(b)に規定するフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間の協定第1条(b)に基づいて作成された施設の一覧表を変更する場合には、フランス共和国政府は、日本国政府に対し、その一覧を提供する。
 - (d) フランス共和国政府は、協定の対象となる核物質の施設ごとの計量管理を行い、その在庫の状況及び機関の保障措置の適用上選択されている施設の中にある(b)に規定する核物質の在庫の状況を、日本国政府に対し、施設ごとに1年単位で提供する。これらの情報は、改正後の協定第2条のA1(b)に規定するフランス共和国政府、欧州原子力共同体及び機関の間の協定に従って、フランス共和国政府により機関に対して通報されている。

- (e) 日本国政府は、日本国政府の管轄の下にある協定の対象となる核物質の施設ごとの計量管理を行う。
- (f) 両締約国政府は、両国における機関の保障措置の適用に関し、その適用が円滑に行われるよう、共同して随時機関と協議する。
- 3 改正後の協定第4条2に関し、受領締約国政府は、同条2(a)、(b)及び(C)に定める保証を得ることができない場合に限り、例外として供給締約国政府の事前の同意を求めることが確認される。
- 4 改正後の協定第4条のA1に関し、議定書の効力発生前に改正前の協定に基づいて日本国とフランスとの間で移転された資材、核物質、設備及び施設は、いかなる通告も必要とすることなく、改正後の協定の適用を受けることが確認される。
- 5 改正後の協定第4条のA3に関し、改正後の協定に基づいて移転された機微な技術が供給締約国政府の管轄へ再移転される場合には、当該供給締約国政府の管轄に入る時から、改正後の協定の適用を受けないこととなることが確認される。
- 6 改正後の協定第8条(k)の規定の適用上、次のことが確認される。
- (a) 設備又は施設の製造又は建設に利用された技術には、次の要素を含む。
- (i) 工程設計基礎
 - (ii) 設計技術
 - (iii) 製造技術
 - (iv) 建設技術
 - (v) 運転又は保守の技術
- (b) 改正後の協定に基づいて移転された機微な技術が当該設備又は施設の製造又は建設に利用された技術の主要な部分であるかないかを判断するに当たり、(a)に掲げる要素ごとに、次のことが考慮される。
- (i) 当該設備又は施設において行われる濃縮、再処理又は重水生産の工程と当該技術との間の関係の特有性の程度
 - (ii) 当該技術がその受領締約国からその供給契約国に既に移転された機微な技術の貢献の基礎の上に開発された場合において、その貢献の大きさ

1990年4月9日にパリで

日本国政府のために

木内昭胤

フランス共和国政府のために

フランソワ・シェール

(合同作業委員会に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日パリで署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書に言及するとともに、次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

両締約国政府は、改正後の協定の円滑な実施を確保するため、外交上の経路を通じて随時協議するものとし、また、必要に応じ、その専門家から成る合同作業委員会を設置することができる。この合同作業委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 改正後の協定の実施及びこれと関連する商業取引が不当に遅滞することを避けることを目的として、

改正後の協定に定められている原子力活動に関する情報の交換を行うこと。

- (2) 改正後の協定の効果的な実施を促進することを目的として、改正後の協定第8条(j)に規定する機微な技術に係る指定並びに改正後の協定第8条(k)に規定する移転された機微な技術に基づく設備及び施設に係る指定に関して協議すること。

本使は、貴官がこの書簡に盛られた了解をフランス共和国政府に代わって確認されれば幸いです。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

1990年4月9日にパリで

フランス駐在日本国

特命全権大使 木内昭胤

外務省次官

フランソワ・シェール殿

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、閣下の書簡に盛られた了解をフランス共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1990年4月9日にパリで

外務省次官

フランソワ・シェール

フランス駐在日本国

特命全権大使 木内昭胤閣下

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第4条(d)に関する交換公文等

(昭和47年9月22日)
外務省告示第203号

(原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第4条(d)に関する交換公文等)

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された原子力の平和的利用に関する協力のためのフランス共和国政府と日本国政府との間の協定第4条(d)の規定に関し、両政府の次の了解を確認する光栄を有します。

協定第4条(a)(i)の規定に従い設計が検討される設備及び施設は、国際原子力機関の文書INFCIRC-66-Rev. 2に定める同機関の保障措置制度及び同機関の理事会が行なうその追加又は修正において定義される主要な原子力施設に限定する。

本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

フランス共和国特命全権大使

ルイ・ド・ギランゴ

日本国外務大臣福田赳夫閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、次のとおり通報された本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(フランス側書簡)

本大臣は、前記の閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わって確認いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

日本国外務大臣 福田 赳夫

フランス共和国特命全権大使

ルイ・ド・ギランゴ閣下

(原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第6条に関する交換公文)

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された原子力の平和的利用に関する協力のためのフランス共和国政府と日本国政府との間の協定第6条の規定に関し、両政府の次の了解を確認する光栄を有します。

前記の協定と欧州原子力共同体を設立する条約との間には、いかなる矛盾も存在しない。したがって、前記の協定の実施は、フランスが欧州原子力共同体に加盟しているために負っている義務、特に同条約第7章の規定に基づく義務によりなんら制限されることはない。

本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

フランス共和国特命全権大使

ルイ・ド・ギランゴ

日本国外務大臣 福田 赳夫閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、次のとおり通報された本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(フランス側書簡)

本大臣は、前記の閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わって確認いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

日本国外務大臣福田赳夫

(日本側書簡)

フランス共和国特命全権大使

ルイ・ド・ギランゴ―閣下

(原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第10条に関する交換公文)

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された原子力の平和的利用に関する協力のためのフランス共和国政府と日本国政府との間の協定第10条の規定に関し、両政府の次の了解を確認する光栄を有します。

両締約国政府は、前記の協定及びその第3条1の三者間協定が同時に効力を生ずることを確保するために必要な措置をとる。

本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わって確認されれば幸いです。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

フランス共和国特命全権大使

ルイ・ド・ギランゴ―

日本国外務大臣 福田 赳夫閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、次のとおり通報された本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(フランス側書簡)

本大臣は、前記の閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わって確認いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1972年2月26日に東京で

日本国外務大臣福田赳夫

9.6 日豪原子力協力協定

9.6.1 経緯

- ・ オーストラリアは世界有数のウラン資源国であり、日本への天然ウランの供給を可能にするため、またオーストラリア政府から協定締結の提案もあり、政府間協定締結の交渉が行なわれ、1972年2月21日キャンベラにおいて、日豪原子力協力協定が署名(同年7月28日発効)。
- ・ インドの核実験を契機とする世界的な核拡散に対する懸念の高まりの中で、オーストラリアは、1977年5月、ウラン輸出に際して核拡散防止強化を図ることを目的とした以下の政策を発表。同政策具体化のため関係各国との間で原子力協力協定の改正交渉を開始
 - ✓ オーストラリア産核物質の輸入国は、非核兵器国にあつては NPT 加盟を、また核兵器国にあつては核爆発目的に使用せずかつ IAEA の保障措置を適用するとの確約を条件とする
 - ✓ 輸入国にオーストラリア産核物質が存在する限り保障措置の継続適用
 - ✓ オーストラリア産核物質の第三国移転、再処理及び 20%を超える濃縮に関するオーストラリア政府の事前同意
 - ✓ 適切な防護措置の適用
 - ✓ 今後、締結される契約に基づくウラン輸出に当たっては、以上の要件を満たす協定が締結されていることを条件とする
- ・ 日本との間での交渉は、1978年8月に開始され、1982年3月5日に旧協定に代わる新協定に署名。同協定は同年8月17日に発効
- ・ 主要な改正点は以下の通り
 - ✓ 規制の対象となる行為として「管轄外移転」の他に新たに「再処理」及び「20%を超える濃縮」を追加。このうち、「管轄外移転」及び「再処理」の規制については包括的事前同意方式を導入
 - ✓ 協定に基づいて入手した重水等の資材及び濃縮、再処理又は重水の生産に関する核拡散防止のために特に規制すべき技術情報を新たに管轄外移転の際の事前同意の対象としたこと(従来は核物質及び設備のみが対象となっていた)
 - ✓ 核物質に対する適切な防護措置を規定
 - ✓ いわゆる平和的核爆発の明示的な禁止
 - ✓ NPT に基づく保障措置協定による保障措置の適用

9.6.2 構成

協定(11条からなる本文、附属書 A,B,C)、実施取極、核物質の移転に関する交換公文、二重規制に関する交換公文、合意議事録、討議の記録

9.6.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の提供、交換、核物質、資材、設備、機微な技術の移転、役務の提供を規定(第1条)

○軍事目的、核爆発目的での使用の禁止

- ✓ 本協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術の、核爆発装置の開発、製造のための使用、軍事目的の助長のための使用を禁止(第 3 条第 1 項)

○保障措置

- ✓ 本協定により規律される核物質に対し、NPT に基づく保障措置を適用(第 3 条第 2 項)

○核物質防護

- ✓ 本協定により規律される核物質に対し、最小限、附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に基づく防護措置を適用(第 4 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定により規律される核物質、資材、設備、機微な技術の一方の締約国からの管轄外移転に関しては、他方締約国の事前同意が必要(第 5 条第 1 項(a))
- ・ 再処理を目的とする、日本から英仏の再処理施設への、協定により規律される核物質の移転に対し、包括的事前同意を付与(核物質の移転に関する交換公文第 1 条(a)、実施取極)

○再処理

- ・ 本協定により規律される核物質の再処理に関しては、両締約国が合意する条件に従うことが必要(第 5 条第 1 項(b))
- ・ IAEA による保障措置の下で再処理が行われること、再処理によって分離されたプルトニウムが IAEA の保障措置の下で使用されることを条件に包括的事前同意を付与(附属書 B、実施取極)

○濃縮

- ✓ 本協定により規律される核物質の 20%を超える濃縮に関しては、両締約国が文書により認める条件に従うことが必要(第 5 条第 1 項(c))
- ✓ 本協定により規律される設備の、20%を超える濃縮のための使用に関しては、両締約国が文書により認める条件に従うことが必要(第 5 条第 1 項(d))

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 協定違反や核実験の場合の、本協定により規律される核物質、資材、設備、機微な技術の返還請求権を規定(第 7 条)

○存続期間

- ✓ 30 年間有効
- ✓ 30 年経過の 6 か月前に書面による終了の通知がなされない限り自動延長されるが、その後は 6 か月前の書面による通知によりいつでも終了させることが可能(第 11 条)

資料 9-6 日豪原子力協力協定

・日豪原子力協力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

昭和57年8月17日

条約第13号

日本国政府及びオーストラリア政府は、

両国政府が1972年2月21日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定に署名したことを想起し、原子力の平和的利用における両国政府の間の協力を継続させかつ一層発展させることを希望し、

1976年6月16日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約に留意し、

日本国及びオーストラリアの両国が1968年7月1日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名のために開放された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の締約国である非核兵器国であること、両国政府が不拡散条約の目的を支持していること及び両国政府が不拡散条約への参加が普遍的に行われることを促進したいとしていることを確認し、

原子力の平和的利用における両国間の協力を行うための条件で両国政府の核不拡散という誓約に沿ったものを定めることを希望し、

また、長期的な原子力計画における必要性及び両国政府が共に有する核不拡散の目標を勘案した予見可能かつ実際的な態様による原子力の平和的利用の分野における長期的な協力のための取極を作成することを希望して、

次のとおり協定した。

第1条

1 両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国においてそれぞれの時に効力を有する法令、許可要件及び行政上の手続に従うことを条件として、両国における原子力の平和的非爆発目的利用のため、次の方法により協力する。

- (a) 両締約国政府は、専門家(科学技術の分野における専門家を含む。)の交換による両国の公私の組織の間における協力を助長する。日本国の組織とオーストラリアの組織との間におけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。
- (b) 両締約国政府は、その相互の間、その管轄の下にある者の間又はいずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によって定める条件で公開の情報を提供し及び交換することを容易にする。
- (c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、核物質、資材、設備及び機微な技術を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に役務を提供し又はこれらから役務の提供を受けることができる。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的非爆発目的利用のため、1 に定める方法以外の方法により協力することができる。

第2条

1 次に掲げる物は、2から5までの規定に従うことを条件として、この協定により規律される。

(a) 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、この協定の効力発生の後に日本国とオーストラリアとの間で移転された核物質、資材、設備及び機微な技術

(b) 1972年2月21日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の終了の時にいずれかの締約国政府の管轄内にある同協定の範囲内の核物質及び設備

(c) この協定により規律される核物質から化学的若しくは物理的な処理若しくは同位体分離によって調製された核物質又はこの協定により規律される核物質から照射によって生成した核物質。ただし、このようにして調製され又は生成した核物質のうちこの(c)に該当するとみなされるものは、その調製又は生成に当たって使用された核物質の総量と当該調製又は生成に当たって使用されたこの協定により規律される核物質の量との比率に応じたものに限るものとする。

(d) この協定により規律される設備において又はこれに関連して調製され、生成し又は使用された核物質

(e) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が、この協定により規律される機微な技術を利用して設計され、建設され又は運転されているものであると指定した設備

(f) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が、この協定により規律される(a)又は(b)に掲げる設備であって核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連するものに直接基因する重要な技術を利用しているものであると指定した核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連する設備。この場合において、「重要な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に不可欠かつ特有の技術をいうことが了解される。

2 1(a)に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、供給締約国政府がその移転に先立ち文書により受領締約国政府に通告した場合のみ、この協定により規律される。

3 1(a)に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、いずれかの締約国政府の管轄に入る時からこの協定により規律される。

4 1に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、第5条1(a)の規定に基づきいずれかの締約国政府の管轄の外に移転されるまでの間、この協定により規律される。

5(a) 1に掲げる核物質は、消耗したと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動においても使用することができないような態様で希釈されたと又は實際上回収不可能となつたと決定された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。1に掲げる核物質がこの協定により規律されないこととなることを両締約国政府が文書により認めた場合も、同様とする。1に掲げる資材、設備及び機微な技術は、使用することができないと決定された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。

(b) 1 に掲げる核物質が、消耗したと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動において

も使用することができないような態様で希釈されたと又は實際上回収不可能となつたとする決定については、両締約国政府は、次条2 に規定する不拡散条約に基づき締約された協定中の保障措置の終了に係る規定に従って国際原子力機関(以下「機関」という。)の行う決定を受諾する。

第3条

- 1 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のこめに使用してはならず、また、いずれかの軍事的目的を助長するような態様でも使用してはならない。
- 2 この協定により規律される核物質は、いずれかの締約国政府の領域内にある間、不拡散条約に基づき当該いずれかの締約国政府と機関との間において締結された協定に基づいて機関(日本国政府が当該いずれかの締約国政府である場合には、機関及び日本国政府)の適用する保障措置の対象とされ、また、機関が当該いずれかの締約国政府の領域内においてそのような保障措置を適用しないこととなつた場合には、不拡散条約に基づき締結された協定の定める保障措置とその範囲及び効果が同等である保障措置について定める当該いずれかの締約国政府及び機関が締約者とする協定に基づく保障措置の対象とされる。
- 3 2 に規定する保障措置が適用されないこととなつた場合には、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に合致する保障措置制度を適用するため、直ちに取極を締結するものとする。

第4条

- 1 両締約国政府は、この協定により規律される核物質につき、最小限、この協定の附属書A に定める指針を適用して得られる防護の状態と同様の防護の状態をもたらすこととなる各締約国政府の採用する基準に沿って、防護の措置をとる。
- 2 この協定により規律される資材、設備及び機微な技術は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従って防護しなければならない。
- 3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、1及び2に定める事項について速やかに協議する。

第5条

- 1(a) この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合にのみ、一方の締約国政府の管轄の外に移転される。
- (b) この協定により規律される核物質は、両締約国政府の間において合意されたこの協定の附属書B に定める条件に従つてのみ、再処理される。
- (c) この協定により規律される核物質は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセントを超えるように濃縮される。
- (d) この協定により規律される設備は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセントを超えるようにウランを濃縮するために使用される。
- 2 1 の規定は、1 に規定する核物質、資材、設備及び機微な技術が核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のために使用されないこと及びいずれかの軍事的目的を助長するような態様でも使用されないことを確保することのみを目的として適用する。いかなる場合にも、いずれの一方の締約国政府も、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある

者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために又は原子力の平和的利用の推進を妨げるために、この協定の規定を利用してはならない。

第6条

- 1 両締約国政府は、この協定の適用から生ずる問題につき、迅速に結論を得るため、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、速やかに協議を行う。いずれの一方の締約国政府も、適当な場合には、他方の締約国政府の同意を得てこの協議に機関を招請することができる。
- 2 この協定により規律される核物質が一方の締約国政府の領域内にあるときは、当該一方の締約国政府は、要請に基づき、他方の締約国政府に対し、第3条2に規定する不拡散条約に基づき当該一方の締約国政府と機関との間において締結された協定に従って機関がその検認活動から得た全般的な結論で最新のものにつき、文書により通知する。
- 3 両締約国政府は、この協定上の義務の効果的な履行を確保するための実施手続を作成する。
- 4 両締約国政府は、この協定の範囲内において受領した商業上、産業上その他の秘密の秘密性を保護するための適切な措置をとる。

第7条

- 1 一方の締約国政府が、第3条から第5条までの規定に基づく義務若しくは次条に規定する仲裁裁判所の決定を履行しない場合において、是正措置をとるように他方の締約国政府から文書により要請されかつその後協議が行われてから適当な期間を経過した後も、引き続きこれらの義務若しくは決定を履行しないとき又は一方の締約国政府が核爆発装置を爆発させた場合には、この協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術は、他方の締約国政府の要請に基づき、当該一方の締約国政府の管轄から当該他方の締約国政府に返還されなければならない。
- 2 1 の規定に基づくこの協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術の一方の締約国政府の管轄から他方の締約国政府への返還は、当該一方の締約国政府との合意に基づき返還される核物質、資材、設備又は機微な技術についてこれらの返還に関連するものとしての権利を有するすべての第三国の政府と当該他方の締約国政府との間の協議及び返還される核物質、資材、設備又は機微な技術につき時価による支払が行われることを条件として行われる。
- 3 この協定の規定は、一方の締約国政府の管轄への核物質、資材、設備又は機微な技術の移転(直接行われるものであると第三国を経由して行われるものであるとを問わない。)の他方の締約国政府による停止に関する問題に影響を及ぼすものではない。

第8条

この協定の解釈又は適用から生ずる紛争であって、交渉又は両締約国政府の合意する他の手続により解決されないものは、いずれか一方の締約国政府の要請により、この条の規定に従って選定される3人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託する。各締約国政府は、1人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された2人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから30日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、1人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから30日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用される。ただ

し、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちいずれの国民であってもならない。仲裁裁判官には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、2人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第9条

この協定の適用上、

- (a) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書CのA部に掲げるものをいう。
- (b) 「資材」とは、原子炉用の資材であって、この協定の附属書CのB部に掲げるものをいう。「資材」には、cに定義する「核物質」を含めない。
- (c) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。
 - (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン同位元素ウラン235の劣化ウラントリウム金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質他の物質であって両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの両締約国政府が文書により認めるその他の物質
 - (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。プルトニウム239ウラン233ウラン235同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン前記の物質の1又は2以上を含有する物質両締約国政府が文書により認めるその他の物質「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。
- (d) 「情報」とは、技術に関する有形の資料をいい、核物質、資材又は設備の設計、生産、運転又は試験に利用することのできる技術的図面、写真の原板及び印画、録音物、設計資料並びに技術及び運転に関する説明書が含まれるが、これらには限られない。ただし、公衆が入手することのできる資料を除く。
- (e) 「公開の情報」とは、秘密指定を受けていない情報をいう。
- (f) 「機微な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理若しくは重水の生産に関連する情報又は両締約国政府が文書により認めるその他の情報であって、その供給に先立ち、受領締約国政府との協議の後には供給締約国政府が核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象とすべきものとして指定するものをいう。

第10条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第11条

- 1 この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する公文を交換する日に効力を生ずる。この協定は、30年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従って終了する時まで効力を存続する。
- 2 いずれの一方の締約国政府も、6箇月前に他方の締約国政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の30年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
- 3 1972年2月21日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府

とオーストラリア連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

4 この協定の終了の後においても、この協定の終了の時にこの協定により規律されていた核物質、資材、設備及び機微な技術については、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、第2条から第9条までの規定を適用する。

5 この協定の規定のいずれかを適当でないものとするといずれか一方の締約国政府が認める事情が生じた場合に、又はいかなる場合にもこの協定の効力発生の後15年を超えない間に、両締約国政府は、この協定を改正するかしないかにつき決定するため協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1982年3月5日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

黒田瑞夫

オーストラリア政府のために

A・A・ストリート

附属書A 防護の水準の指針

付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第3群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

2 第2群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

3 第1群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第2群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に入出が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる

具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

- (b) 輸送に当たっては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第1群 | 第2群 | 第3群 |
|------------------|---|--------|--|-----------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 500g 以下 (注c) |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 20% 以上のウ ラン | 5kg 以上 | 1kg を超え 5kg 未満 | 1kg 以下 (注c) |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が 10% 以上 20% 未満のウラン | | 10kg 以上 | 10kg 未満 (注c) |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮 度が天然ウランに おける混合率を超 え 10% 未満のウラン (注 d) | | | 10kg 以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2kg 以上 | 500g を超え 2kg 未満 | 500g 以下 (注c) |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天 然ウラン、トリ ウム又は低濃 縮燃料(核分 裂性成分含有 率 10% 未満) (注 e、注 f) | |

注a プルトニウム238の同位体濃度が80パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり100ラド以下であるもの。

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が10パーセント未満の濃縮ウランであって第3群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注e 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり100ラドを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

附属書B 再処理

- 1 両締約国政府は、エネルギーの有効な利用及び使用済燃料の含有する物質の管理との関連を有する再処理の原子力の平和的利用における役割を認識する。両締約国政府は、また、核拡散の危険を最小のものにとどめるためにプルトニウムの分離及び使用には特別の注意が必要であること並びに再処理又はプルトニウムに係る適切な国際的制度の発展に支持が与えられるべきであることを確認する。
- 2 この協定により規律される核物質は、次の(a)及び(b)の条件の下で、再処理することができる。
 - (a) 再処理は、機関の保障措置の下に、エネルギーの利用又は使用済燃料の含有する物質の管理のため、両締約国政府の間において合意される実施取極に定める画定され記録された核燃料サイクル計画内で行われる。
 - (b) 再処理によって分離されたプルトニウムは、機関の保障措置の下に、(a)に規定する画定され記録された核燃料サイクル計画内で貯蔵され、使用される。
- 3(a) 2に定める条件は、日本国政府の管轄の外で行われるオーストラリア関係核物質の再処理についての条件としても用いられる。
 - (b) 「オーストラリア関係核物質」とは、画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内にある第2条1(a)、(b)、(c)又は(d)に掲げる核物質の範囲内の第9条(c)の定義に該当する核物質であって、日本国政府の管轄内にあるこの協定により規律されるもの又は日本国政府の管轄の外にあるが日本国政府の管轄内にあるとの条件さえ満たされたとしたならばこの協定により規律されたであろうものをいう。この場合において、「画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画」とは、日本国について定められる2(a)に規定する画定され記録された核燃料サイクル計画をいうことが了解される。
- 4 この協定により規律される核物質の2(a)の条件の下での再処理以外の再処理及び再処理によって分離されたプルトニウムの2(b)の条件の下での使用以外の使用は、第5条1(b)の規定の枠内において、5の規定に基づく協議の後に両締約国政府が文書により認める条件に従って研究を含め平和的非爆発目的のためにのみ行われる。
- 5 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府からの要請を受領してから30日以内に、特に次のことを目的として協議する。
 - (a) この附属書の規定の運用につき評価すること及びこれらの運用に関連する事項を検討すること。
 - (b) 国際的保障措置その他の核不拡散措置について行われた改善(再処理又はプルトニウムに係る新たな一般的に受け入れられる国際的制度の設立を含む。)に考慮を払うこと。
 - (c) この附属書の修正に係る提案を、特に(b)に規定する改善に考慮を払って、検討すること。
 - (d) この協定により規律される核物質の4の規定による再処理に係る提案及び再処理によって分離されたプルトニウムの4の規定による使用に係る提案を検討すること。

附属書 C

A 部

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間100グラムを超えない炉をいう。)
「原子炉」には、基本的なものとして原子炉容器の内部にある物又は原子炉容器に直接取り付けられている物、炉心における出力の水準を制御する設備及び通常炉心の一次冷却材を収納し、これと直接接触し又はこれを制御する部品を含む。年間100グラムを著しく超える量のプルトニウムを生産するように改

造ることが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのプルトニウム生成能力がいかなるものであっても、「ゼロ出力炉」とはされない。

- 2 原子炉圧力容器1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品原子炉圧力容器の上ぶたは、圧力容器の主要な工作部品である。
- 3 原子炉内装物(例えば、炉心その他の容器内装物のための支柱及び支持板、制御棒案内管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等)
- 4 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であって、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作(例えば、通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作)を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの
- 5 原子炉制御棒1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒原子炉制御棒には、中性子を吸収する部品を含むほか、その支持体又は懸架体が別個に供給される場合には、これらの物を含む。
- 6 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を50気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 7 ジルコニウム管ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対500未満のもの
- 8 一次冷却材ポンプ1に定義された原子炉用の一次冷却材として液体金属を循環させるために特に設計され又は製作されたポンプ
- 9 照射済燃料要素の再処理プラント及び当該プラントのために特に設計され又は製作された設備「照射済燃料要素の再処理プラント」には、照射済燃料並びに核物質及び核分裂生成物の主要な処理過程と通常直接接触し、かつ、これらを直接制御する設備及び部品を含む。現在の技術水準の下においては、次の2種の設備のみが、「当該プラントのために特に設計され又は製作された設備」に含まれるとみなされている。
 - (a) 照射済燃料要素切断機前記の再処理プラントにおいて使用するために特に設計され又は製作された遠隔操作設備であって、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又は剪断を目的とするもの
 - (b) 前記の再処理プラントにおいて使用するために特に設計され又は製作された臨界安全タンク(例えば、小直径タンク、環状タンク又は平板状タンク)であって、照射済核燃料の溶解を目的とし、高温高腐食性溶液に耐えることができ、かつ、遠隔操作による充てん及び保守が可能であるもの
- 10 燃料要素の加工プラント「燃料要素の加工プラント」には、次の物を含む。
 - (a) 生産工程にある核物質と通常直接接触し、これを直接処理し又はこれを制御する設備
 - (b) 被覆管内に核物質を密封する設備(a)及び(b)の操作のための設備一式及びこれらの操作のいずれか又は燃料加工の他の操作(例えば、被覆又は密封の状態の健全性及び密封された燃料についての最終仕上げの点検)を目的とする個々の設備も、「燃料要素の加工プラント」に含まれる。
- 11 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの「分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの」には、分離工程

のために特に設計され又は製作された主要設備を含む。

- 12 重水生産プラント「重水生産プラント」には、重水素又はその化合物の濃縮のために特に設計されたプラント及び設備並びに当該プラントの運転に不可欠な設備の一部を成す重要なもののすべてを含む。

B部

- 13 重水素及び重水1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が1対5,000を超える重水素化合物
- 14 原子炉級黒鉛硼素当量100万分の5の純度を超える純度を有し、1立方センチメートル当たり1・50グラムを超える密度を有する黒鉛

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定についての実施取極に関する交換公文等

〔昭和57年8月17日〕
〔外務省告示第314号〕

(実施取極に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第5条1(b)及び同協定の附属書Bに言及する光栄を有します。

本使は、更に、核物質の再処理に関して両政府の代表者の間において行われた討議に言及する光栄を有します。討議の過程において、「日本国の核燃料サイクル計画」が日本国政府によって作成され、提示されました。同計画においては、特に、核物質の再処理が日本国のみならず第三国においても行われることが想定されております。また、日本国政府は、同計画について随時修正を加えることができます。

本使は、更に、この書簡に添付されている「実施取極」を前記の附属書に規定する両締約国政府の間において合意される実施取極とすることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。本使は、更に、前記の提案がオーストラリア政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1982年3月5日キャンベラで

日本国特命全権大使 黒田瑞夫

オーストラリア外務大臣 A・A・ストリート閣下

実施取極

- I 1982年3月5日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「協定」という。)の附属書Bに規定する画定され記録された核燃料サイクル計画は、日本国については、この実施取極に添付されている「日本国の核燃料サイクル計画」のうち次の(a)及び(b)に定める部分(以下「画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画」という。)とする。
- (a) ANMの処理、使用及び再処理に関し、
- (i) ANMの処理(転換、濃縮及び燃料加工を含む。)日本国の核燃料サイクル計画1から4に掲げる施設
 - (ii) ANMの使用日本国の核燃料サイクル計画5に掲げるLWR(沸騰水型及び加圧水型)、ATR及びFBR
 - (iii) 日本国の核燃料サイクル計画5に掲げるLWR、ATR及びFBR又は日本国の核燃料サイクル計画8に掲げる開発実証計画において照射されたANMの再処理日本国の核燃料サイクル計画6(a)に掲げる施設
 - (iv) ANMの開発実証計画における利用日本国の核燃料サイクル計画8に掲げる計画
- (b) 分離されたプルトニウムの貯蔵に関し、(a)(iii)に規定する再処理によって又は(a)(iv)に規定する開発実証計画において分離されたANMであるプルトニウム(日本国の核燃料サイクル計画のうちの(a)に定める部分内にはないものに限る。)の貯蔵日本国の核燃料サイクル計画7に掲げる施設
- II 両政府の受諾することができる信頼性のある効果的な国際的プルトニウム貯蔵制度が成立したときには、両政府は、I(a)(iii)に規定する再処理によって又はI(a)(iv)に規定する開発実証計画において分離されたANMであるプルトニウムにつき、当該プルトニウムが日本国の核燃料サイクル計画のうちのI(a)に定める部分内にはない限り、協定、協定の附属書B及びこの実施取極の規定並びにそれぞれの国においてそれぞれの時に効力を有する関係法令に従い、前記の制度を実施するために適切な措置をとる。
- III 1 画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画に対する施設の追加又は同計画からの施設若しくは開発実証計画の削除であって次に掲げるものは、日本国政府が行うことができる。ただし、日本国政府がオーストラリア政府に対して当該追加又は削除につき速やかに通告することを条件とする。
- (a) 画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画に対する商業的規模の施設であって次に掲げる施設のいずれかに該当するものの追加日本国内の施設であって、日本国の核燃料サイクル計画1から5まで及び6(a)に既に掲げられている施設と同類の施設第三国内の施設であって、日本国の核燃料サイクル計画1から4まで及び6(a)に既に掲げられている当該第三国内の施設と同類であり、かつ、これらの施設と同一の保障措置制度に服しているもの
- (b) 画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画からの施設又は開発実証計画の削除
- 2 画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画に対する1の規定による施設の追加以外の施設の追加又は同計画に対する開発実証計画の追加に係る日本国政府の提案及び画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画からの第三国内の施設(その服する保障措置制度が根本的に変化した施設及びオーストラリアとの核物質等の移転に関する合意に第三国が違反している旨のオーストラリア政

府の決定を根拠としてオーストラリア政府が当該第三国への自国からの核物質等の移転を一時的又は永続的に停止している場合における当該第三国内の施設に限る。)の削除に係るオーストラリア政府の提案は、協定の附属書Bの5の規定に基づく協議の対象とする。そのような追加又は削除は、両政府の合意により行う。

IV オーストラリア政府は、第三国の政府に対し、当該第三国内の施設であって画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内のものを通告し、かつ、オーストラリアと当該第三国との間の核物質等の移転に関する合意に基づく当該第三国におけるANMの再処理を協定の附属書Bの3の条件さえ満たされるならば行うことができる旨を通告する。

V この実施取極の適用上、

- (a) 「ANM」とは、協定の附属書Bに定義するオーストラリア関係核物質をいう。
- (b) 「第三国の政府」及び「第三国」には、欧州原子力共同体を含む。この場合において、「欧州原子力共同体」とは、文脈により、欧州原子力共同体を設立する条約によって設立された法人又は同条約が適用される領域をいうことが了解される。

日本国の核燃料サイクル計画(1982年3月5日現在)

1 六フッ化ウランへの転換施設

| | | | |
|-----|--------------------|--------------|--------|
| 1-1 | エルドラード原子力会社 | ポート・ホープ工場 | (カナダ) |
| 1-2 | アライド・コーポレーション | メロポリス工場 | (米国) |
| 1-3 | カーマギー原子力会社 | セコイア工場 | (米国) |
| 1-4 | イギリス核燃料会社 | スプリングフィールズ工場 | (英国) |
| 1-5 | 金属ウラン及び六フッ化ウラン転換会社 | ピエールラット工場 | (フランス) |
| 1-6 | 金属ウラン及び六フッ化ウラン転換会社 | マルヴェシ工場 | (フランス) |
| 1-7 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 人形峠工場 | |

2 濃縮施設

| | | | |
|-----|---------------|-----------|--------|
| 2-1 | アメリカ合衆国エネルギー省 | パデューカ工場 | (米国) |
| 2-2 | アメリカ合衆国エネルギー省 | ポーツマス工場 | (米国) |
| 2-3 | アメリカ合衆国エネルギー省 | オーク・リッジ工場 | (米国) |
| 2-4 | ユーロディフ | トリカスタン工場 | (フランス) |
| 2-5 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 人形峠工場 | |

3 二酸化ウランへの転換施設

| | | | |
|-----|--------------------|-----------|------|
| 3-1 | ジェネラルエレクトリック・コンパニー | ウィルミントン工場 | (米国) |
| 3-2 | 三菱原子燃料株式会社 | 東海工場 | |
| 3-3 | 日本核燃料コンバージョン株式会社 | 東海工場 | |

4 燃料加工施設

4.1 LWR用燃料の加工施設

| | | |
|-------|-------------------|-------|
| 4.1.1 | 日本ニュークリア・フュエル株式会社 | 横須賀工場 |
| 4.1.2 | 三菱原子燃料株式会社 | 東海工場 |
| 4.1.3 | 原子燃料工業株式会社 | 熊取工場 |
| 4.1.4 | 原子燃料工業株式会社 | 東海工場 |

4.2 ATR用燃料の加工施設

| | | |
|-------|--------------|------|
| 4.2.1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 東海工場 |
| 4.2.2 | 原子燃料工業株式会社 | 東海工場 |

4.3 FBR用燃料の加工施設

| | | |
|-------|--------------|------|
| 4.3.1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 東海工場 |
| 4.3.2 | 原子燃料工業株式会社 | 東海工場 |

4.4 LWR用混合酸化物燃料の加工施設

| | | |
|-------|--------------|------|
| 4.4.1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 東海工場 |
|-------|--------------|------|

5 ANMの使用施設

1980年11月28日に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づき、日本国の昭和65年度における原子力発電に係る施設(ANMが使用されることのあるLWR、ATR及びFBRを含む。)の出力の目標を51,000メガワットないし53,000メガワットとすることが決定された。

5.1 LWR

(a) 運転中のLWR

| | | | | | 〔認可電気出力 (メガワット)〕 | 〔運転 開始年〕 |
|-------|-------------|------------|-----|-----|---------------------|-------------|
| 5.1.1 | 日本原子力発電株式会社 | 東海第2発電所 | | BWR | 1,100 | 1978 |
| 5.1.2 | 日本原子力発電株式会社 | 敦賀発電所 | (1) | BWR | 357 | 1970 |
| 5.1.3 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (1) | BWR | 460 | 1971 |
| 5.1.4 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (2) | BWR | 784 | 1974 |
| 5.1.5 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (3) | BWR | 784 | 1976 |
| 5.1.6 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (4) | BWR | 784 | 1978 |

| | | | | | | |
|--------|----------|------------|-----|-----|-------|------|
| 5-1-7 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (5) | BWR | 784 | 1978 |
| 5-1-8 | 東京電力株式会社 | 福島第一原子力発電所 | (6) | BWR | 1,100 | 1979 |
| 5-1-9 | 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 | (1) | BWR | 540 | 1976 |
| 5-1-10 | 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 | (2) | BWR | 840 | 1978 |
| 5-1-11 | 関西電力株式会社 | 美浜発電所 | (1) | PWR | 340 | 1970 |
| 5-1-12 | 関西電力株式会社 | 美浜発電所 | (2) | PWR | 500 | 1972 |
| 5-1-13 | 関西電力株式会社 | 美浜発電所 | (3) | PWR | 826 | 1976 |
| 5-1-14 | 関西電力株式会社 | 高浜発電所 | (1) | PWR | 826 | 1974 |
| 5-1-15 | 関西電力株式会社 | 高浜発電所 | (2) | PWR | 826 | 1975 |
| 5-1-16 | 関西電力株式会社 | 大飯発電所 | (1) | PWR | 1,175 | 1979 |
| 5-1-17 | 関西電力株式会社 | 大飯発電所 | (2) | PWR | 1,175 | 1979 |
| 5-1-18 | 中国電力株式会社 | 島根原子力発電所 | (1) | PWR | 460 | 1974 |
| 5-1-19 | 四国電力株式会社 | 伊方発電所 | (1) | PWR | 566 | 1977 |
| 5-1-20 | 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 | (1) | PWR | 559 | 1975 |
| 5-1-21 | 九州電力株式会社 | 玄海原子力発電所 | (2) | PWR | 559 | 1981 |

(b) 建設中のLWR

| | | | 〔認可電気出力〕〔着工年〕 (メガワット) | | | |
|--------|----------|-------------|--------------------------|-----|-------|------|
| 5-1-22 | 東北電力株式会社 | 女川原子力発電所 | | BWR | 524 | 1971 |
| 5-1-23 | 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 | (1) | BWR | 1,100 | 1975 |
| 5-1-24 | 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 | (2) | BWR | 1,100 | 1979 |
| 5-1-25 | 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 | (3) | BWR | 1,100 | 1980 |
| 5-1-26 | 東京電力株式会社 | 福島第2原子力発電所 | (4) | BWR | 1,100 | 1980 |
| 5-1-27 | 東京電力株式会社 | 柏崎・刈羽原子力発電所 | (1) | BWR | 1,100 | 1978 |
| 5-1-28 | 関西電力株式会社 | 高浜発電所 | (3) | PWR | 870 | 1980 |
| 5-1-29 | 関西電力株式会社 | 高浜発電所 | (4) | PWR | 870 | 1980 |
| 5-1-30 | 中国電力株式会社 | 伊方発電所 | (2) | PWR | 566 | 1977 |
| 5-1-31 | 九州電力株式会社 | 川内原子力発電所 | (1) | PWR | 890 | 1978 |
| 5-1-32 | 九州電力株式会社 | 川内原子力発電所 | (1) | PWR | 890 | 1981 |

(b) 計画中のLWR

| | | | | 〔認可電気出力〕 (メガワット) | |
|--------|-------------|-------------|-----|---------------------|-------|
| 5-1-33 | 日本原子力発電株式会社 | 敦賀発電所 | (2) | PWR | 1,160 |
| 5-1-34 | 東北電力株式会社 | 巻原子力発電所 | | BWR | 825 |
| 5-1-35 | 中部電力株式会社 | 浜岡原子力発電所 | (3) | BWR | 1,100 |
| 5-1-36 | 東京電力株式会社 | 柏崎・刈羽原子力発電所 | (2) | BWR | 1,100 |
| 5-1-37 | 東京電力株式会社 | 柏崎・刈羽原子力発電所 | (5) | BWR | 1,100 |
| 5-1-38 | 中国電力株式会社 | 島根原子力発電所 | (2) | BWR | 820 |

注 括弧内の数字は、原子炉番号である。

5-2 ATR

(a) 運転中のATR

| | | | | 〔認可電気出力〕 (メガワット) | 〔運転〕 開始年 |
|-------|--------------|-------|--------------|---------------------|-------------|
| 5-2-1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 「ふげん」 | 重水減速 軽水冷却 | 165 | 1979 |

(b) 建設中のATR

なし

(c) 計画中のATR

なし

5-3 FBR

(a) 運転中のFBR

なし

(b) 建設中のFBR

なし

(c) 計画中のFBR

| | | | | 〔認可電気出力〕 (メガワット) | |
|-------|--------------|--------|---------|---------------------|-----|
| 5-3-1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 「もんじゅ」 | ナトリウム冷却 | | 280 |

6 再処理施設

(a) 運転中の施設

| | | | |
|-----|--------------|-----------|--------|
| 6-1 | イギリス核燃料会社 | ウインズケール工場 | (英国) |
| 6-2 | 核物質会社 | ラ・アーグ工場 | (フランス) |
| 6-3 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 東海工場 | |

(b) 建設中の施設

なし

(c) 計画中の施設

| | | | |
|-----|--------------|-------|--|
| 6-4 | 日本原燃サービス株式会社 | 立地点未定 | |
|-----|--------------|-------|--|

7 分離されたプルトニウムの貯蔵施設

なし

8 開発実証計画

日本国の今後の原子力計画を推進するための次に掲げる開発実証計画においてANMが利用される。

8-1 プルトニウムのLWRにおける再利用についての開発実証計画

| | | | | | |
|-------|----------|-------|---------|---|---|
| | | | | $\left[\begin{array}{l} \text{認可電気出力} \\ \text{(メガワット)} \end{array} \right]$ | $\left[\begin{array}{l} \text{計画準備} \\ \text{開始年} \end{array} \right]$ |
| 8-1-1 | 関西電力株式会社 | 美浜発電所 | (1) PWR | 340 | 1972 |

注括弧内の数字は、原子炉番号である。

8-2 FBRについての開発実証計画

| | | | | | |
|-------|--------------|------|---------|--|---|
| | | | | $\left[\begin{array}{l} \text{認可熱出力} \\ \text{(メガワット)} \end{array} \right]$ | $\left[\begin{array}{l} \text{運転開} \\ \text{始年} \end{array} \right]$ |
| 8-2-1 | 動力炉・核燃料開発事業団 | 「常陽」 | ナトリウム冷却 | 100 | 1977 |

8-3 高速炉の使用済燃料の再処理についての開発実証計画

| | | | | | |
|-------|------------------|-------------------|---------------------------------------|---|---|
| | | | | $\left[\begin{array}{l} \text{年間最大} \\ \text{処理量} \end{array} \right]$ | $\left[\begin{array}{l} \text{運転開} \\ \text{始年} \end{array} \right]$ |
| 8-3-1 | 動力炉・核燃料 開発事業団 | 高レベル放射性物質 研究施設 | 使用済燃料で 7.2kg (プルトニウムで 0.6kg) | | 1982 |

8.4 民間船舶用推進装置についての開発実証計画

| | | | | 〔認可熱出力〕 (メガワット) | 〔運転開 始年〕 |
|-------|-------------------|------|-----|--------------------|-------------|
| 8.4.1 | 日本原子力船 研究開発事業団 | 「むつ」 | PWR | 36 | 1974 |

(核物質の移転に関する交換公文)

(オーストラリア側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のためのオーストラリア政府と日本国政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及する光栄を有します。協定を締結するための交渉の過程において、両政府の代表者は、オーストラリア及び日本国の核燃料サイクルの諸段階における核物質の移転について討議を行いました。

本大臣は、更に、次の取極をオーストラリア政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1(a) 再処理及びこれに関連するその後の処理を目的とする協定により規律される核物質の日本国政府の管轄の外への移転であって第三国向けのものに関し、オーストラリア政府は、協定第5条1(a)に規定する同意をここに与える。ただし、次の(i)及び(ii)に掲げることを条件とする。
 - (i) 当該移転が画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内の施設に向けて行われるものであること。
 - (ii) 当該第三国内の施設であって当該再処理及びこれに関連するその後の処理が行われることが予定されているものにつき画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画から削除することに関し、オーストラリア政府が実施取極に定める協議を要請していないこと。
- (b) 日本国政府は、両政府の受諾し得る実施手続に従い、オーストラリア政府に対し、(a)の移転について速やかに通告する。
- 2(a) 第三国を経由して行われるオーストラリアから日本国への核物質の移転又は第三国から日本国へのANMの再移転であって、オーストラリア政府が締約者である核物質等の移転に関する合意に係るものについては、オーストラリア政府は、オーストラリアの関係法令又はオーストラリア政府と当該第三国の政府との間の核物質等の移転に関する合意及びオーストラリア政府が締約者である核物質等の移転に関するその他の合意に従い、当該移転又は再移転を認める。ただし、次の(i)及び(ii)に掲げることを条件とする。
 - (i) 当該移転又は再移転が画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内の施設に向けて行われるものであること。
 - (ii) 第三国を経由して行われるオーストラリアから日本国への移転の場合には、当該第三国内の施設であって当該核物質の処理に係るものにつき画定され記録された日本国の核燃料サイクル計

画から削除することに関し、オーストラリア政府が実施取極に定める協議を要請していないこと。

(b) オーストラリア政府又は日本国政府は、両政府の受諾し得る実施手続に従い、相手国政府に対し、(a)の移転又は再移転について速やかに通告する。

3(a) 直接行われるオーストラリアから日本国への核物質の移転については、オーストラリア政府は、オーストラリアの関係法令又はオーストラリア政府が締約者である核物質等の移転に関する合意に従い、当該移転を認める。ただし、当該移転が画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内の施設に向けて行われるものであることを条件とする。

(b) オーストラリア政府は、両政府の受諾し得る実施手続に従い、日本国政府に対し、(a)の移転について速やかに通告する。

4(a) この取極の適用上、「ANM」及び「画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画」は、実施取極におけると同一の意義を有する。

(b) この取極の適用上、「実施取極」とは、両政府間の本日付けの交換公文によって締結された「実施取極」をいう。

本大臣は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1982年3月5日にキャンベラで

外務大臣A・A・ストリート

日本国特命全権大使 黒田 瑞夫閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(オーストラリア側書簡)

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1982年3月5日にキャンベラで

日本国特命全権大使 黒田 瑞夫

オーストラリア外務大臣 A・A・ストリート閣下

(二重規制等に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及する光栄を有します。

本使は、更に、同一の核物質に対する複数の供給国による重複した規制及びこのような重複した規制から生ずる行政上の諸問題を回避することに関し正当な関心がもたれている事実に言及する光栄を有します。

本使は、更に、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 協定第5条1の規定の実施に関し、両政府が他の措置につき合意する時まで、次の暫定的措置がとられる。

(a) 1979年7月5日に署名された原子力の平和的利用に関するオーストラリアとアメリカ合衆国との間の協定第10条の規定(この書簡に添付されている。)に留意して、日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、日本国政府が協定を締結したことを通告し、かつ、アメリカ合衆国政府に協定の謄本1部を提供する。

(b) 協定第5条1の規定は、(a)に規定するオーストラリアとアメリカ合衆国との間の協定第10条に定めるとおりオーストラリア政府の同意が日本国政府によりアメリカ合衆国政府を通じて求められる場合を除くほか、日本国政府とオーストラリア政府とが直接連絡することにより実施される。

2(a) 協定第2条1(b)に掲げる核物質及び設備については、(b)の規定に従って確認された核物質及び設備のみが協定の効力発生の時に協定により規律されることとなることが確認される。

(b) 両政府は、協定の効力発生の時に協定第2条1(b)に掲げる核物質及び設備に該当する核物質及び設備の目録の事実上のものを共同して作成する。

本使は、更に、前記の取極がオーストラリア政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1982年3月5日にキャンベラで

日本国特命全権大使 黒田 瑞夫

オーストラリア外務大臣 A・A・ストリート閣下

1979年7月5日に署名された原子力の平和的利用に関するオーストラリアとアメリカ合衆国との間の協定第10条

第10条 多重規制

1 いずれの締約国政府も、両締約国政府が合意する場合を除くほか、この協定に基づいて移転された物質を第三国(国家の集団を含む。)が再移転すること又は同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント以上になるように濃縮することに対する同意について自己の有するいかなる権利も行使しない。他方の締約国政府の同様の同意の権利の対象となるものとして特定された物質についても、同様とする。また、いずれの締約国政府も、両締約国政府が合意する場合を除くほか、これらの物質の使用

により生成した特殊核物質を含有する照射済燃料要素の再移転又は再処理に対する同意について自己の有するいかなる権利も行使しない。この義務は、同意を求める国（国家の集団を含む。）が同意を求められた締約国政府に対して他方の締約国政府が当該同意の権利又はこれと同等の権利を有することを通告した場合においてのみ生ずる。その通告を受けなかつた場合においては、両締約国政府は、同意を与える前に協議する。

2 この条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、1978年8月7日後に移転された物質についてのみ適用する。

（オーストラリア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の取極がオーストラリア政府にとって受諾し得るものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が原子力の平和的利用における協力のためのオーストラリア政府と日本国政府との間の協定の効力発生の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

1982年3月5日にキャンベラで

外務大臣 A・A・ストリート

日本国特命全権大使 黒田 瑞夫閣下

（訳文）

合意された議事録

本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「協定」という。）及びこれに関連する文書に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 協定第2条1(c)に関し、同条1(c)に規定する比率は、高速増殖炉における照射の場合には、高速増殖炉の炉心及びブランケットのそれぞれにつき算出されることが確認される。
- 2 協定第2条1に関し、同条1(e)又は(f)の規定に基づき指定される設備は、同条1(e)又は(f)に規定する受領締約国政府の管轄内の設備のみであることが確認される。
- 3 協定第4条1に関し、協定により規律される核物質に対して防護の措置をとるに当たり、両締約国政府は、関係のある国際的勧告に留意するものとし、特に、国際原子力機関の文書INFCIRC-225-Rev.1中の勧告を満たすことが望ましいことに留意する。
- 4 協定第6条2に関し、「機関がその検認活動から得た全般的な結論」とは、国際原子力機関からの関係締約国政府への報告であって、過去1年間その保障措置を同機関が十分に適用したこと及び当該関係締約国政府の管轄内の核物質の平和的な原子力活動からの核兵器その他の核爆発装置又は不明な目的への転用を同機関が探知しなかつたことを示すものをいうことが確認される。
- 5 協定第7条の適用に当たり、協定第3条2の規定に基づく義務の不履行につき、両締約国政府は、同

- 条2の規定に基づき保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかつたことにつき国際原子力機関として確認することができない旨の同条2にいう協定に従って同機関の理事会の行う認定を最終的なものとして受諾することが確認される。
- 6 協定第7条2に関し、協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術の返還を要請する締約国政府は、要請に先立ち、当該返還に反対しない旨の同条2に規定するすべての第三国の政府からの通知を同条2に定めるところにより協議を通じて入手することが確認される。ただし、この規定は、同条2以外の協定の規定に影響を及ぼすものではない。
- 7 協定第7条に関し、協定第3条から第5条までの規定に基づく義務又は協定第8条に規定する仲裁裁判所の決定を履行していない旨の一方の締約国政府による申出の後も他方の締約国政府が引き続きこれらの義務若しくは決定を履行していないと当該一方の締約国政府が認める場合又は他方の締約国政府が核爆発装置を爆発させた一方の締約国政府が認める場合には、当該一方の締約国政府の文書による事前の通告により、当該他方の締約国政府の管轄への核物質、資材、設備又は機微な技術の移転が停止されることのあることが確認される。ただし、この規定は、協定の規定及び協定に関連する文書の規定に影響を及ぼすものではない。
- 8 協定の附属書Bの2から4までに関し、同附属書2(a)の条件の下に行われた再処理によって分離されたプルトニウムの画定され記録された核燃料サイクル計画外の施設における使用は、同附属書5の規定に基づく協議を通じ両締約国政府がそのような使用が許容される旨の結論を得た場合には、同附属書2又は3の規定によって排除されるものではないことが確認される。
- 9 協定の附属書Bの3に関し、「機関の保障措置の下に」との要件は、非核兵器国である第三国内にあるオーストラリア関係核物質にあつては、核兵器の不拡散に関する条約に基づき締結された協定に基づいて国際原子力機関が当該第三国において自己の保障措置を適用していることを意味し、核兵器国内にあるオーストラリア関係核物質にあつては、「任意的」保障措置協定又は他の保障措置協定に基づいて同機関が関係施設内にある当該オーストラリア関係核物質に対し自己の保障措置を適用していることを意味することが確認される。
- 10 両政府間の本日付けの交換公文によって締結された実施取極Ⅲ2並びに核物質の移転に関する両政府間の本日付けの交換公文1及び2に関し、画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画内の第三国内の施設であつてその削除につき実施取極Ⅲ2の協議がオーストラリア政府によって要請されているものに対する核物質の移転に関する交換公文1又は2の規定に基づく移転は、両締約国政府が協定の附属書Bの5の規定に基づく協議を通じて第三国内の当該施設が画定され記録された日本国の核燃料サイクル計画から削除されるべきではない旨の結論を得るまでの間には行われなことが確認される。両締約国政府は、日本国の予定された関係活動に生ずることのある障害を最小のものにとどめるため、この協議を促進する。

1982年3月5日にキャンベラで

M. K. A. S.

(訳文)

討議の記録

本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に関し、日本側代表団の代表及びオーストラリア側代表団の代表は、次のとおり記録する。

協定第4条に関し、両代表団の代表は、各政府の管轄内における原子力の研究、開発及び利用が防

護のための適切な措置の下で平和的目的のためにのみ行われていることを確認する。

1982年3月5日にキャンベラで

M. K. A. S.

(参考)この協定は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定(昭和47年二国間条約集及び条約集2157号参照)に代わる協定であり、日豪両国における原子力の平和的非爆発目的利用のための両国政府の協力等について定めている。

9.7 日中原子力協力協定

9.7.1 経緯

- ・ 1983年9月に北京で開催された第3回日中閣僚会議において、両国の原子力平和利用分野における協力を促進し、発展させるべく政府間で話し合いを進めていくことで日中両国の意見が一致
- ・ この結果を受けて、第2回日中科学技術協力委員会に中国側関係者が来日した機会をとらえ、日中間の原子力協力に関する政府レベルの初めての会合が1983年10月、東京にて開催
- ・ 同年12月に北京で開催された日中原子力協力協定交渉において、日中間の原子力協力を円滑に進めていくための協定をできるだけ早期に締結すること、日中間の原子力協力を平和利用分野に限定すること及び協定が締結されるまでの間にも協力が可能な分野については、これを進めていくことで合意。また、平和利用確保の問題については、双方の立場に隔たりのあるが、話し合いを継続していくことで合意
- ・ 1984年2月以降、協議が東京、北京において交互に開催され、日中原子力協力協定の締結に向けて具体的な検討が進められていたが、1985年7月31日、第4回日中閣僚会議の場で署名。その後、同協定は所要の国内手続きを経て、1986年7月10日付けで発効

9.7.2 構成

協定(10条からなる本文、附属書A,B)、合意議事録

9.7.3 概要

○協力の形態

- ・ 協力の形態として、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備、施設の移転、役務の提供を規定(第2条)

○協力の分野

- ・ 協力の分野として、放射性同位元素(RI)及び放射線の利用、ウラン資源探鉱・採掘、軽水炉・重水炉の設計・建設・運転、軽水炉・重水炉の安全問題、放射性廃棄物処理処分、放射線防護及び環境監視を規定(第3条)
- ・ 濃縮、再処理、重水製造及びプルトニウムの移転にかかる協力については別個の取極が必要(合意議事録第2パラグラフ)

○平和利用

- ・ 平和的目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の、核爆発装置の開発、製造目的、軍事目的での使用を禁止(第4条第1項、第2項)

○保障措置

- ・ 核爆発装置の開発、製造目的、軍事目的での使用禁止の遵守の確保のため、本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、それぞれの異なる立場に従い、IAEA に対して保障措置適用を要請(第 4 条第 3 項)
- ・ 中国が受領締約国となる場合には、IAEA との間でボランタリーオファー型の保障措置協定を可及的速やかに締結することを確認¹⁹
- ・ 日本に関しては 1977 年 3 月 4 日に署名された NPT に基づく IAEA との協定が第 4 条第 3 項の要件を満たすことを確認(以上、合意議事録第 3 パラグラフ)
- ・ 保障措置の維持は軽水炉、重水炉の設計、建設、運転に関する協力の条件であることを確認(合意議事録第 4 パラグラフ)

○管轄外移転

- ・ 本協定の下で移転された核物質、資材、設備、施設、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の管轄外移転に関しては、他方締約国の事前同意が必要(第 5 条)

○核物質防護

- ・ 本協定の下で移転された核物質、回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関しては、附属書 A(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める指針に従い、適切な防護措置を適用(第 6 条)

○協定違反の場合の措置

- ・ 他方締約国の要請に基づき、相互協議、遵守を確保するための適切な措置を実施(第 8 条)

○存続期間

- ・ 15 年間有効
- ・ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を文書により通告しない限り、自動的に 5 年ずつ延長
(第 10 条)

¹⁹ IAEA と中国の間のボランタリーオファー型の保障措置協定は 1989 年 9 月 18 日に発効

資料 9-7 日中原子力協力協定

・日中原子力協力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

〔昭和 61 年 7 月 10 日〕
〔条 約 第 6 号〕

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
原子力の平和的利用における両国間の協力を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

この協定の適用上、

- (a) 「両締約国政府」とは、日本国政府及び中華人民共和国政府をいう。
- (b) 「認められた者」とは、いずれか一方の締約国政府の管轄の下にある個人又は法人その他の団体であつて核物質、資材、設備及び施設を供給し若しくは受領すること又はコンサルタントの役務その他の役務を提供し若しくは受領することを当該締約国政府により認められた者をいい、日本国政府及び中華人民共和国政府を含まない。
- (c) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書BのA部に掲げるものをいう。
- (d) 「資材」とは、原子炉用の資材であつてこの協定の附属書BのB部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (e) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。
 - (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン同位元素ウラン235の劣化ウラントリウム金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質他の物質であつて両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの両締約国政府が文書により認めるその他の物質
 - (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。プルトニウム239ウラン233ウラン235同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン前記の物質の1又は2以上を含有する物質両締約国政府が文書により認めるその他の物質「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。
- (f) 「施設」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は建設された建物又は構築物をいう。
- (g) 「回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質」とは、この協定に基づいて供給された核物質、資材、設備又は施設の使用から1又は2以上の処理により生ずる特殊核分裂性物質をいう。

第2条

両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令及び許可要件に従うことを条件として、両国における原子力の平和的利用のため、次の方法により協力する。

- (a) 両締約国政府は、専門家の交換によるそれぞれの管轄内にある組織の間における協力を助長する。日本国の組織と中国の組織との間におけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入

国及び自国の領域における滞在を容易にする。

- (b) 両締約国政府は、供給者と受領者との間において合意によって定める条件で情報を交換することを容易にする。
- (c) 一方の締約国政府又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、核物質、資材、設備及び施設を他方の締約国政府又はその認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。
- (d) 一方の締約国政府又はその認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、他方の締約国政府又はその認められた者にコンサルタントの役務その他の役務を提供し又はこれらからコンサルタントの役務その他の役務の提供を受けることができる。
- (e) 両締約国政府が適当と認めるその他の方法

第3条

第2条に規定する協力は、次に掲げる分野において行うことができる。

- (a) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (b) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (c) 軽水炉及び重水炉の設計、建設及び運転
- (d) 軽水炉及び重水炉の安全上の問題
- (e) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (f) 放射線防護及び環境監視
- (g) 両締約国政府が合意するその他の分野

第4条

- 1 この協定に基づく協力は、平和的目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。
- 3 2の規定の遵守を確保するため、両締約国政府は、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、それぞれの異なる立場に従い、国際原子力機関に対して、それぞれの管轄内において保障措置を適用することを要請する。

第5条

この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除き、一方の締約国政府の管轄の外に移転してはならない。

第6条

- 1 両締約国政府は、それぞれその管轄内にあるこの協定に基づいて受領された核物質及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に対し、この協定の附属書Aに定める指針の示すところ

に沿って、適切な防護の措置をとる。

- 2 この協定に基づいて受領された資材、設備及び施設は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従って防護する。

第7条

- 1 両締約国政府は、この協定に基づく協力を促進するため、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定に基づく協力の進展及び結果について検討すること並びに相互に関心を有する事項について討議することができる。
- 2 この協定の解釈又は実施から問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、相互に協議する。
- 3 2に規定する協議又は両締約国政府の合意するその他の方法により問題が解決されない場合には、両締約国政府は、その問題を調停手続に付託することができる。

第8条

両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府による第4条、第5条又は第6条の規定に対する違反があるときは、他方の締約国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、第4条、第5条又は第6条の規定の遵守を確保するための適切な措置をとる。

第9条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第10条

- 1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続きがそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、15年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの期間の満了の日の少なくとも6箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させることを文書によって通告しない限り、自動的に5年の期間ずつ延長される。
- 2 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、これらが関係締約国政府の管轄の下にある間又は両締約国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の第1条及び第4条から第8条までの規定は、引き続き効力を有する。
- 3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないかについて相互に協議するものとし、かつ、改正に合意することができる。

このような改正は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続きがそれぞれの国において完了したことを相互に通告した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1985年7月31日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

呉学謙

附属書A 防護の水準の指針

付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第3群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

2 第2群

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によって囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。
- (b) 輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。)の下に行うこと。

3 第1群

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

- (a) 使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域内、すなわち、第2群について定められた防護区域内であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)
- (b) 輸送に当たっては、第2群及び第3群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第1群 | 第2群 | 第3群 |
|------------------|--|-----------|--|-------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 2 キログラム以上 | 500 グラムを超え 2 キログラム未満 | 500 グラム以下 (注c) |
| 2 ウラン 235 | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント以上のウラン | 5 キログラム以上 | 1 キログラムを超え 5 キログラム未満 | 1 キログラム以下(注c) |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のウラン | | 10 キログラム以上 | 10 キログラム未満(注c) |
| | 未照射(注b) ウラン 235 の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え 10 パーセント未満のウラン(注d) | | | 10 キログラム以上 |
| 3 ウラン 233 | 未照射(注b) | 2 キログラム以上 | 500 グラムを超え 2 キログラム未満 | 500 グラム以下(注c) |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率 10 パーセント未満) (注e、注f) | |

注a プルトニウム 238 の同位体濃度が 80 パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラド以下であるもの

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が 10 パーセント未満の濃縮ウランであって第3群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注e 第2群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であって、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第1群又は第2群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が1メートル離れた地点で1時間当たり 100 ラドを超える間は、防護の水準を1群下げることができる。

附属書B

A部

- 1 原子炉制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間 100 グラムを超えない炉をいう。)年間 100 グラムを著しく超える量のプルトニウムを生産するように改造することが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのプルトニウム生成能力がいかなるものであっても、「ゼロ出力炉」とはされない。
- 2 原子炉圧力容器1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、1次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品
- 3 原子炉内装物
- 4 原子炉燃料交換機1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作の設備であって、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作(例えば、通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作)を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの
- 5 原子炉制御棒1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒
- 6 原子炉圧力管1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び1次冷却材を 50 気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管
- 7 ジルコニウム管ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が1対 500 未満のもの

B部

- 8 重水素及び重水1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が1対 5,000 を超える重水素化合物
- 9 原子炉級黒鉛ホウ素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、1立方センチメートル当たり 1.50 グラムを超える密度を有する黒鉛

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に関する合意された議事録の署名

〔昭和 61 年 7 月 10 日〕
外務省告示第 276 号

(訳文)

合意された議事録

本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 協定第2条(c)に関し、供給締約国政府は、核物質、資材、設備及び施設のそれぞれの移転につき、受領締約国政府に対し、船積みの前に文書によって通報することが確認される。
- 2 協定第3条(g)に規定する協力に関し、濃縮、再処理及び重水製造のため技術の分野並びにそれらのための設備及び施設の移転の分野又はプルトニウムの移転の分野における協力については、いかな

る場合にも両締約国政府の間の別個の取極が必要とされることが確認される。

- 3 協定第4条3に関し、中華人民共和国政府は、受領締約国政府となる場合には、協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関し、自発的に提起することによりできる限り速やかに国際原子力機関との間で同機関による保障措置の適用のための協定を締結することを確認する。日本国に関し、1977年3月4日に署名された核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定は、協定第4条3に定める要件を満たすことが確認される。
- 4 協定第4条3により要求される保障措置の維持は、協定第2条(c)に定める協力の条件であることが確認される。協定第4条3に定める保障措置がいずれか一方の締約国政府の管轄内において国際原子力機関により適用されない場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、協定第4条2の規定の遵守を確保するための相互に受諾可能な取極を行う。

日本国政府のために

安倍晋太郎

中華人民共和国政府のために

呉学謙

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百八十五年七月三十一日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)及び協定についての合意された議事録に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の合意された議事録の規定に従って両政府間で行われた最近の協議に言及するとともに、前記の合意された議事録に規定する相互に受諾可能な取極として、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1 両政府は、両国における原子力活動を妨げ若しくは遅延させ、又はこれに対して不当に干渉することを回避する必要性を認識して、協定の規定に従って原子力の平和的利用のために協力することが確認される。
- 2 協定第四条に関し、協定の効果的な実施のため、両政府は、相互に合意した形式を用い、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び施設の最新の在庫目録を一年単位で交換することが確認される。
- 3 中華人民共和国政府の管轄内において、協定に基づき日本国から受領された核物質、資材、設備及び施設が置かれる施設は、千九百八十八年九月二十日に署名された中国における保障措置の適用のための中華人民共和国と国際原子力機関(以下「機関」という。)との間の協定に基づく機関による保障措置の適用について適格性を有する施設として、中華人民共和国政府より機関に対して通報される。
- 4 協定の適用を受ける回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質であって中華人民共和国政府の管轄内にあるものは、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設以外の施設に置かれることが確認される。
- 5 協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は施設が、機関による保障措置の適用について適格性を有するが機関が保障措置の適用上選択していない施設に置かれることとなる場合には、中華人民共

和国政府は、次の補助的措置をとる。

- (a) 協定の適用を受けるすべての核物質は、中華人民共和国において効力を有する関係法令に従って、協定及びこの取極の実施のための適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされる。
- (b) 中華人民共和国政府は、日本国政府に対し、機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表を毎年提供する。
- (c) 中華人民共和国政府は、日本国政府に対し、相互に合意した形式を用い、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び施設の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。
- (d) 中華人民共和国政府は、実施可能な範囲内で、機関が保障措置の適用上選択している施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を実施することができるものとし、この場合には、日本国政府に対し、当該核物質に代わる核物質の在庫を含む関連情報を一年単位で提供する。

6 この取極の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両政府は、いずれか一方の政府の要請に基づき、協定についての合意された議事録4の規定に従って相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び中華人民共和国政府に代わって前記の取極を確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

(中国側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本部長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本部長は、更に、中華人民共和国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である中国語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

9.8 日・欧州原子力共同体(EURATOM)原子力協力協定

9.8.1 経緯

- ・ 日本の原子力発電所から生じた使用済核燃料は英国及びフランスにて再処理されているが、この結果回収されたプルトニウム及びウランを核燃料に加工するためには、英国及びフランスの他、ベルギー等の他の EURATOM 加盟国に核物質等に移転することが見込まれるため、日本と欧州委員会は、1999年4月、EU 全域をカバーする原子力協力協定に関する公式協議を開始
- ・ 本協定は2006年2月27日に署名され、2006年12月20日に発効
- ・ 日米原子力協力協定は1988年に、米 EURATOM 協定は1996年にそれぞれ発効しており、原子力平和利用分野における主要なプレーヤーである日、米、EURATOM が協定により、結び付けられた形となる。

9.8.2 構成

協定(17条からなる本文、附属書 A、B、C)、合意議事録

9.8.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、核物質、設備及び核物質ではない資材の提供、役務の提供、専門家の交換、公開情報の提供を規定(第2条)

○研究開発に関する協力

- ✓ 両当事者は、相互の間及びそれぞれの機関の間で原子力の平和的、非爆発目的での研究開発協力を促進
- ✓ 両当事者及びその機関は、全ての研究部門の研究者及び組織が協力に参加することを認める。
- ✓ 研究開発協力を促進するために別個の取極を締結(第4条)

○知的財産

- ✓ 本協定の下で生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術については、関連の国際協定及び法令に従い、適切かつ効果的な保護を確保(第6条)

○平和利用

- ・ 平和的、非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質、設備、核物質ではない資材、回収され又は副産物として生産された核物質の、平和目的以外の目的での使用、核爆発装置のため、及びその研究開発目的での使用を禁止(第7条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、EURATOM 条約に基づく EURATOM による保障措置が適用されて

いること、以下の協定に基づく IAEA 保障措置が受諾されていることが条件

- (a) 日 IAEA 保障措置協定
- (b) 英仏以外の EURATOM 加盟国に適用される保障措置協定
- (c) 英国に適用される保障措置協定
- (d) フランスに適用される保障措置協定

- ・ 本協定対象核物質は日本国内では(a)に基づく IAEA 保障措置の適用を受け、EURATOM の域内では、EURATOM 条約に基づく EURATOM による保障措置及び場合に応じて、(b)、(c)、(d)に基づく IAEA 保障措置の適用を受ける。
(第 8 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、設備、核物質ではない資材、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転にあたっては、以下が満たされることについての保証を受領当事者が得るか、それが得られない場合は、供給当事者の事前の書面による同意が必要(第 9 条第 1 項、附属書 B)
 - (i) 平和目的、非爆発目的での使用
 - (ii) 移転先の第三国が非核兵器国の場合は、包括的保障措置の適用
 - (iii) 対象が核物質の場合は、当該核物質への IAEA 保障措置の適用
 - (iv) 対象が核物質の場合は、最低限、附属書 C に定める水準と同等の核物質防護措置の適用
 - (v) 同様の保証が得られない限り、当該移転先の第三国から更に移転されないこと
- ・ NSG ガイドラインに従って受領当事国が得る保証は上記の保証を満たすことを確認(合意議事録第 6 パラグラフ)
- ・ 供給当事者との間で原子力協力協定を締結していない核兵器国への再移転の場合は、(iii) に定める条件に係る保証について、両当事者間で合意する他の保証により代替できることを確認(合意議事録第 7 パラグラフ)
- ・ 機微な核物質(プルトニウム、ウラン 235 及びウラン 233 の高濃縮ウラン)、濃縮、再処理、重水生産のための設備の管轄外移転には、供給当事者の事前の書面による同意が必要。ただし、以下の場合はこの限りでない。(第 9 条第 2 項)
 - 日本から EURATOM へ移転された品目について、当該品目が日本と当該移転先の第三国との間の原子力協力協定の対象となる場合
 - EURATOM から日本へ移転された品目について、当該移転先の第三国が、EURATOM が作成するリストに含まれている場合であって、再移転の通知がなされる場合
- ・ 日本は EURATOM に対し、関係の二国間原子力協力協定について通報、EURATOM は日本に対し、事前同意なしに再移転できる第三国のリストを通報することを確認(合意議事録第 8 パラグラフ)

○透明性

- ・ 両当事国は、本協定に基づいて移転された核物質、設備、核物質ではない資材の管理に関する情報を交換(第 10 条)
- ・ EURATOM は日本に対し、協定に基づいて移転された核物質であって再処理、濃縮、及び

燃料加工のための施設にあるもの、協定に基づいて移転された設備、核物質でない資材の在庫目録を毎年提供

- ・ 日本は EURATOM に対し、協定に基づいて移転された核物質、設備、核物質でない資材の在庫目録を毎年提供
(合意議事録第 9 パラグラフ)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、日本及び EURATOM 加盟国、場合により欧州委員会は、各自の採用した基準(少なくとも附属書 C(核物質の区分表は NSG ガイドラインと同じ)に定める水準の防護を確保するものに限る。)に従って防護の措置を適用
- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送に関しては、核物質防護条約に従う。
(第 11 条)

○既存の協定との関係

- ✓ 本協定は、日英原子力協力協定及び日仏原子力協力協定を補完するものであり、場合により、これらに優先して適用
- ✓ 日英原子力協力協定及び日仏原子力協力協定により、日本、英国、フランスに対し、本協定に含まれる以上の権利、義務が与えられている場合は、そうした権利、義務は当該二国間協定の下で履行される。
- ✓ 本協定は、本協定の発効前に、日英原子力協力協定及び日仏原子力協力協定に基づいて移転された核物質についても適用
- ✓ 本協定は、両当事者が合意する場合は、本協定の発効前に、日本と英仏以外の EURATOM 加盟国との間で移転された核物質についても適用
(第 12 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定の違反の場合、IAEA との保障措置協定の終了、重大な違反の場合における、協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求の権利を規定
- ✓ EURATOM 及び英仏以外の EURATOM 加盟国及び日本が核爆発装置を爆発させた場合に、相手方当事者に同様の権利を付与
- ✓ 英仏両国が本協定に基づいて移転された核物質を用いて核爆発装置を爆発させた場合に、日本に同様の権利を付与
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、そうした行動の影響、原因となった事実が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内には是正措置がとられなかった場合に限り、協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求の権利の行使が可能
(第 13 条)

○存続期間

- ✓ 30 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を文書により通告しない限り、自動的に 5 年ずつ延長
(第 17 条)

資料 9-8 日 EURATOM 原子力協力協定

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

平成十八年十一月二十二日
条 約 第 十 四 号

日本国政府及び欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)は、
原子力の平和的非爆発目的利用に関し、日本国及びユーラトム並びに第三者の利益となる長期的で安定した協力を相互利益及び相互主義の原則に基づいて継続し、及び一層発展させることを希望し、

日本国並びにユーラトム及びその加盟国が、原子力の平和的利用について、並びに健康、安全性、原子力の平和的利用及び環境保護に関する各自の法令に定める安全の確保について、同等の高い水準を達成していることを認識し、

また、原子力の平和的非爆発目的利用の分野における長期的な協力のための予見可能で実際的な態様による取極であって、各自の原子力計画における必要性を勘案し、かつ、貿易、研究開発その他の分野における日本国とユーラトムとの間の協力活動を容易にするものを作成することを希望し、

原子力の平和的利用に関する日本国とユーラトムとの間の協力の実施において立脚すべき関連の保障措置制度及び輸出管理制度を強化し、並びにそれらを効率的に適用することを含む核不拡散に対する日本国政府並びにユーラトム及びその加盟国政府の強固な誓約を再確認し、

日本国政府並びにユーラトム及びその加盟国政府が、国際原子力機関の目的及びその保障措置制度を支持していること並びに千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)への参加が普遍的に行われるよう希望していることを再確認し、

ユーラトムのすべての加盟国において千九百五十七年三月二十五日に作成された欧州原子力共同体を設立する条約(以下「ユーラトム条約」という。)による保障措置の適用があることに留意し、

ユーラトム条約に定めるユーラトムの域内における核物質、設備及び核物質ではない資材の移転の自由の原則を認識し、

また、核兵器の拡散の危険を減少させ、並びに作業員、公衆及び環境の保護を確保するため、プルトニウムの管理について高い水準の透明性を確保することが重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「両締約者」とは、日本国政府及びユーラトムをいう。「締約者」とは、両締約者のいずれか一方をいう。

- (b) 「ユーラトム」とは、次の(i)又は(ii)に規定するものをいう。
- (i) ユーラトム条約により設立された法人
 - (ii) ユーラトム条約の適用を受ける領域
- (c) 「者」とは、両締約者のそれぞれの領域的管轄の下で適用可能な法令により規律される自然人又は企業その他の団体をいい、両締約者を含まない。
- (d) 「適当な当局」とは、日本国政府についてはその指定する政府機関をいい、ユーラトムについては欧州委員会又はユーラトムが日本国政府に書面により随時通報するその他の当局をいう。
- (e) 「公開の情報」とは、いずれの締約者も、また、ユーラトムのいずれの加盟国も秘密としていない情報をいう。
- (f) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。
 - ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
 - 同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
 - トリウム
 - 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質その他の物質であって、千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章(以下「憲章」という。)第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する含有率(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。)において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
 - 憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。)
 - (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいい、原料物質を含まない。
 - プルトニウム
 - ウラン二三三
 - 同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
 - 前記の物質の一又は二以上を含有する物質憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。)
- (g) 「機微な核物質」とは、分離されたプルトニウム(混合酸化燃料中のプルトニウムを含む。)又は濃縮ウラン(同位元素ウラン二三五及び二三三の一方又は双方の濃縮度が二十パーセントを超えるものに限る。)をいう。
- (h) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製造した主要なプラント、機械若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書(以下「附属書」という。)AのA部に掲げるものをいう。
- (I) 「核物質ではない資材」とは、重水その他高速中性子を減速させ、核分裂の維持を可能とするために原子炉において使用するのに適した物質であって、附属書AのB部に掲げるものをいう。
- (j) 「回収され、又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた特殊核分裂性物質又はこの協定に基づいて移転された原子炉若しくは附属書AのA部に掲げるその他の設備であってこの協定に基づいて移転されるもの(当該その他の設備の移転に先立ち日本国政府及び欧州委員会が書面により合意した場合に限る。この合意は、欧州委員会と

ユーラトムの関係加盟国政府との間の協議の後に行われるものとする。)を用いて行う一若しくは二以上の処理によって得られた特殊核分裂性物質をいう。

第二条 協力の範囲

- 1 両締約者は、生産者、核燃料サイクル産業、公益事業、研究開発機関及び消費者の相互利益のため、原子力の平和的非爆発目的利用のための日本国及びユーラトム又はその相互の間における原子力分野における取引、研究開発その他の活動を、核不拡散の原則に従いつつ促進し、及び容易にすることにつき、この協定の下で協力する。
- 2 両締約者は、次の方法により協力する。
 - (a) 一方の締約者又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意により定める条件で、核物質、設備及び核物質ではない資材を他方の締約者若しくはその認められた者に供給し、又はこれらから受領することができる。
 - (b) 一方の締約者又はその認められた者は、提供者と受領者との間の合意により定める条件で、他方の締約者若しくはその認められた者に核燃料サイクルに関連する役務その他のこの協定の範囲内における役務を提供し、又はこれらからそのような役務の提供を受けることができる。
 - (c) 両締約者は、相互の間又はそれぞれの者の間における専門家の交換による協力を推進する。この協定に基づく協力の伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約者は、それぞれこれらの専門家の自己の領域への入国及び自己の領域における滞在を容易にする。
 - (d) 両締約者は、相互の間、それぞれの者の間又は一方の締約者と他方の締約者の者との間において、合意により公開の情報を提供し、及び交換することを容易にする。
 - (e) 両締約者は、両締約者が適当と認めるその他の方法により、相互の間で協力し、及びそれぞれの者の間における協力を推進することができる。
- 3 1及び2の規定による協力は、この協定の規定並びに日本国及びユーラトムにおいて効力を有する適用可能な国際協定及び法令に従う。

第三条 協定の対象品目

- 1 日本国とユーラトムとの間において移転される核物質は、その移転が直接であると第三国を経由してであるとを問わず、供給締約者が受領締約者に対し予定される移転を書面により通告した場合であって、当該核物質がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約者でない場合にあつては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることを受領締約者が書面により確認するときに限り、かつ、当該核物質が受領締約者の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。
- 2 日本国とユーラトムとの間において移転される設備及び核物質ではない資材は、それらの移転が直接であると第三国を経由してであるとを問わず、次の(a)及び(b)のいずれの要件をも満たす場合に限り、かつ、当該設備及び核物質ではない資材が受領締約者の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。
 - (a) これらの品目をこの協定に基づいて移転することにつき、日本国からユーラトムへの移転については日本国政府による決定、ユーラトムから日本国への移転についてはユーラトムの関係加盟国政府又は場合により欧州委員会による決定があること。
 - (b) 予定される移転についての供給締約者の受領締約者に対する書面による通告並びにこれらの品

目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約者でない場合にあっては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることについての受領締約者の書面による確認があること。

- 3 1及び2の規定により行われる書面による通告及び確認は、第十四条に規定する手続に従う。
- 4 この協定の適用を受けることとされた核物質、設備及び核物質ではない資材は、次のいずれかの場合に該当することとならない限り、引き続きこの協定の適用を受ける。
 - (a) これらの品目が、この協定の関係規定に従い受領締約者の領域的管轄の外に移転された場合
 - (b) これらの品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約者が合意する場合
 - (c) 核物質について、第八条1に規定する関連の協定中の規定であって保障措置の終了に係るものに従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことが決定された場合

第四条 原子力分野における研究開発に係る協力

- 1 両締約者は、相互の間又はそれぞれの機関の間で、第二条に規定するところに従い、かつ、ユーラトムにおいてその特定する計画の対象とされる限りにおいて、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約者又はそれらの機関は、適当な場合には、大学、実験施設、民間部門その他すべての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。また、両締約者は、この分野におけるそれぞれの者の間の協力を容易にする。
- 2 両締約者は、この条の規定による活動を一層発展させ、及び容易にするため、別個の取極を締結する。

第五条 協定の実施

- 1 この協定の規定は、日本国及びユーラトムにおける原子力活動を妨げ若しくは遅延させ、又はこれに対して不当に干渉することを回避するような態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実にこれを適用する。
- 2 この協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の締約者若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益(域内における利益であるか対外的な利益であるかを問わない。)を損なうために、いずれか一方の締約者若しくはユーラトムの加盟国政府の原子力政策に干渉するために、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために又はこの協定の適用を受けている品目若しくはこの協定の適用を受けることとなることにつき通告された品目の締約者の領域的管轄内における移転若しくは日本国とユーラトムとの間の移転を阻害するために、利用してはならない。
- 3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。
- 4 この協定の規定を実施するに当たり、日本国並びにユーラトム及びその加盟国は、千九百九十六年十月二十四日に効力を生じた原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。

第六条 知的財産

両締約者は、日本国及び欧州共同体又はその加盟国において効力を有する関連の国際協定及び法令に従い、この協定の下での協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。

第七条 平和的利用

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第八条 国際原子力機関及びユーラトムによる保障措置

- 1 この協定の下での協力は、適当な場合にはユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置が適用されていること及び次に掲げる保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置の適用が受諾されていることを要件として、行う。
 - (a) 千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）で、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足されたもの
 - (b) 千九百七十三年四月五日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関するオーストリア共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ポルトガル共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スロバキア共和国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定（以下「ユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定」という。）で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの（その後の改正を含む。）
 - (c) 千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定（以下「英国に関する保障措置協定」という。）で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの
 - (d) 千九百七十八年七月二十七日に作成されたフランスにおける保障措置の適用に関するフランス、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定（以下「フランスに関する保障措置協定」という。）で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの
- 2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質には、次に規定する保障措置が適用されるものとする。
 - (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置
 - (b) ユーラトムの域内においては、ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置及び場合に依じてユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定、英国に関する保障措置協定又はフランスに関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置

- 3 国際原子力機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、両締約者は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、国際原子力機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2に規定する国際原子力機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第九条 再移転

- 1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、附属書Bに定める条件が満たされることについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外（供給締約者の領域的管轄内を除く。）に再移転してはならない。
- 2 この協定に基づいて移転された品目のうち次に掲げるものは、それを再移転することにつき1の規定によっては供給締約者の書面による事前の同意があることを要しない場合であっても、当該同意なしに受領締約者の領域的管轄の外（供給締約者の領域的管轄内を除く。）に再移転してはならない。ただし、日本国からユーラトムに移転された品目については当該品目が日本国政府と受領国である第三国の政府との間の原子力の平和的利用に関する協力のための関係の二国間協定の適用を受けることとなる場合又はユーラトムから日本国に移転された品目についてはユーラトムの作成する一覧表に掲げる国を受領国である第三国として当該品目を再移転する場合であって、それぞれ当該品目を再移転することの通告が受領締約者から供給締約者に対して行われるときは、この限りでない。
- (a) 機微な核物質
- (b) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備

第十条 透明性

両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十一条 防護

- 1 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準（少なくとも附属書Cに定める水準の防護を確保するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定の適用を受ける核物質の国際輸送に関し、日本国並びにユーラトムの加盟国及び場合によりユーラトムは、それらが締結し、及び千九百八十七年二月八日に効力を生じた核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。

第十二条 既存の協定

- 1 この協定の規定は、千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定及び千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成さ

れた原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の規定を補完するものとみなし、かつ、場合によりこれらの二国間協定中の関係規定に優先して適用されるものとする。

- 2 1に掲げる二国間協定に定める日本国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府又はフランス共和国政府の権利及び義務は、この協定に定める当該各政府の権利及び義務の範囲を超える限りにおいて、引き続きこれらの二国間協定の下で実現され、及び履行されるものとする。
- 3 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、この協定の効力発生前に1に掲げる二国間協定に基づいて日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間又は日本国とフランス共和国との間で移転された核物質についても適用する。
- 4 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、両締約者が合意する場合には、この協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質についても適用する。

第十三条 停止及び終了

- 1 いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生後のいずれかの時点において次の(a)又は(b)に規定する事情が他方の締約者の側(当該一方の締約者が日本国政府の場合にあってはユーラトム及びその加盟国をいい、ユーラトムの場合にあっては日本国をいう。)について生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を当該他方の締約者に要求する権利を有する。
 - (a) 第七条から第九条まで若しくは第十一条の規定又は第十五条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をすること。
 - (b) 第八条1に掲げる国際原子力機関との間の保障措置協定を終了させること又は当該保障措置協定に対する重大な違反をすること。
- 2 ユーラトム又はいずれかのユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)が核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はフランス共和国がこの協定に基づいて移転された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 4 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ユーラトムは、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 5 いずれか一方の締約者がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約者は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議するものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 6 この条の規定に基づく権利は、5の規定による協議の後適当な期間内に他方の締約者が是正措置をとることができなかった場合に限って、行使されるものとする。
- 7 いずれか一方の締約者がこの条の規定に基づきこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を行使する場合には、当該一方の締約者は、当該核物質の公正な市場価額につい

て、他方の締約者又は関係する者に補償を行う。

第十四条 運用手続

両締約者の適当な当局は、この協定を効果的に実施するための運用手続を作成し、及び必要に応じてこれを修正する。

第十五条 協議及び仲裁

- 1 両締約者は、この協定の下での協力を促進するため、いずれか一方の締約者の要請に基づき、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。
- 2 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、相互に協議する。
- 3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、両締約者は、この3の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に当該紛争を付託することを合意することができる。各締約者は、一人の仲裁裁判官（日本国又はユーラトムの加盟国の国民とすることができる。）を指名し、このようにして指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官（日本国及びユーラトムの加盟国以外の国の国民でなければならない。）を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約者が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれの締約者も、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用されるものとする。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、日本国又はユーラトムの加盟国の国民であってはならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約者を拘束する。

第十六条 附属書の地位

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書は、日本国政府と欧州委員会との間の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十七条 効力発生及び有効期間

- 1 この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、三十年間効力を有する。その後は、この協定は、いずれか一方の締約者がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約者に対してこの協定を終了させる旨を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 2 この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の終了（理由のいかんを問わない。）の後においても、第七条から第九条まで及び第十一条の規定は、引き続き効力を有する。

イタリア語、英語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びポルトガル語により本書二通を作成した。相違がある場合には、日本語及び英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。

日本国政府のために

河村武和

欧州原子力共同体のために

ピエバルグス

附属書A

A部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し若しくは製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 照射済燃料要素の再処理プラント及び照射済燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設

備

- 13 ウラン同位元素の分離プラント及びウラン同位元素の分離のために特に設計し、又は製作した設備であって分析機器以外のもの
- 14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備
- 15 12 及び 13 にそれぞれ規定する原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウラン及びプルトニウムの転換プラント並びに当該ウラン及びプルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

B部

- 1 重水素及び重水 A部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一對五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、A部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

附属書B

- (i) 再移転される品目が受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること。
- (ii) 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について国際原子力機関による保障措置の適用が現在及び将来にわたってあること。
- (iii) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。
- (iv) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について適切な防護の措置(少なくとも附属書Cに定める水準でなければならない。)が維持されること。
- (v) この附属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。

附属書C 防護の水準

付表において区分された核物質の使用、貯蔵及び輸送に当たり日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会が確保すべきものとして合意される防護の水準は、最小限、次の指標によるものとする。

第三群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意

であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者のみに出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群 |
|----------------------|--|----------|-----------------------|-------------------|
| 1 プルト ニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え 二キログラム未満 | 五〇〇グラム以下 (注c) |
| 2 ウラン 二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え 五キログラム未満 | 一キログラム以下 (注c) |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一〇キログラム未満 (注c) |

| | | | | | |
|---|--------|--|----------|--|--------------|
| | | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン(注d) | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 | ウラン二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 五〇〇グラム以下(注c) |
| 4 | 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注e、注f) | |

注a プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)以下であるもの

注c 放射線学上の有意量に満たない量の核物質を除くべきこととするが、そのような核物質については、管理についての慎重な慣行に従って防護すべきものとする。

注d 天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び第三群の欄に特定する量に満たない量の濃縮度が十パーセント未満のウランについては、管理についての慎重な慣行に従って防護すべきものとする。

注e 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

外務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 伊吹 文明
経済産業大臣 甘利 明
内閣総理大臣 安倍 晋三

合意された議事録

本日ブリュッセルで署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力

共同体との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 協定のすべての規定に関し、条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではないことが確認される。
- 2 協定第五条4の規定に関し、ユーラトムは、原子力の安全に関する条約の締約国となっていないユーラトムの加盟国が、二千四年五月一日に効力を生じたチェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロベニア共和国及びスロバキア共和国の欧州連合の基礎を成す諸条約への加入のための条件及び加入に係る調整に関する議定書第六条の規定に従ってできる限り早期に締約国となることを確保するため、必要な措置をとることが確認される。
- 3 協定第八条の規定に関し、次のことが確認される。
 - (a) ユーラトムの保障措置が、その域内における民生用のすべての核物質に適用されること。
 - (b) 日本国に関する保障措置協定の実施により、日本国内におけるすべての原子力活動に係るすべての核物質について国際原子力機関の保障措置の適用が確保されること。
 - (c) ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)に関する保障措置協定の実施により、これらの加盟国の国内におけるすべての原子力活動に係るすべての核物質について国際原子力機関の保障措置の適用が確保されること。
- 4 協定第八条1(b)の規定に関し、次のことが確認される。
 - (a) ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)に関する保障措置協定は、同協定第二十三条の規定により、不拡散条約の締約国である非核兵器国であって協定の効力発生後にユーラトムに加盟するものについても効力を生ずることとなること。
 - (b) 二千四年五月一日にユーラトムに加盟した加盟国については、ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)に関する保障措置協定(追加議定書により補足されたもの)が当該加盟国について効力を生ずるまでの間、当該加盟国と国際原子力機関との間の保障措置協定及び追加議定書の適用により協定第八条1(b)の要件が満たされるものとする。
- 5 協定第八条3の規定に関し、国際原子力機関が同条2に定める保障措置をユーラトムの域内において適用しない場合には、日本国政府は、ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置が当該域内において適用されていることの意義を認識しつつ、ユーラトムの保障措置制度の実効性に妥当な考慮を払うことが確認される。
- 6 協定第九条及び附属書Bの規定に関し、当該規定に定める再移転には、回収され、又は副産物として生産された核物質の受領締約者の領域的管轄の外への移転が含まれることが確認される。
- 7 協定第九条1及び附属書Bの規定に関し、原子力供給国の会合(原子力供給国グループ)において日本国政府及びユーラトムの各加盟国政府が行った誓約を考慮し、国際原子力機関の文書INFCIRC-254-Rev.6-第一部「原子力移転に関する指針」に従って受領締約者が得る保証は、同条1に規定する保証として認められることが確認される。また、供給締約者との間で原子力の平和的利用に関する協力のための二国間協定を締結していない核兵器国への再移転の場合には、附属書B(ii)に規定するものを除くほか同附属書に定める条件についての保証が得られることを要するが、同附属書(iii)に定める条件に係る保証については、両締約者間で合意する他の保証によりこれを代

替することができることが確認される。

- 8 協定第九条2の規定に関し、日本国政府はユーラトムに対し、関係の二国間協定について通報し、ユーラトムは日本国政府に対し、供給締約者の書面による事前の同意なしに品目を再移転することができる第三国の一覧表を通報することが確認される。また、日本国政府はそのような二国間協定について、ユーラトムは一覧表に記載される第三国について、それぞれ追加又は削除を随時行うことができるが、削除の場合には、関係する第三国がそのような再移転について適格でなくなる前に、他方の締約者と協議することが確認される。
- 9 協定第十条の規定に関し、協定の効果的な実施のため、次のとおり確認される。
 - (a) ユーラトムは、日本国政府に対し、次の品目の最新の在庫目録を毎年提供する。
 - (i) 協定に基づいて移転された核物質であって再処理、濃縮及び燃料加工(混合酸化物燃料の加工を含む。)のための施設(両締約者によって指定されたもの)にあるもの。両締約者は、協定の効力発生の日に、指定される施設の一覧表を確認する。この一覧表は、両締約者の相互の同意により最新のものとすることができる。
 - (ii) 協定に基づいて移転された設備及び核物質ではない資材
 - (b) 日本国政府は、ユーラトムに対し、次の品目の最新の在庫目録を毎年提供する。
 - (i) 協定に基づいて移転された核物質
 - (ii) 協定に基づいて移転された設備及び核物質ではない資材
- 10 協定第十条の規定に関し、日本国政府及びユーラトムの関係加盟国政府は、協定の適用を受けるプルトニウムを含むプルトニウムの管理について、国際原子力機関の文書INFCIRC-549「プルトニウムの管理に関する指針」に定める政策を採用していることが確認される。
- 11 協定第十一条及び附属書Cの規定に関し、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会が協定の適用を受ける核物質についてとる防護の措置は、国際原子力機関の文書INFCIRC-254-Rev.6-第一部「原子力移転に関する指針」中の指針を満たすものであることが確認される。日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、防護の措置をとる際に、国際原子力機関の文書INFCIRC-225-Rev.4「核物質及び原子力施設の防護」中の勧告その他関連する国際的勧告を参照する。各締約者は、それぞれの治安状況に基づき、参照すべき勧告を決定する。
- 12 協定第十二条3の規定に関し、日本国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府及びフランス共和国政府が同条1に掲げる二国間協定についての合意された議事録に従って同条3に規定する核物質に関して報告を行う義務は、協定の効力発生後も引き続き効力を有することが両締約者により了解される。
- 13 協定第十二条4の規定に関し、協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質への協定の適用を容易にするため、両締約者は当該核物質の目録を作成することが確認される。
- 14 協定第十六条の規定に関し、協定の附属書の修正は、国際原子力機関の文書INFCIRC-254-Rev.6-第一部「原子力移転に関する指針」の進展を考慮して行われることが確認される。
- 15 協定第十七条2の規定に関し、当該規定の実施に関連して解釈に関する問題又は紛争が生じた場合には、両締約者は、協定第十五条2及び3に規定するものと同等の協議又は紛争解決手段により、これを解決することが確認される。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで

日本国政府のために

河村武和

欧州原子力共同体のために

ピエバルグス

9.9 日・カザフスタン原子力協定

9.9.1 経緯

- ・ ウラン確認埋蔵量が世界第2位のカザフスタン共和国と日本の間で核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加すると見込まれたため、両政府は、2006年8月、核不拡散、核物質防護態勢の整備等が適切な状況にあると双方が判断した場合に原子力協定交渉を開始することで合意
- ・ 2007年6月に第1回交渉が行われ、計5回の協議を経て、本協定は2010年3月2日に署名され、2011年5月6日に発効

9.9.2 構成

協定(14条からなる本文、附属書A、B)、合意議事録

9.9.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第2条第1項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転、軽水炉及び高温ガス炉の安全、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定
- ✓ 濃縮、再処理、プルトニウム転換、核物質ではない特別な資材の生産のための技術及び設備、プルトニウムの移転は禁止
(第2条第2項、第3項)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第4条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府がIAEA保障措置を受諾していることが条件(第3条)
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府とIAEAとの間の保障措置協定の適用を受け、それぞれの国において核物質計量管理制度が確立維持されることを条件とし、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第5条、合意議事録第3パラグラフ)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するように行動する(第6条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書 B に定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用
- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動
- ✓ 核テロリズム防止条約に従って適切な措置をとる
(第 7 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)

○既存の協定との関係

- ✓ 旧協定(1991 年発効)は本協定の発効時に日-カザフスタン間においては終了する(第 10 条)

○紛争解決

- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各 1 名、仲裁裁判官が任命する NPT を締約した非核兵器国である第三国出身の裁判長 1 名から成る
(第 11 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反の場合、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合に限り、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う
(第 12 条)

○存続期間

- ✓ 10 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、自動的に 5 年

間ずつ延長

(第14条)

資料 9-9 日カザフスタン原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定

平成23年4月8日

条約第5号

日本国政府及びカザフスタン共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、
原子力の平和的利用の分野において引き続き協力することを希望し、

これまで両締約国政府の間で適用されてきた千九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(以下「旧協定」という。)の下での原子力の平和的利用における日本国とカザフスタン共和国との間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及びカザフスタン共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることを考慮し、

日本国及びカザフスタン共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千四年二月六日に作成された追加議定書により補足された千九百九十四年七月二十六日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのカザフスタン共和国と国際原子力機関との間の協定(以下「カザフスタン共和国に関する保障措置協定」という。)に従い、カザフスタン共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

両締約国政府が原子力供給国グループの参加政府であることに留意して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国政府を含まない。
- (b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
 - (i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「核物質ではない特別な資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、「核物質」を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない特別な資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前のすべての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは核物質ではない特別な資材を生産し、又は設備を製作するためのすべての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された核物質ではない特別な資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(k) 「公開の情報」とは、いずれか一方の締約国政府が秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1 この協定の下での協力であって、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、それぞれの管轄の下にある者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間の合意によって定める条件で、公開の情報(原子力の安全に関するものを含む。)を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者から他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (b) 軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転
- (c) 軽水炉及び高温ガス炉の安全
- (d) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (e) 放射線防護及び環境監視
- (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない特別な資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、カザフスタン共和国国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。カザフスタン共和国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

- (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- (b) カザフスタン共和国内においては、カザフスタン共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。

2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることにかんがみ、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

日本国及びカザフスタン共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びカザフスタン共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。
- 3 日本国及びカザフスタン共和国は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外(供給締約国政府の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第九条

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。
- 2 この協定の適用を受ける核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) そのような核物質、核物質ではない特別な資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
 - (b) そのような核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

旧協定は、この協定が効力を生ずる時に両締約国政府の間で終了する。

第十一条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる。）、指名された二人の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。すべての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十二条

- 1 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国について、次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (a) 第四条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合
 - (b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又は1に規定する返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。
- 5 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

第十三条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

- 1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第八条まで、第九条2、第十一条及び第十二条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年三月二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡田克也

カザフスタン共和国政府のために

A・カマルディノフ

附属書A

A部

1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、若しくは製作した金属容器又はその主要な工作部品

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、若しくは製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 核物質の防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する個人又は団体の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する個人又は団体の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|--|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | ニキログラム以上 | 五〇〇グラムを超えニキログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン二三三 | 未照射(注b) | ニキログラム以上 | 五〇〇グラムを超えニキログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e) | |

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも核物質の防護に関する条約附属書Ⅱに規定する管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。
- 2 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 3 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。
- 4 協定第十二条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、国際原子力機関(以下「機関」という。)の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。
 - (a)違反の認定
 - (b)関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定
 - (c)申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十年三月二日に東京で

日本国政府のために

岡田克也

カザフスタン共和国政府のために

A・カマルディノフ

9.10 日・ベトナム原子力協定

9.10.1 経緯

- ・ 原子力平和利用に積極的で新規に原子力発電所の建設を進めているベトナム社会主義共和国と日本の間で核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加すると見込まれたため、両政府は、2010年6月、原子力協定交渉の開始で合意
- ・ 同年9月から10月にかけて計3回の交渉が行われ、本協定は2011年1月20日に署名され、2012年1月21日に発効

9.10.2 構成

協定(15条からなる本文、附属書A、B)、合意議事録

9.10.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家及び研修生の交換、公開情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第2条第2項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、原子力の安全、放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、保障措置及び核セキュリティ、原子力平和利用の分野における人的資源の開発、法的枠組みの作成、広報を規定
- ✓ 濃縮、再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備、プルトニウムの移転は禁止
(第2条第1項、第3項)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第4条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府がIAEA保障措置を受諾し追加議定書が実施されていることが条件(第3条)
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府とIAEAとの間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第5条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約及び原子力安全条約に適合するように行動する(第6条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書 B に定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用
- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動(第 7 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)
- ・ 本協定に基づいて移転された核物質と回収され又は副産物として生産された核物質を濃縮又は再処理する場合には、両締約国政府の別段の合意が必要(第 9 条)

○知的財産

- ✓ この協定の下での協力で生じた又は移転された知的財産及び技術は、国際協定及びそれぞれの国の法令に従って適切かつ効果的に保護(第 11 条)

○紛争解決

- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で両締約国政府が構成及び手続に合意する仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ(第 12 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合又は核爆発装置の爆発後に一方が是正措置を見いだせないと判断する場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能(第 13 条)

○存続期間

- ✓ 10 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、自動的に 5 年間ずつ延長(第 15 条)

資料 9-10 日ベトナム原子力協定

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

平成 23 年 12 月 28 日

条 約 第 20 号

日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、

日本国及びベトナム社会主義共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

日本国及びベトナム社会主義共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

それぞれの国の国内法及び両国について効力を生じている関係する国際協定に従い、原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

- (c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。
- (e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。
- (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。
- (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。
- (h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。
- (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
 - (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
 - (ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
 - (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質
- (k) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

- 1 この協定の下での協力であって、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の分野において行うことができる。
- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
 - (b) 軽水炉の設計、建設及び運転
 - (c) 原子力の安全（放射線防護、環境の監視並びに原子力事故及び放射線緊急事態の防止並びにこれらへの対応を含む。）
 - (d) 放射性廃棄物の貯蔵、輸送、処理及び処分
 - (e) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

- (f) 保障措置及び核セキュリティ
- (g) 原子力の平和的利用の分野における人的資源の開発
- (h) 原子力の平和的利用の分野における法的枠組みの作成
- (i) 原子力の平和的利用に関する広報
- (j) 研究及び開発(両締約国政府の間で合意される分野におけるものに限る。)
- (k) 両締約国政府により合意されるその他の分野

2 1に規定する協力は、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家及び研修生を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報(原子力の安全に関するものを含む。)を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条2(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) ベトナム社会主義共和国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、ベトナム社会主義共和国国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。二千七年八月十日に作成された追加議定書によりその効力発生の日から補足される千九百九十年二月二十三日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのベトナム社会主義共和国と国際原子力機関との間の協定(以下「ベトナム社会主義共和国に関する保障措置協定」という。)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

- 1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、
 - (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
 - (b) ベトナム社会主義共和国内においては、ベトナム社会主義共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- 2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

- 1 日本国及びベトナム社会主義共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びベトナム社会主義共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除く

ほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けるとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。
- 2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
 - (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が書面により合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びベトナム社会主義共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が1に規定する協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、両締約国政府が構成及び手続に合意する仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十三条

- 1 日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合
 - (b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又はベトナム社会主義共和国政府は、それぞれ、ベトナム社会主義共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。
 - (a) 1に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかったとき。
 - (b) 2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

- 1 この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。
- 2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十五条

- 1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるもの

とする。

- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十二条及び第十三条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十一年一月二十日にハノイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

谷崎泰明

ベトナム社会主義共和国政府のために

レ・ティエン

附属書A

A部

- 1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材 ポンプ1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原蔽子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|--|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン 二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン 二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e) | |

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも核物質の防護に関する条約附属書Ⅱに規定する管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状

況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

合意された議事録

本日ハノイで署名された原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 転換又は燃料加工の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。
- 2 両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 3 協定第三条(b)に関し、ベトナム社会主義共和国は、同条(b)に規定する追加議定書の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び当該追加議定書の締結の時から当該追加議定書に適合するように行動することが確認される。両締約国政府が核物質、資材、設備及び技術の移転の条件(ベトナム社会主義共和国政府が当該核物質、資材、設備及び技術の使用に関する情報を提供すること並びにベトナム社会主義共和国における関係施設への日本国政府の要請に基づく同国政府による協議のための訪問を受け入れることを含む。)について書面により事前に合意する場合に限り、当該追加議定書の締結に先立ち日本国からベトナム社会主義共和国に当該核物質、資材、設備及び技術を移転することができる。
- 4 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。
- 5 協定第六条1に関し、日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。
- 6 協定第六条2に関し、ベトナム社会主義共和国の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、ベトナム社会主義共和国政府は、国際原子力機関(以下「機関」という。)に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにベトナム社会主義共和国において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

- 7 協定第七条に関し、日本国は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。
- 8 協定第七条及び第十二条1に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。
- 9 協定第十三条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。
 - (a) 違反の認定
 - (b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定
 - (c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十一年一月二十日にハノイで

日本国政府のために

谷崎泰明

ベトナム社会主義共和国政府のために

レ・ティエン

9.11 日韓原子力協定

9.11.1 経緯

- ・ 原子力平和利用に積極的で原子力発電所の増設を進めている大韓民国と日本の間で核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加すると見込まれたため、両政府は、2009年1月、原子力協定交渉の開始で合意
- ・ 同年7月に第1回交渉が行われ、計5回の協議を経て、本協定は2010年12月20日に署名され、2012年1月21日に発効

9.11.2 構成

協定(16条からなる本文、附属書A、B、議定書)、合意議事録

9.11.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第3条)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止、原子力の安全、放射性廃棄物の処理及び管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第2条)
- ✓ 20%以上の濃縮、再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備、プルトニウムの移転には供給締約国政府の書面による事前同意が必要(第9条)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第4条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府がIAEA保障措置を受諾し追加議定書が実施されていることが条件
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府とIAEAとの間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第5条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するように行動する(第6条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質につい

て、各自の採用した基準(少なくとも附属書 B に定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用

- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動(第 7 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条第 1 項)
- ・ 回収又は副産物として生産された核物質の受領締約国から第三国への移転は、両締約国の書面による合意、事前の通報、移転核物質への供給締約国と第三国の間の原子力協定の適用が必要(第 8 条第 2 項)
- ・ 本協定に基づいて移転された核物質と回収され又は副産物として生産された核物質を濃縮又は再処理する場合には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 9 条)

○紛争解決

- ・ 本協定下での協力活動を調整するため合同委員会を設立する
- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各 1 名、仲裁裁判官が任命する NPT を締約した非核兵器国である第三国出身の裁判長 1 名から成る(第 13 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う(第 14 条)

○存続期間

- ✓ 10 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、自動的に 5 年

間ずつ延長
(第 16 条)

資料 9-11 日韓原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定

平成 23 年 12 月 28 日
条 約 第 19 号

日本国政府及び大韓民国政府(以下「両締約国政府」という。)は、
平等及び相互利益の原則に基づいて原子力の平和的利用の分野における協力を更に拡大し、及び
強化することを希望し、

エネルギー安全保障及び気候変動という世界的な課題への対処における原子力エネルギーの役割
を確認し、

また、日本国と大韓民国との間に存在する友好関係を強化することを希望し、

原子力の平和的利用の分野における協力のための千九百九十年五月二十五日付けの日本国政府
と大韓民国政府との間の交換公文(以下「交換公文」という。)による取極に基づく原子力の平和的利用
における日本国と大韓民国との間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及び大韓民国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関
する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることを考慮し、

日本国及び大韓民国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、
両締約国政府が原子力供給国グループの参加政府であることに留意し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求すると
いう両締約国政府の誓約を再確認して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であって、当該一方
の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領するこ
と並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約
国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

その他の物質であって千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章(以下

「憲章」という。)第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する含有率(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)において前記の物質の一又は二以上を含有するもの憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(j) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

この協定の下での協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) 軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止
- (b) 原子力の安全(放射線防護及び環境の監視を含む。)
- (c) 放射性廃棄物の処理及び管理
- (d) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (e) 保障措置及び防護
- (f) 研究及び開発(両締約国政府により合意される分野に関するものに限る。)
- (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

第三条

前条に規定する協力は、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 第二条及び第三条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、第三条(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

大韓民国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、大韓国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十九年六月二十一日に作成された追加議定書により補足された千九百七十五年十月三十一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のための大韓民国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「大韓民国に関する保障措置協定」という)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

大韓国内においては、大韓民国に関する保障措置協定の適用を受ける。

3 機関が何らかの理由により又はいずれかの時点で2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

両締約国政府は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第七条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、両締約国政府は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約が、同条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第八条

1 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

2 1の規定にかかわらず、回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府又は

その認められた者が第三国(両締約国政府が書面により合意するものに限る。)における原子力の平和的利用の分野における活動(使用済燃料の試験、変更、再処理、処理、貯蔵及び処分を含む。)のために必要な取決めを行った後に、供給締約国政府の事前の同意を得ることなく受領締約国政府の国の管轄から当該第三国の管轄に移転することができる。ただし、受領締約国政府から供給締約国政府に対して移転についての通報が行われており、かつ、移転される核物質が供給締約国政府と当該第三国政府との間の原子力の平和的利用における協力のための適当な協定の適用を受けることとなる場合に限る。回収され又は副産物として生産された核物質であってこのようにして移転されたもの及び当該第三国において当該核物質から回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府の国の管轄に入る時からこの協定の適用を受ける。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。

第十条

直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

第十一条

この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

- (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
- (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
- (c) 核物質について、機関が、第五条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十二条

交換公文による取極は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

第十三条

- 1 両締約国政府は、この協定の下での協力活動を調整することを目的として合同委員会を設立する。合同委員会は、両締約国政府により指名された代表により構成され、双方に適当な日に会合することができる。
- 2 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この3の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十四条

- 1 日本国政府又は大韓民国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、大韓民国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場
 - (b) 第五条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。

- 5 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。
- 6 いずれか一方の締約国政府は、この条の規定に基づいて権利を行使することが必要であると認める場合には、その決定を書面により他方の締約国政府に通報する。

第十五条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改定(この協定の附属書のみについての改正を除く。)は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。この協定の附属書のみについての改正は、両締約国政府の書面による合意のみを必要とする。

第十六条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各島の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十二月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢

附属書 A

A 部

- 1 重水素及び重水 B 部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一對五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五0グラム毎立方センチメー

トルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャンネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により固い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべき、ものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|-------------------|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |

| | | | | |
|----------|--|----------|--|------------------|
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e) | |

注 a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時) 以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

議定書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定は、(i)協定の署名の後であって、かつ、協定の効力発生の日の前に供給締約国政府の許可に基づき日本国と大韓民国との間で移転される設備及び(ii)当該設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質にも適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

二千十年十二月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。
- 2 協定第二条及び第三条の適用に当たり、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定の下では移転されないことが確認される。
- 3 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 4 協定第五条に関し、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定の実施のために適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされることが確認される。
- 5 協定第七条に関し、日本国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとることが確認され、また、大韓民国政府は、同条約の早期批准のため必要な措置をとるよう努め、同条約の批准の時から、同条約に従って適切な措置をとることが確認される。

二千十年十二月二十日に東京で

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢

9.12 日ヨルダン原子力協定

9.12.1 経緯

- ・ 原子力平和利用に積極的で原子力発電所の新設を進めているヨルダン・ハシェミット王国と日本の間で核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加すると見込まれたため、両政府は、2010年4月、原子力協定交渉の開始で合意
- ・ 同年6月に第1回交渉が行われ、外交ルートを通じた調整を経て、本協定は2010年9月10日に署名され、2012年2月7日に発効

9.12.2 構成

協定(15条からなる本文、附属書A、B)、合意議事録

9.12.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家及び研修生の交換、公開情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第2条第1項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全及び防護、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第2条第2項)
- ✓ 濃縮及び再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備、プルトニウムの移転は禁止(第2条第3項、第9条)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第4条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府がIAEA保障措置を受諾し追加議定書が実施されていることが条件(第3条)
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府とIAEAとの間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第5条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するように行動する(第6条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書Bに定める水準の防護を確保するものに限る)に

従って防護の措置を適用

- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動
- ✓ 核テロリズム防止条約に従って適切な措置をとる
(第 7 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)

○紛争解決

- ・ 本協定下での協力活動を調整するため合同委員会を設立する
- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各 1 名、仲裁裁判官が任命する第三国出身の裁判長 1 名から成る
(第 11 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う
(第 12 条)

○存続期間

- ✓ 20 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、自動的に 5 年間ずつ延長
(第 15 条)

資料 9-12 日ヨルダン原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定

平成 24 年 1 月 10 日

条 約 第 1 号

日本国政府及びヨルダン・ハシェミット王国政府(以下それぞれを「締約国政府」といい、併せて「両締約国政府」という。)は、

日本国及びヨルダン・ハシェミット王国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

日本国及びヨルダン・ハシェミット王国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、千九百九十八年七月二十八日に作成された追加議定書により補足された千九百七十八年二月二十一日に効力を生じた核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのヨルダン・ハシェミット王国と国際原子力機関との間の協定(以下「ヨルダン・ハシェミット王国に関する保障措置協定」という。)に従い、ヨルダン・ハシェミット王国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、日本国については日本国の管轄内にある個人又は団体及びヨルダン・ハシェミット王国についてはヨルダン・ハシェミット王国の管轄内にある個人又は団体であって、それぞれの政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 又は製作した主要な機械、プラント若「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核

物質

(k) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1 この協定の下での協力であって、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家及び研修生を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報(原子力の安全に関するものを含む。)を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (b) 軽水炉の設計、建設及び運転
- (c) 軽水炉の安全及び防護
- (d) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (e) 放射線防護及び環境監視
- (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条 1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、ヨルダン・ハシェミット王国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。ヨルダン・ハシェミット王国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

- 1 この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

- 1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、
 - (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
 - (b) ヨルダン・ハシエミット王国内においては、ヨルダン・ハシエミット王国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- 2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

- 1 日本国及びヨルダン・ハシエミット王国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。
- 2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びヨルダン・ハシエミット王国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。
- 3 日本国及びヨルダン・ハシエミット王国は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、ヨルダン・ハシェミット王国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。
- 2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
 - (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この 2 の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同

様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判は、英語で行われ、仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所によって正当になされた裁定は、最終的なものとし、かつ、両締約国政府を拘束する。

第十二条

1 日本国政府又はヨルダン・ハシェミット王国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、ヨルダン・ハシェミット王国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する違反をする場合

(b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はヨルダン・ハシェミット王国政府は、それぞれ、ヨルダン・ハシェミット王国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを自的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

(b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつた場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。

5 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

第十三条

この協定のいかなる規定も、この協定の署名の日においていずれか一方の締約国政府について効力を有する原子力の平和的利用に関する他の国際約束の下での当該一方の締約国政府の権利及び義務であつて、この協定の適用を受けない核物質、資材、設備又は技術に関するものを害するものと解してはならない。

第十四条

1 この協定は、両締約国政府の書面による合意によりいつでも改正することができる。この協定の改正は、次条 1 に規定する条件と同様の条件で効力を生ずる。

2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十五条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、二十年間効力を有するものとし、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効その後は、期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ五年の期間、自動的に延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十一条及び第十二条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年九月十日にアンマンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

浅子 清

ヨルダン・ハシェミット王国政府のために

ハーリド・トゥーカーン

附属書 A

A 部

- 1 重水素及び重水 B 部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B 部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び 8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に

設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書 B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意

であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|-------------------|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン 二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン 二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済 | | | 劣化ウラン、天然ウ | |

| | | | | |
|----|--|--|---|--|
| 燃料 | | | ラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e) | |
|----|--|--|---|--|

注 a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

合意された議事録

本日アンマンで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 転換又は燃料加工の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。
- 2 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 3 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。
- 4 協定第六条2に関し、ヨルダン・ハシエミット王国の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、ヨルダン・ハシエミット王国政府は、国際原子力機関(以下「機関」という。)に対して当該事象を通報し、必要に応

じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを受けし、並びにヨルダン・ハシェミット王国において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

5 協定第七条及び第十一条1に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。

6 協定第十二条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a) 違反の認定

(b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十年九月十日にアンマンで

日本国政府のために

浅子 清

ヨルダン・ハシェミット王国政府のために

ハーリド・トゥーカーン

9.13 日露原子力協定

9.13.1 経緯

- ・ ロシア(旧ソ連)との間では、1973年に署名された日ソ科学協力協定及び1991年4月に署名された日ソ原子力協力協定に基づき、協力が進展
- ・ その後、商業的な核物質取引を念頭にロシア側から包括的な原子力協定締結の提案があり、濃縮等での民間協力やロシアによるIAEA保障措置受け入れが見込まれたため、両政府は、2007年2月、原子力協定交渉の開始で合意
- ・ 同年4月から交渉が行われ、以後8回の交渉を経て、本協定は2009年5月12日に署名され、2012年5月3日に発効

9.13.2 構成

協定(18条からなる本文、附属書A、B、C)、交換公文

9.13.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、情報の提供、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第2条第1項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、放射性廃棄物の処理及び管理、原子力の安全、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第2条第2項)
- ✓ 濃縮及び再処理には供給締約国政府の書面による事前同意が必要(第9条)
- ✓ プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備、プルトニウム、日本国政府が秘密指定した又はロシア連邦が国家機密指定した情報の移転は禁止(第2条第3項、第13条)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第4条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府がIAEA保障措置を受諾し追加議定書が実施され、それぞれの国において核物質計量管理制度が確立維持され、ロシアに保障措置適用上IAEAが選択している施設が存在することが条件(第3条、交換公文日本側書簡第2パラグラフ)
- ・ 本協定対象核物質は、日本においてはIAEAとの間の保障措置協定の適用を受け、ロシアにおいては保障措置の適格性を有する施設(附属書Bに掲げる)に置く(第5条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するよう行動する(第6条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書Cに定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用
- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動
- ✓ 核テロリズム防止条約に従って適切な措置をとる
(第7条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第8条)

○紛争解決

- ・ 本協定下での協力活動を調整するため合同委員会を設立する
- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各1名、仲裁裁判官が任命する第三国出身の裁判長1名から成る
(第14条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEAとの保障措置協定の終了又は重大な違反、ロシア連邦が本協定下で移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合、及び日本が核爆発装置を爆発させる場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う
(第15条)

○存続期間

- ✓ 25 年間有効
- ✓ 期間満了の日以降の、少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、協定は存続
- ✓ 旧協定(1991 年発効)は本協定の発効とともに日ロ間において終了(第 18 条)

資料 9-13 日露原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

日本国政府及びロシア連邦政府(以下「両締約国政府」という。)は、日本国とロシア連邦との間に存在する友好関係を強化することを希望し、原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の協力の拡大が友好関係及び相互理解の増進に寄与することを確信し、原子力の平和的利用の進展のために引き続き協力することを希望し、千九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(以下「千九百九十一年の協定」という。)の下での原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の緊密な協力を考慮し、日本国及びロシア連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることに留意し、日本国及びロシア連邦の双方が国際原子力機関の加盟国であることを認識し、原子力の平和的利用の進展のために効果的に協力することが両国にもたらす利益を認識し、原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の協力が行われる条件であって核不拡散に対する両締約国政府の誓約に適合するものを定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「認められた者」とは、日本国については日本国の管轄内にある個人又は団体及びロシア連邦についてはロシア連邦の管轄内にある法人であって、それぞれの政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。
- (2) 「核物質」とは、原料物質、特殊核分裂性物質及びプルトニウムのうちプルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものをいう。
この(2)にいう「原料物質」とは、次の物質をいう。
ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

その他の物質であって、千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章(以下「憲章」という。)第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する含有率(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

この(2)にいう「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいい、原料物質を含まない。

プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものを除く。)

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

- (3) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (4) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。
- (5) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、そのような特定の情報であって公に利用可能であり、かつ、更に提供することが制限されていないもの並びにその他の特定の情報であって両締約国政府が書面によって特定し、及び合意したものを含まない。技術は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等) に記録されたものを含む。また、技術は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。
- (6) (5)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前のすべての段階をいう。
- (7) (5)及び(6)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するためのすべての活動をいう。
- (8) (5)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。
- (9) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (10) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質、この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処

理によって得られた核物質及びこの協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質をいう。

第二条

1 両締約国政府は、日本国及びロシア連邦における原子力の平和的利用の進展のため、この協定及びそれぞれの国の法令に従い、次の方法によりこの協定の下での協力をを行う。

- (1) 専門家を交換すること。
- (2) 両締約国政府の間、両締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府の要請がある場合には当該一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、情報(原子力の安全に関するものを含むが、これに限定されない。)を交換すること。
- (3) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (4) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (1) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (2) 軽水炉の設計、建設及び運転
- (3) 放射性廃棄物の処理及び管理
- (4) 原子力の安全(放射線防護及び環境の監視を含む。)
- (5) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (6) その他の分野であって両締約国政府の間の別個の書面による取極において合意するもの

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理及び資材(重水を含む。)のための技術及び設備並びにプルトニウムの生産(プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものを除く。)は、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国の法令に従うものとする。前条1に掲げる方法による協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることが必要とされるものとし、次の要件に従う。

- (1) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)が実施されていること。
- (2) ロシア連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、二千年三月二十二日に作成された追加議定書により補足された千九百八十五年二月二十一日に作成されたソヴィエト社会主義共和国連邦における保障措置の適用に関するソヴィエト社会主義共和国連邦と国際原子力機関との間の協定(以下「ロシア連邦に関する保障措置協定」という。)が実施されており、かつ、第五条の規定の実施を確保するため、ロシア連邦に関する保障措置協定に規定する保障措置の適用上

国際原子力機関が選択している一又は二以上の施設が存在すること。

第四条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。

第五条

前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

- (1) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- (2) ロシア連邦内においては、

原則として、ロシア連邦に関する保障措置協定に規定する保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設に置くものとする。このような施設は、この協定の附属書 B の A 部に掲げる。

又は、ロシア連邦に関する保障措置協定に規定する保障措置に関する補助的措置であって両締約国政府が書面により合意するものが適用されることを条件として、当該保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設に置くことができる。このような施設は、この協定の附属書 B の B 部に掲げる。

第六条

両締約国政府は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年九月二十日に作成された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準(少なくともこの協定の附属書 C に定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って適切な防護の措置を維持する。
- 2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約が遵守されることを確保する。
- 3 両締約国政府は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移

転されない。

第九条

この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。

第十条

直接であると第三国を経由してであるとを問わず、日本国とロシア連邦との間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

第十一条

- 1 いずれの締約国政府も、商業上若しくは産業上の利益を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。
- 2 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十二条

この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

- (1) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
- (2) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
- (3) 核物質について、国際原子力機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、同機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十三条

日本国政府により秘密指定を受けている情報又はロシア連邦の法令に従って国家機密として指定されている情報は、この協定の下では交換されない。

第十四条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、日本国又はロシア連邦の国民であってはならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。仲裁裁判には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十五条

- 1 いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国政府が次のいずれかに該当する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (1) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定の遵守を確保しない場
 - (2) 第三条に規定する国際原子力機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 ロシア連邦がこの協定に基づいて日本国から移転された核物質、資材、設備若しくは技術(直接移転されたものであるか第三国を経由して移転されたものであるかを問わない。)、技術に基づく設備又は回収され若しくは副産物として生産された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ロシア連邦政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 4 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又は1に規定する返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (1) 当該行動の影響
 - (2) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 5 いずれか一方の締約国政府は、4に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。当該権利の行使に当たり、当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府に対し、この協定の下での協

力の全部若しくは一部を停止する日又はこの協定を終了させる日を書面により通告する。

- 6 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係者に対して補償を行う。

第十六条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びロシア連邦が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国の法令に従って確保する。

第十七条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正(この協定の附属書のみについての改正を除く。)は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。この協定の附属書のみについての改正は、両締約国政府の書面による合意のみを必要とする。

第十八条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、二十五年間効力を有するものとし、その後は、3 の規定に従って終了する時まで効力を存続する。
- 3 いずれの一方の締約国政府も、第十五条5の規定の適用を妨げることなく、六箇月前に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、最初の二十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。
- 4 千九百九十一年の協定は、この協定が効力を生ずる日に両締約国政府の間の関係において終了する。
- 5 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年五月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

中曽根弘文

ロシア連邦政府のために

S・V・キリエンコ

附属書 A**A 部**

- 1 重水素及び重水 B 部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B 部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る D)

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び 8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、若しくは製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、若しくは製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウラン及びプルトニウムの転換プラント並びに当該ウラン及びプルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書 B ロシア連邦における施設の一覧表**A 部 ロシア連邦に関する保障措置協定に規定する保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設**

1 この協定に基づいてロシア連邦に移転された核物質、資材及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が置かれる施設は、次のとおりとする。

なし

2 この協定に基づいてロシア連邦に移転された技術が用いられる施設は、次のとおりとする。

なし

B 部 ロシア連邦に関する保障措置協定に規定する保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設

1 この協定に基づいてロシア連邦に移転された核物質、資材及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が置かれる施設は、次のとおりとする。

アンガルスク国際ウラン濃縮センター

2 この協定に基づいてロシア連邦に移転された技術が用いられる施設は、次のとおりとする。

なし

附属書 C 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている一区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある時警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|--|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン二二三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注 d、注 e) | |

注 a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウム)

ムを除く。

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時) 以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定第五条の実施に関する交換公文

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、協定を締結するための交渉において到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録並びにロシア連邦政府については3(2)に規定する代替によって当該核物質と代わる核物質の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

2 協定第五条に関し、それぞれの国の法令に従い、協定の適用を受ける全ての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

3 協定第五条(2)に規定する補助的措置は、次のとおりであることが確認される。

- (1) ロシア連邦政府は、日本国政府に対し、国際原子力機関による保障措置の適用について適格性を有する施設の一覧表及び保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設の一覧表を毎年提供する。
- (2) 核物質が協定の適用を受けることとなり、かつ、国際原子力機関による保障措置の適用上適格性を有するが国際原子力機関が選択していない施設(協定の附属書BのB部に掲げる施設)に置かれることとなる場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、協議を通じて、かつ、当該核物質の移転に先立ち、双方が満足する措置(保障措置の適用上国際原子力機関が選択している施設にある同量の核物質であって核分裂性同位元素の含有量が同等以上のものによる代替を含む。)につき書面により合意する。
- (3) ロシア連邦政府は、日本国政府及び国際原子力機関に対し、相互の取決めに従い、協定の適用を受ける核物質及びこれに代わる核物質の在庫、払出し及び受入れに関する報告書を施設ごとに一年単位で提供する。
- (4) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、(3)の規定に従って提供された報

告書に関して協議し、及び当該報告書に関する問題を解決するために適切な措置をとる。

本大臣は、更に、前記の了解がロシア連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

日本国外務大臣中曽根弘文

国営公社「ロスアトム」社長 S・V・キリエニコ閣下

(ロシア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、ロシア連邦政府に代わって前記の了解を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月十二日に東京で

国営公社「ロスアトム」社長S・V・キリエニコ

日本国外務大臣 中曽根弘文閣下

9.14 日トルコ原子力協定

9.14.1 経緯

- ・ トルコでは原子力発電所の建設が 1960 年代から計画されてきたが、1999 年のトルコ北西部地震による耐震性への懸念とその後の経済危機により計画は凍結
- ・ その後 2007 年に建設計画は再開され、アックユにおいてロシア企業による建設が進められるとともに、シノップでの建設計画については日本が優先交渉権を獲得
- ・ 2011 年 1 月から交渉が行われ、本協定は 2013 年 4 月 26 日に日本が署名、同年 5 月 2 日にトルコが署名。2014 年 6 月 29 日に発効

9.14.2 構成

協定(15 条からなる本文、附属書 A、B)

9.14.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家及び研修生の交換、公開情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第 2 条第 1 項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、原料資源の探鉱及び採掘、原子炉の設計、建設及び運転、核燃料の生産及びそのための設備の製作、原子力の安全(放射線防護及び環境の監視を含む。)、核セキュリティ、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第 2 条第 2 項)
- ✓ 濃縮及び再処理には供給締約国政府の書面による事前同意が必要(第 8 条)
- ✓ 濃縮、再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムの移転には協定の改正が必要(第 2 条第 3 項)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第 3 条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府が IAEA 保障措置を受諾し追加議定書が実施されることが条件
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府と IAEA との間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第 4 条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約及び原子力安

全条約に適合するよう行動する

- ・ 日本は放射性廃棄物等安全条約に適合するよう行動し、トルコは同条約締結時から同条約に適合するよう行動する
(第5条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書Bに定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用
- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動
- ✓ 核テロリズム防止条約に従って適切な措置をとる
(第6条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第7条)

○紛争解決

- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各1名、仲裁裁判官が任命する第三国出身の裁判長1名から成る
(第12条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEAとの保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う
(第13条)

○存続期間

- ✓ 10 年間有効
- ✓ 期間満了の日以降の、少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、協定は存続
(第 15 条)

資料 9-14 日トルコ原子力協定

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、日本国とトルコ共和国との間に存在する友好関係に基づき、日本国及びトルコ共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し

日本国及びトルコ共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

二千年七月六日に作成された追加議定書により補足された千九百八十一年六月三十日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのトルコ共和国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「トルコ共和国に関する保障措置協定」という。)に従い、トルコ共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

原子力の安全、核セキュリティ及び核不拡散が確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

平和的目的のための原子力の利用及び原子力の安全の保証についての協力の重要性を強調して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。
- (b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
 - (i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ワラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により決定される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により決定されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により決定されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が特定し、及び決定する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。当該特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、当該特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が共同で決定する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

- (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が共同で決定する核物質

第二条

1 この協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家及び研修生を交換すること。
- (b) 両締約国政府、両締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者とによって決定される条件で、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の決定によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) 原料物質であって天然に存在するものの探鉱及び採掘
- (b) 原子炉(両締約国政府が合意するものに限る。)の設計、建設、運転及び廃止
- (c) 核燃料の生産及びそのための設備の製作
- (d) 原子力の安全(放射線防護及び環境の監視を含む。)
- (e) 核セキュリティ
- (f) 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理
- (g) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (h) この協定の範囲内の分野に関する研究及び開発
- (i) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備(この3の規定において、「設備」には、この協定の附属書AのC部に掲げるものを含む。)並びにプルトニウムは、第十四条1の規定に従ってこれらを移転することを可能にするような改正が行われた場合に限り、この協定の下で移転することができる。

第三条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第四条

- 1 第二条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従う。特に、

同条 1(c)に規定する協力については、それぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、日本国に関する保障措置協定及びトルコ共和国に関する保障措置協定に従って機関の保障措置が適用されていることを要件とする。

- 2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、
 - (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
 - (b) トルコ共和国内においては、トルコ共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。
- 3 機関が何らかの理由により 2 の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない例外的な場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに共同で機関と協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2 に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第五条

- 1 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動する。
- 2 日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。トルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に適合するよう行動する。
- 3 両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質が置かれ、又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。
- 4 両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両締約国政府間で協議を行うことができる。

第六条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するよう行動する。
- 3 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される核物質に係る防護措置の妥当性について検討するため、その移転が行われる前に、他方の締約国政府と協議を行うことができる。また、一方の締約国政府は、回収され又は副産物として生産された核物質に係る防護措置の妥当

性について検討するため、他方の締約国政府と協議を行うことができる。

- 4 両締約国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動する。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。

第九条

- 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
 - (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることを両締約国政府が共同で決定する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第四条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

- 1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。

- 2 両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、圏内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。
- 3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びトルコ共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、次の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。
 - (a) 各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、相互の合意により第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を指名する。
 - (b) 仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。国際司法裁判所長が一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長(同次長がいずれか一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官であって、いずれの一方の締約国政府の国の国民でもなく、かつ、その任命を行うことができるもの)に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。
 - (c) 第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、(b)に規定する手続と同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であってもならない。
 - (d) 仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。
 - (e) 仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。
 - (f) 各締約国政府は、自らが指名した仲裁裁判官に係る費用及び自らが仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁裁判長がその職務を遂行するための費用及び仲裁裁判所の残余の費用は、両締約国政府が均等に負担する。

第十三条

- 1 日本国政府又はトルコ共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (a) 第三条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場
 - (b) 第四条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1 に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従って行使される。
- 5 いずれか一方の締約国政府は、3 に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。
 - (a) 1 に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかったとき。
 - (b) 2 に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

- 1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、次条 1 に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。
- 2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第十五条

- 1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる圈内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通

じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

- 3 この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条 2 及び 3、第五条から第八条まで、第九条 2 並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二十十三年四月二十六日に東京で、及び二十十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

トルコ共和国政府のために

附属書 A

A 部

- 1 重水素及び重水 B 部の 1 に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛ほう素 当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B 部の 1 に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1 に規定する原子炉の炉心及び 8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1 に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1 に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1 に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において收容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1 に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キロ

グラムを超える量の供給を行う場合に限る。)

- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等 1 に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

C 部

- 1 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのプルトニウムの転換プラント及び当該プルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備
- 2 照射済原子炉燃料要素の再処理プラント及び照射済原子炉燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備
- 3 天然ウラン、劣化ウラン又は特殊核分裂性物質の同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計し、又は製作した設備であって分析機器以外のもの
- 4 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

附属書 B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意

であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|-------------------|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |

| | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e) | | |
|---------|--|--|--|--|--|

注 a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時) 以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

9.15 日 UAE 原子力協定

9.15.1 経緯

- ・ UAE では 2000 年代からベースロード電源として原子力発電所の建設が検討され、2009 年 12 月に韓国企業が受注を獲得
- ・ 日本は 2009 年 4 月に原子力協力文書を締結した他、上記原発建設に日本企業が技術協力することを可能とするため、2013 年 5 月 2 日に本協定に署名。2014 年 7 月 10 日に発効

9.15.2 構成

協定(14 条からなる本文、附属書 A、B)、合意議事録、交換公文

9.15.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家及び研修生の交換、公開情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第 2 条第 1 項)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全、放射性廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第 2 条第 2 項)
- ✓ UAE における濃縮及び再処理は禁止(第 9 条)
- ✓ 濃縮、再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムの移転は禁止(第 2 条第 3 項)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第 4 条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府が IAEA 保障措置を受諾し追加議定書が実施されることが条件(第 3 条)
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府と IAEA との間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第 5 条第 2 項)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するよう行動する(第 6 条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質につい

て、各自の採用した基準(少なくとも附属書 B に定める水準の防護を確保するものに限る)に従って防護の措置を適用

- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動
- ✓ 核テロリズム防止条約に従って適切な措置をとる
(第 7 条)

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要(第 8 条)

○紛争解決

- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各 1 名、仲裁裁判官が任命する第三国出身の裁判長 1 名から成る
(第 11 条)

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質ではない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う
(第 12 条)

○存続期間

- ✓ 20 年間有効
- ✓ 期間満了の日以降の、少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、協定は存続
(第 14 条)

資料 9-15 日 UAE 原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定

日本国政府及びアラブ首長国連邦政府(以下「両締約国政府」という。)は、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることを考慮し、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千九年四月八日に作成された追加議定書により補足された二千二年十二月十五日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのアラブ首長国連邦と国際原子力機関との間の協定(以下「アラブ首長国連邦に関する保障措置協定」という。)に従い、アラブ首長国連邦において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、「原子力の平和的利用に係る評価及び潜在的開発に関するアラブ首長国連邦の政策」と題する二千八年三月の白書において述べられたアラブ首長国連邦の誓約(国内における濃縮及び再処理に係る能力の開発を放棄するという誓約を含む。)を認識し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、文は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質文は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物文は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一文は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による文は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指、導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、文は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(k) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1 この協定の下での協力であって、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の関又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報(原子力の安全に関するものを含む。)を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、国政府又はその認められた者が役務を提供し一方の締約国政府及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) ウラン資源の探鉱及び採掘
- (b) 軽水炉の設計、建設及び運転
- (c) 軽水炉の安全
- (d) 放射性廃棄物の処理及び処分
- (e) 放射線防護及び環境監視
- (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

- (a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。
- (b) アラブ首長国連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アラブ首長国連邦内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。アラブ首長国連邦に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかな

る核爆発装置のためにも文はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

- 1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて両国の間において移転された直接であると第三国を経由してであるとを問わない。)核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、
 - (a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。
 - (b) アラブ首長国連邦内においては、アラブ首長国連邦に関する保障措置協定の適用を受ける。
- 2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが纏めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

- 1 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故文は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。
- 2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ文は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され文は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。
- 3 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移

転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

- 1 直接であると第三国を経由してであることを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。
- 2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
 - (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
 - (c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

- 1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府はいずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後に、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定及び適用可能な国際法の規則に従い、仲裁裁判所によってなされる拘束力のある裁定を得るために仲裁裁判所に付託される。この場合においては、3 から 5 までの規定によって修正された部分文は両締約国政府の合意によって修正された部分を除き、二千十年八月十五日に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を準用する。
- 3 両締約国政府が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、三人の仲裁裁判官によって構成するものとし、二人の仲裁裁判官は、そのそれぞれが各締約国政府によって指名され、指名された二人の仲裁裁判官は、合意によって、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司

法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国長とする。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。全ての裁定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。

- 4 仲裁裁判官に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国政府が均等に負担する。もっとも、仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国政府のうちいずれか一方がより多くの費用を負担すべきことを決定することができるものとする。
- 5 両締約国政府がこの協定の解釈について共通の見解を表明する場合には、そのような見解は、仲裁裁判所において拘束力を有するものとし、仲裁裁判所によりなされる裁定は、そのような見解に合致するものでなければならない。

第十二条

- 1 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部文の一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を 4 の規定により要求し、並びに第十四条 2 の規定にかかわらず九十日前に書面による通告を与えることによりこの協定を終了させる権利を有する。
 - (a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する重大な違反をする場合
 - (b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1 に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 重大な違反に基づき 1 に規定する権利を行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1 に規定する権利を生じさせた原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、そのような重大な違反は是正され得るものであると判断する場合には、自国の法令に従い、違反した他方の締約国政府に対し、妥当な期間内にそのような重大な違反を是正する機会を与えるよう努める。
- 4 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府文は関係する者に対して補償を行う。

第十三条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条 2、第十一条及び第十二条の規定は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が第十条 2 の規定に従ってこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十十三年五月二日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

アラブ首長国連邦政府のために

附属書 A**A 部**

- 1 重水素及び重水 B 部の 1 に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B 部の 1 に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1 に規定する原子炉の炉心及び 8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1 に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1 に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一對五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを越える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等 1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書 B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の関の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の関の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

| 核物質 | 形態 | 第一群 | 第二群 | 第三群(注c) |
|------------------|--|----------|--|--------------------|
| 1 プルトニウム (注a) | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 2 ウラン二三五 | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン | 五キログラム以上 | 一キログラムを超え五キログラム未満 | 一五グラムを超え一キログラム以下 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン | | 一〇キログラム以上 | 一キログラムを超え一〇キログラム未満 |
| | 未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン | | | 一〇キログラム以上 |
| 3 ウラン二三三 | 未照射(注b) | 二キログラム以上 | 五〇〇グラムを超え二キログラム未満 | 一五グラムを超え五〇〇グラム以下 |
| 4 照射済燃料 | | | 劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注 d、注 e) | |

注 a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時) 以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

合意された議事録

本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 転換若しくは燃料加工又はアラブ首長国連邦の管轄の外で行われる濃縮若しくは再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が、協定に基づいて核物質、資材、設備又は技術が最初に移転される時まで確立され、その後においても、これが維持されることが確認される。

4 協定第六条 2 に関しアラブ首長国連邦の管轄内にある施設であって協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、アラブ首長国連邦政府は、国際原子力機関(以下「機関」という。) に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにアラブ首長国連邦において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

5 協定第七条に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関する防護措置の妥当性について検討するため、協定第十一条 1 の規定に従って協議を行うことが確認される。

6 協定第九条に関し、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された

核物質は、協定第八条に規定する要件に従うことを条件として、アラブ首長国連邦の管轄の外で濃縮し、又は再処理することができることが確認される。

7 協定第十一条に関し、仲裁裁判所は、協定の解釈又は適用から生ずる紛争以外の紛争について裁定を行わないことが確認される。

8 協定第十二条 1(a)に関し、協定第四条、第八条又は第九条の規定の違反は、重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

9 協定第十二条 1(b) の適用に当たり、同条 1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会により認定された違反は、そのような重大な違反を情成することが確認される。また、機関の理事会により認定された次のいずれかのことについても、そのような重大な違反を構成するものとみなすことが確認される。

(a) 機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の取疲又は当該保障措置協定の違反の結果、当該保障措置協定に基づき保障措置の対象とすることが要求される核物質が核兵器その他の核爆発装置へ転用されなかったことを機関として確認することができないこと。

(b) 機関の事務局により認定された一方の締約国政府による保障措置協定の履行上の破綻又は当該保障措置協定の違反の結果、当該一方の締約国政府の国の管轄内において申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことを機関として確認することができないこと。

二千十三年五月二日にドバイで

日本国政府のために

アラブ首長国連邦政府のために

(原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第八条及び第九条の実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日ドバイで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定(以下「協定」という。)に言及するとともに、特に、協定第八条及び第九条並びに協定についての合意された議事録 6 に言及する光栄を有します。

本使は、更に、次の取綴を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 協定に基づいて日本国の管轄から移転された設備(協定の附属書 A の B 部に規定するもの)及び当該設備に関連する技術を用いて得られた照射済核物質(以下「照射済核物質」という。)についてのアラブ首長国連邦の管轄の外(日本国の管轄内を除く。)への移転に関し、日本国政府は、2 から 6 まで

の規定に従うことを条件として、協定第 j 条に規定する同意をここに与える。

- 2 照射済核物質は、濃縮し文は再処理するため、アラブ首長国連邦の管轄から、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はフランス共和国における施設であって、この書簡の附属書に掲げられたものに対し、それぞれの国の政策及び効力を有する法令に従って移転することができる。
- 3 アラブ首長国連邦政府は、そのような移転の記録を保管し、日本国政府に対し、それぞれの移転について、船積みの前に書面により通報する。
- 4 照射済核物質は、適当な場合には、次の協定の適用を受ける。
 - (1) 千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定
 - (2) 千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定
 - (3) 二千六年二月二十七日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定
 - (4) 二千八年一月十五日に作成された原子力の平和的利用の促進のためのアラブ首長国連邦政府とフランス共和国政府との間の協定
 - (5) 二千十年十一月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のためのアラブ首長国連邦政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定
- 5 再処理により回収された特殊核分裂性物質のアラブ首長国連邦の管轄への移転については、日本国政府の更なる同意を必要とする。
- 6 2 から 5 までの条件の一若しくは二以上が満たされていないと日本国政府が考える場合、又は核不拡散、原子力の安全若しくは核セキュリティの見地から例外的な状況により必要とされると日本国政府が考える場合には、1に規定する同意の全部文は一部を終了させることができる。両締約国政府は、事情が許す限り、そのような終了に先立ち相互に協議を行う。そのような例外的な状況には、核拡散の危険を著しく増大させることなく又は日本国の安全保障を害することなしには同意を継続することができないと日本国政府が決定する場合を含むが、これに限られない。
- 7 この書簡の附属書は、同締約国政府の合意により修正することができる。

本使は、更に、前記の取極がアラブ首長国連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

附属書

| 所有者文は操業者の名称施設名所在地 | 施設名 | 所在地 |
|-------------------|-----------|------|
| セラフィールド社 | セラフィールド工場 | 英国 |
| アレバ NC 社 | ラ・アーグ工場 | フランス |

(アラブ首長国連邦側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、アラブ首長国連邦政府に代わって前記の取極を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の際に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

9.16 日印原子力協力協定

9.16.1 経緯

- ✓ 2008 年 9 月 6 日に原子力供給国グループ(NSG)は、「インドとの民生原子力協力に関する声明」で、インドのムカジー外務大臣による 2008 年「9 月 5 日の声明」を前提として、核兵器不拡散条約(NPT)を締結していないインドへの原子力関連資機材等の移転を例外的に可能とする旨を決定した(NSG におけるインドの例外化)。これにより各国がインドと原子力協力を実施することが可能となり、仏国、米国、露国、加国、韓国等が相次いでインドと原子力協力協定を締結した。
- ✓ 日本も、インドの「9 月 5 日の声明」の着実な実施を前提に、インドとの間で原子力協力を進めることは、原子力の平和利用についてインドの責任ある行動を確保し、インドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させることにつながるとの観点から、2010 年にインドとの原子力協力協定交渉の開始を決定した²⁰。両国は 2015 年 12 月に協定に原則合意し、2016 年 11 月 11 日に協定に署名、その後、両国の議会における批准及び口上書の交換を経て、協定は 2017 年 7 月 20 日に発効した。

「9 月 5 日の声明」:核軍縮、核不拡散に関するインドの政策について、以下のように表明

- ・自発的かつ一方的な核実験に関するモラトリアムに引き続きコミットしていること
- ・核軍備競争を含むいかなる軍備競争にも参加しないこと
- ・核兵器の先制不使用の政策を確認していること
- ・普遍的、非差別的かつ検証可能な多国間の核兵器用核分裂性物質生産禁止条約の締結に向けて他国と協力することにコミットしていること
- ・包括的な輸出管理法制やミサイル技術管理レジーム及び原子力供給国グループのガイドラインに調和させること及びそれらの遵守をコミットすることを通じて、核物質・技術を守るために必要な措置を講じてきたこと
- ・濃縮及び再処理の移転を含む機微な技術の拡散源にはならないこと
- ・IAEA の保障措置制度が果たす役割に大きな価値を置いており、IAEA と締結したインド特有の保障措置協定の実施において IAEA との協力を楽しみにしていること

9.16.2 構成

- ✓ 協定(17 条からなる本文、附属書 A、B)、「見解及び了解に関する公文」
- ✓ 附属書 A は、「核物質でない資材」及び「設備」、附属書 B は協定に基づいてインドに移転された核物質等の再処理の要件等を規定し、「見解及び了解に関する公文」には、協定に関する両国の見解及び了解事項が記載されている

9.16.3 概要

○協力の形態 (第 2 条第 2 項)

- ✓ (a)科学、技術その他の分野の専門家の交換
- ✓ (b)国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報の交換

²⁰ 外務省、「日印原子力協力協定の署名」、平成 28 年 11 月

- ✓ (c)核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給
- ✓ (d)役務の提供及び受領

○協力の分野（第2条第3項）

- ✓ (a)原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置
- ✓ (b)核燃料サイクルの全ての側面であって、(a)に規定する活動に関連するもの(核燃料加工並びに放射性廃棄物の処理及び管理を含む)
- ✓ (c)原子力の安全に係る事項(放射線防護及び環境保護、原子力事故及び放射線に係る緊急事態の防止並びに当該緊急事態への対応を含む)
- ✓ (d)原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力
- ✓ (e)農業、医学、工業及び環境の分野における放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- ✓ (f)核セキュリティに係る事項における経験の共有

○平和利用（第3条）

- ✓ 平和的非爆発目的に限った協力(第1項)
- ✓ 協定に基づいて移転された核物質等は、核爆発装置またはその研究若しくは開発のためにも使用してはならない(第2項)

○保障措置（第4条）

- ✓ 協定下での協力は、それぞれの国とIAEAとの間の関連する協定に従って適用されるIAEA保障措置が適用されていることを要件とする(第2項)
- ✓ IAEAが上記で必要とされる保障措置の適用が可能でないと決定した場合、両国は適切な検証のための措置について協議し合意する(第3項)

○計量管理制度（第5条）

- ✓ 協定に基づき移転された全ての核物質等についての計量管理制度を維持(第1項)
- ✓ 協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材でIAEA保障措置下にあるものに関する情報、協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換する(第2項)

○原子力安全（第6条）

- ✓ 原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する

○核物質防護（第7条）

- ✓ 核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、協定に基づいて移転された核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する(第1項)
- ✓ 防護の措置の実施に当たり、IAEAのINFCIRC/225/Rev.4の勧告を指針とする。それ以降の改正版を指針とする場合は、相手国に書面でその旨を通告した後にのみその旨を通告した国について効果を有する(第2項)
- ✓ 両国は、協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン233(照射を受けた燃料要素に含有され

るプルトニウム及びウラン 233 を除く)並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する(第 3 項)

○知的財産 (第 8 条)

- ✓ 協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する(第 1 項)
- ✓ 協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び移転された技術については、知的財産に関連する適用のある国際協定及び関係法令に従い、適切かつ効果的な保護を確保する(第 2 項)

○管轄外移転 (第 10 条)

- ✓ 協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国の管轄の外に移転され又は再移転されない

○ウラン濃縮 (第 11 条第 1 項)

- ✓ 協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン 235 の濃縮度が 20%未満である範囲で濃縮することができる。20%以上になる濃縮は、供給締約国の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる

○再処理 (第 11 条第 2 項及び第 3 項)

- ✓ 協定に基づいて移転された核物質等は、協定附属書 B の規定に従い、以下の(a)~(c)を条件とし、インド国内において再処理することができる
 - (a)インド-IAEA 保障措置協定及び追加議定書が効力を有していること
 - (b)分離され得る特殊核分裂性物質がインドの平和的目的のための予定された原子力計画を実施するための施設であり、IAEA の保障措置下にあるインドの核燃料を生産する目的のためにのみ貯蔵され又は使用されること
 - (c)附属書 B に規定する条件の適用

○移転 (第 2 条、第 12 条)

- ✓ ウラン濃縮、再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定が改正された場合に限り移転できる(第 2 条第 4 項)
- ✓ 第 2 条に規定する核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、両国又は各国の認められた者の間の特定の書面による取決めによって実施できる(第 12 条第 1 項)
- ✓ 協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両国の間で直接に又は各国の認められた者を通じて行う。そのように移転される核物質等は、供給締約国が受領締約国に事前に書面で通告した場合に限り、かつ受領締約国の管轄に入る時から協定の適用を受ける。供給締約国は、移転される核物質等が協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が協定相手国でない場合は、受領者が相手国から認められた者であることの書面による確認を相手国から得る(第 12 条第 2 項)

○紛争解決等（第13条）

- ✓ 両締約国政府の代表者は、一方の国の要請により、協定の適用から生ずる事項について協議するために会合し、協議の場として、両締約国によって指定された代表者により構成される合同委員会を設置する（第2項）
- ✓ 協定の解釈又は適用に関して両国の間に紛争が生じた場合には、交渉又は合意されるその他の方法によって紛争を解決するよう努める（第4項）

○協定の終了、協力の停止及び返還請求権（第14条）

- ✓ 各締約国は協定の有効期間満了前に、相手国に対して1年前に書面による通告により協定を終了させる権利を有する（第1項）
- ✓ 両締約国は、協定が上記に基づき終了する前に、関連する状況に考慮を払い、その理由について速やかに協議する。協定の終了を求める締約国は、未解決の問題について、相互に受け入れることができる解決が得られなかった旨又は協議により解決することが出来ない旨を当該国が決定する場合には、協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。両締約国は、協定の終了等をもたらす得る状況について慎重な考慮を払う。更に両締約国は、そのような状況が安全保障上の環境の変化についての一方の国の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として生じたものであるか否かについて考慮を払う（第2項）
- ✓ 協定の終了を求める理由が協定の違反である場合、両締約国は行動が意図せず生じたものであるか否か及び当該違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。いかなる違反も、条約法に関するウィーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でない限り、重大なものであるとみなすことはできない。また協定の終了を求める理由が国際原子力機関との保障措置協定の違反である場合、同機関の理事会が違反の認定を行ったか否かが重要な要素の一つである（第3項）
- ✓ 協力の停止後、供給締約国は、協定対象核物質等の返還を要求する権利を有する（第4項）。
- ✓ 両締約国は、上記に基づき返還を要求する権利の行使が両締約国の関係に重大な影響を及ぼすことを認識する。いずれか一方の国が上記の権利を行使することを求める場合は、他方の国と協議を行う。協議においては、エネルギー安全保障を達成する方法としての平和的目的のための原子力利用可能性に関し、原子炉の継続した運転の重要性や、協定の下で開始された実施中の契約及び事業で両締約国の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払う（第5項）

○再処理の停止（第14条第9項）

- ✓ 協定第11条に基づく再処理は、協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある等といずれか一方の国が判断する場合に限られる例外的な状況において、いずれか一方の国により停止される。停止のための決定は、例外的な状況に関する再処理施設に適用され、かつ当該状況に対処するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限られるものとし、3カ月を超えない期間と

する。そのような決定については、原子炉の継続的な運転への当該停止による影響、当該停止によるインドの経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響について考慮を払う。原子炉の停止が 6 カ月を超える場合、両締約国は発電の中断がインド経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する

○改正（第 16 条第 1 項）

- ✓ 両国政府の書面による合意によっていつでも改正することができる

○存続期間（第 17 条第 2 項）

- ✓ 40 年間有効。その後はいずれか一方の国が協定の有効期間の満了する日の遅くとも 6 か月前までに相手国に対して外交上の経路を通じて、協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、協定は自動的に 10 年間ずつ延長される

資料 9-16 日インド原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、
日本国とインド共和国との間に存在する特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化することを希望し、

原子力が、安全な、環境を害しない及び持続可能なエネルギー源を提供し、並びにエネルギー安全保障にも貢献することに留意し、

日本国及びインド共和国が両国の国民の福祉に貢献することができる原子力科学技術の平和的利用における高度な能力を有することを認識し、

また、両国がイーター国際核融合エネルギー機構を含む多数国間の場を通じてこの分野において協力してきたことを認識し、

日本国が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

日本国及びインド共和国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の原加盟国であることを認識し、

機関の目的並びに日本国及びインド共和国のそれぞれに適用される機関の保障措置制度に対する両国の支持並びに平和的目的のための原子力の開発及び利用についての国際的な協力における機関の重要性を再確認し、

科学的な取組、運転経験及び原子力産業が従う最良の慣行に基づく放射線及び原子力の安全の最高水準を達成し、並びに放射線及び原子力の全ての応用における利用が放射線作業員の健康、公衆及び環境にとって安全であることを確保するためのそれぞれの誓約を再確認し、

原子力の平和的利用における核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティについての両国の誓約

(効果的な国内の輸出管理及び核物質の適切な防護を含む。)に留意し、

また、主権の尊重、平等、互恵及び相互主義の基礎の上に両国間の協力を発展させることを希望し、

安定性、信頼性及び予見可能性を基礎として平和的目的のための原子力の開発及び利用における両国間の十分な協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、核物質ではない資材、設備及び技術を提供し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。
- (b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。
- (i) 原料物質とは、次の物質をいう。
- ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であつて両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
両締約国政府により合意されるその他の物質
- (ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
- プルトニウム
ウラン二三三
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質
両締約国政府により合意されるその他の核分裂性物質
特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。
- (c) 「核物質ではない資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。
- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。
- (e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要な特定の情報をいう。ただし、公に利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形態をとることができ、そのような形態には、指

導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。この特定の情報は、形態のいかんを問わずこの協定に基づいて移転され、並びに両締約国政府の合意により、印刷物又は電子的な形態のいずれかによってこの協定の適用を受けるように指定され、及び文書化される。

- (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。
- (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは核物質ではない資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。
- (h) (g)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。
- (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。
- (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。
 - (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
 - (ii) この協定に基づいて移転された核物質ではない資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質
 - (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

第二条

- 1 平和的非爆発目的のための原子力の利用における両締約国政府の間の協力は、この協定の規定に従うものとする。各締約国政府は、適用のある条約及びそれぞれの国において効力を有する国内法令(平和的目的のための原子力の利用に関する許可要件を含む。)に従ってこの協定を実施する。この協定は、誠実に、かつ、国際法の原則に従って実施される。
- 2 両国におけるこの協定の下での協力は、次の方法及び両締約国政府により合意されるその他の方法により行うことができる。
 - (a) 科学、技術その他の分野の専門家を交換すること(これらの者のこの条に規定する活動への参加を含む。)
 - (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、いずれか一方の締約国政府が国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報を交換すること。
 - (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件であってこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術(第三国における使用が予定されるものを含む。)を供給すること。
 - (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件であってこの協定に適合するものにより、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

- 3 2に規定する協力は、次の分野及び両締約国政府により合意されるその他の分野において行うことができる。
- (a) 適当な規制に従って行われる原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置
 - (b) 核燃料サイクルの全ての側面であって、(a)に規定する活動に関連するもの(核燃料加工並びに放射性廃棄物の処理及び管理を含む。)
 - (c) 相互に関心を有する原子力の安全に係る事項(放射線防護及び環境保護、原子力事故及び放射線に係る緊急事態の防止並びに当該緊急事態への対応を含む。)
 - (d) 両締約国政府により合意される分野における共同研究開発を含む原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力
 - (e) 農業、医学、工業及び環境の分野における放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
 - (f) 相互に関心を有する核セキュリティに係る事項における経験の共有
- 4 2及び3の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定がこれらの移転を可能にするように改正された場合に限り、この協定の下で移転することができる。
- 5 この協定に基づく協力の伴い2(a)に規定する専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、これらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にすることができる。

第三条

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第四条

- 1 この協定の下での協力は、日本国と機関との間及びインド共和国と機関との間の関係する協定に従って両国について適用される機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、
 - (a) 日本国内においては、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される機関の保障措置の適用を常に受ける。
 - (b) インド共和国国内においては、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される機関の保障措置の適用を常に受ける。
- 3 機関が2の規定の下で必要とされる機関の保障措置の適用が可能でないと決定した場合には、両締約国政府は、適当な検証のための措置について協議し、及び合意する。

第五条

- 1 各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質についての計量管理制度を維持する。
- 2 両締約国政府は、この協定の規定を実施し、及び運用するため、相互の合意により、適当な当局を通じ、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であって機関の保障措置の下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換する。

第六条

両締約国政府は、日本国及びインド共和国の双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する。

第七条

- 1 各締約国政府は、自国の管轄内において使用中、貯蔵中若しくは輸送中であるか又は国際輸送中であるかを問わず、自国において効力を有する法令及び自国が当事国である関係する国際条約、特に、千九百七十九年十月二十六日に採択され、二千五年七月八日に改正された核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、この協定に基づいて移転された核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。
- 2 各締約国政府は、自国の管轄内において防護の措置を実施する責任を負う。防護の措置の実施に当たり、各締約国政府は、機関の文書INFCIRC 二二五Rev・四中の勧告を指針とする。これらの勧告のいかなる改正も、一方の締約国政府が当該改正を指針とする旨の決定を他方の締約国政府に対して書面により通告した後にのみ、当該一方の締約国政府について効果を有する。
- 3 両締約国政府は、この協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン二三三（照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン二三三を除く。）並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する。各締約国政府は、他方の締約国政府に対して書面によって通告し、書面による確認を受領することにより、自国の一覧表を変更することができる。

第八条

- 1 両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、この協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する。
- 2 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び当該協力に基づいて移転された技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びインド共和国の双方が当事国である知的財産に関連する適用のある国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って確保する。

第九条

- 1 両締約国政府は、一方の締約国政府又は当該一方の締約国政府の認められた者が最終使用者と

して予定されるこの協定の適用を受ける品目に関する原子力分野における取引であって、両締約国政府の間又はそれぞれの認められた者の間で行われるもの及び適当な場合には他方の締約国政府又は当該他方の締約国政府の認められた者と第三者との間で行われるものを容易にするような態様で、この協定を実施する。

- 2 締約国政府は、商業上の利益を確保するために又は他方の締約国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。

第十条

この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第十一条

- 1 この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランは、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント未満である範囲で濃縮することができる。この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランの同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。
- 3 2の規定は、次の(a)から(c)までに掲げることとを条件として適用する。
 - (a) 二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定がインド共和国について効力を有していること。
 - (b) 分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国の平和的目的のための予定された原子力計画を実施するための施設であって、機関の保障措置の下にある同国に所在するものための核燃料を生産する目的のためにのみ貯蔵され、又は使用されること。
 - (c) この協定の附属書Bに定める条件が引き続き適用されていること。

第十二条

- 1 第二条に規定する両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間における核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、この協定の規定に従って実施するものとし、両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間の特定の書面による取決め(形式のいかんを問わない。)によって実施することができる。当該書面による取決めは、科学及び技術に係る交流に関するもの又は各締約国政府の認められた者により署名された覚書若しくは契約の形態をとることができる。
- 2 この協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両締約国政府の間で直接に又は各締約国政府の認められた者を通じて行うことができる。直接であると第三国を経

由してであると問わず、そのように移転される核物質、核物質ではない資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

- 3 この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
 - (a) 核物質について、第四条1に規定する関係する協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことが機関によって決定された場合
 - (b) この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が第十条の規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
 - (c) この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が外交上の経路を通じて書面により相互に別段の決定をする場合
- 4 この協定に基づいて移転された核物質及び核物質ではない資材並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、各締約国政府の機関との保障措置協定に適合するものの特定に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。

第十三条

- 1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の下での協力を促進するため、この協定の実施(技術的な問題を含む。)並びに原子力の平和的利用の分野における安定性、信頼性及び予見可能性を基礎とする協力の発展等の事項について、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。
- 2 両締約国政府の代表者は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の適用から生ずる事項について協議するために会合する。このため、両締約国政府は、そのような協議のための適当な場としての役割を果たす合同委員会を設置する。合同委員会は、両締約国政府によって指定された代表者により構成され、双方にとって適当な日に会合することができる。1に規定する技術的な問題を協議するため、合同委員会の下に合同技術作業部会を設置することができる。
- 3 各締約国政府は、第二条の規定に基づく協力に影響を及ぼす行動を避けるよう努める。
- 4 この協定の解釈又は適用に関して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、両締約国政府は、交渉又は両締約国政府によって合意されるその他の方法により当該紛争を解決するよう努める。
- 5 今後の商業上の契約の解釈、実施又は履行に関する紛争については、当該商業上の契約に定める規定に従って取り扱う。

第十四条

- 1 各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示す。この協定は、当該書面による通告の日から一年で終了する。ただし、当該通告を行った締約国政府がこの協定の終了の日に先立ち書面により当該通告を撤回した場合又は両締約国政府が別段の合意をする場合は、この限りでない。
- 2 両締約国政府は、この協定が1の規定に基づいて終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取り扱うために速やかに協議する。この協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れることができる解決が得られなかった旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。両締約国政府は、この協定の終了又はこの協定の下での協力の停止をもたらし得る状況について慎重な考慮を払う。両締約国政府は、更に、この協定の終了又はこの協定の下での協力の停止をもたらし得る状況が、安全保障上の環境の変化についての一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことを合意する。
- 3 終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由としてこの協定の違反を示す場合には、両締約国政府は、行動が意図せず生じたものであるか否か及び当該違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。いかなる違反も、条約法に関するウィーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でない限り、重大なものであるとみなすことはできない。終了を求める締約国政府が終了を求める通告の理由として機関との保障措置協定の違反を示す場合には、機関の理事会が違反の認定を行ったか否かが重要な要素の一つである。
- 4 この協定の下での協力の停止の後に、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の他方の締約国政府による返還を要求する権利を有する。返還を要求する権利を主張する締約国政府の書面による通告については、この協定が終了する日以前に他方の締約国政府に送付する。当該通告には、締約国政府が返還を要求する品目の記載を含む。第十七条3に規定する場合を除くほか、この協定に定めるその他の全ての法的義務は、この協定の終了の時に、各締約国政府の領域内にあるこの協定の適用を受けている核物質、核物質ではない資材、設備及び技術について適用されなくなる。
- 5 両締約国政府は、4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使することが両締約国政府間の関係に重大な影響を及ぼすことを認識する。いずれか一方の締約国政府が当該権利を行使することを求める場合には、当該一方の締約国政府は、4に規定するこの協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の他方の締約国政府の領域又は管理からの移動に先立ち、当該他方の締約国政府と協議を行う。その協議においては、エネルギー安全保障を達成する方法としての平和的目的のための原子力の利用可能性に関し、関係締約国政府の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払う。両締約国政府は、この協定の終了が、この協定の下で開始された実施中の契約及び事業であって各締約国政府の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払う。

- 6 いずれか一方の締約国政府が4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使する場合には、当該一方の締約国政府は、返還されることとなる品目を他方の締約国政府の領域又は管理から移動させるに先立ち、当該他方の締約国政府に対し、それらの公正な市場価額及び当該移動のために生じた費用について速やかに補償する。両締約国政府は、当該返還のための方法及び手続、返還されることとなる品目の数量並びに返還を要求する権利を行使する締約国政府が支払うべき補償の額について合意する。
- 7 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材又は設備及び回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の返還に先立ち、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従って十分な安全、放射線防護及び核物質防護のための措置が確保されていること並びに当該返還に係る移転がいずれの締約国政府、返還されることとなる品目が通過する国及び地球環境へ不当な危険を与えず、かつ、現行の国際的な規則に従っていることを確認する。
- 8 4の規定に基づいて返還を要求する権利を行使する締約国政府は、当該返還のための時期、方法及び手続が5から7までの規定に従うことを確保する。この点に関して、両締約国政府間の協議は、インド共和国が同国への燃料の信頼性のある供給に関して民生用の原子力協力を行う他の主体との間で有する約束及び了解に考慮を払う。
- 9 第十一条の規定に基づく再処理は、この協定の附属書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある又は当該施設の防護に対する重大な脅威が存在するといずれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いずれか一方の締約国政府により停止される。両締約国政府の間で行われる未解決の問題についての相互に受入れ可能な解決を得ることを目的とする協議の後に行う停止のための決定は、当該例外的な状況に関する再処理施設に適用され、かつ、当該例外的な状況に対処するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限られるものとし、三箇月を超えない期間とする(ただし、当該停止を行う締約国政府が他方の締約国政府に対して書面によって提出する特定の理由のために延長される場合を除く。)。そのような決定については、平和的目的のための原子力を提供する原子炉の継続的な運転への当該停止による影響、当該停止によるインドの経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響に考慮を払う。当該停止が六箇月の期間を超える場合には、両締約国政府は、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する。

第十五条

この協定のいかなる規定も、両締約国政府が生産し、取得し、又は開発した核物質、核物質ではない資材、設備及び技術であってこの協定の下での協力の適用範囲外であるものについて適用される両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十六条

- 1 この協定は、両締約国政府の書面による合意によっていつでも改正することができる。この協定の改正は、それぞれの国内手続に従い、各締約国政府によって承認されるものとする。各締約国政府は、これらの手続の完了を他方の締約国政府に通告する。改正は、その通告のいずれか遅い方が受領された日に効力を生ずる。

2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、外交上の公文の交換による両締約国政府の書面による合意によって修正することができる。

第十七条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、四十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に十年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条、第五条1、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条3、第十三条及び第十四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十六年十一月十一日に東京で、本書二通を作成した。

日本国政府のために
平松賢司

インド共和国政府のために
スブラマニヤム・ジャイシャンカル

附属書A

A部

- 1 重水素及び重水B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(一暦年の期間(一月一日から十二月三十一日まで)において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であって、B部の1に規定する原子炉において使用するもの(一キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)

B部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、

又は製作した操作用設備

- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 核燃料被覆管 ジルコニウム金属管又はジルコニウム合金の管(又はこれらの管の集合体)であつて、1に規定する原子炉の内部において燃料被覆管として使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、十キログラムを超える量のもの
- 7 一次冷却材ポンプ又は循環装置 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ又は循環装置
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、カランドリア管、熱遮体、調節板、炉心格子板、拡散板蔽等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器
 - (a) 1に規定する原子炉の一次冷却材回路又は中間冷却材回路のために特に設計し、又は製作した蒸気発生器
 - (b) 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作したその他の熱交換器
- 10 中性子検出機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器
- 11 外部熱遮蔽体熱損失の削減及び格納容器の保護のため、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した外部熱遮蔽体
- 12 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 13 燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書B インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理

- 1 インド共和国政府は、日本国政府に対し、施設(以下「施設」という。)を設置したことを書面により通告する。その通告には、次の事項を含む。
 - (a) 施設の所有者又は操業者の名称
 - (b) 施設の名称、種類及び所在地、施設の計画中の設備能力、関係する核物質の種類、施設への当該核物質搬入の見込期日並びに活動の種類
 - (c) インド共和国政府が二千九年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定14(a)の規定に従い、機関の保障措置の適用のため機関に対して施設について通告したこと及び関係する保障措置取極が同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同協定に従って合意されたことの確認
 - (d) (c)に規定する保障措置取極が6の規定に適合する旨の確認及びインド共和国政府が入手可能な機関の保障措置手法に関する情報であつて「保障措置に係る秘密」に指定されていないもの

- 2 日本国政府は、インド共和国政府に対し、1に規定する通告の受領の後三十日以内に文書による受領通知を提供する。この受領通知は、当該通告が受領された旨の表明に限定される。
- 3 この附属書の規定の適用上、「施設」とは、二の新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設であって、インド共和国政府がこの協定の適用を受ける核物質その他保障措置の下にある核物質の再処理を行うために設置し、かつ、機関の保障措置の下にある核物質の再処理及び必要に応じて他の形状又は内容の変更のために充てるものをいう。
- 4 両締約国政府は、インド共和国政府の要請により、3に規定する新規の再処理施設の追加に関して相互の満足を確保するために協議する。両締約国政府は、その協議の後、インド共和国政府の追加の要請を認めるためにそれぞれの国において効力を有する法令に即した必要な措置をとる。
- 5 この協定の規定に従い、インド共和国政府は、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の保障措置の適用のために施設を提供する。保障措置の手段には、保障措置の対象となる核物質の民生用の使用からの取出しを適時に探知するため、同年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定に定める核物質の計量、施設の設計に係る審査及び検認、施設の建設の進展に関する報告、適当な封じ込め及び監視に係るシステム、工程の監視並びに機関と合意される他の措置を含む。
- 6 インド共和国政府は、施設における機関の保障措置の実施のため、次に掲げる最低限の要件が満たされることを確保する。
 - (a) 施設の設計
 - (i) 設計情報の早期の提供
インド共和国政府は、二千九年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定40の規定の定めるところにより、施設の設計情報をできる限り早期に提供することにより機関に協力する。
 - (ii) 設計に係る効果的な審査及び検認
インド共和国政府及び施設の操業者は、適当な場合には、施設の設計に係る審査及び検認のための活動を認めるに当たり、機関に協力する。
 - (iii) 保障措置の適用を円滑にする設計上の特徴の組入れ
施設の設計上及び運用上の特徴については、機関が要請する場合には、保障措置の効果的な適用を妨げる設計上の特徴を排除しつつ、保障措置が効果的かつ効率的に実施されることができるようになる。例えば、計量槽の校正システムの設置、溶液の混合及び採取に係る効果的な方法並びに認証上必要となる独立した機器の設置が含まれるが、これらに限られない。
 - (b) 保障措置のシステムの設計及び設備の設置機関との協力
 - (i) インド共和国政府及び施設の操業者は、施設における機関の機器(データ収集装置、認証装置及び開封表示装置を含む。)の設置及び運転を受け入れる。
 - (ii) 正確なかつ適時の情報提供が可能な計量管理制度
インド共和国政府及び施設の操業者は、機関に対して正確なかつ適時の申告を行うことができるようにするため、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際

原子力機関との間の協定の規定に従い、機関の基準に適合する包括的かつ正確な核物質の計量管理制度を施設において維持する。在庫記録及び報告の制度は、物質収支区域ごとに維持される。測定を管理するための効果的な装置が利用されるものとする。

(iii) 工程内物質の測定

インド共和国政府及び施設の操業者は、施設の運転中の工程内核物質の在庫の主要なものの全てを対象とするために機関が必要と認める測定能力を施設において備えることができるよう機関に協力する。

(iv) 工程の監視データ

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が求める場合には、二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の規定に従い、機関に対し、認証された工程の管理データ等の保障措置に関係する操業者のデータへのアクセスを認める。

(v) 現地における分析所

施設の設計には、機関が要請する場合には、工程における試料の分析(施設における機関の保障措置手法によって要求される破壊分析を含む。)を行うための現地における分析所を含む。機関は、当該分析所を設置し、運営することを許される。

(vi) 封じ込め及び監視に係るシステム

施設の設計については、機関の慣行及び手続に従い、保障措置の効果的な実施のために要求される封じ込め及び監視に係るシステムの利用について考慮するものとし、機関は、施設において当該システムを維持することを許される。

(c) 保障措置の実施

(i) 計量記録の検認

機関は、核物質の計量に関する記録及び報告の定期的な検認を行うことを許される。

(ii) 遠隔データの伝送

機関は、保障措置の実施のために効果的であると認める場合には、二千九年五月十五日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の規定に従い、より頻繁なデータ分析が可能となるように認証されたデータの遠隔伝送を行うことができる。

(iii) データ認証

両締約国政府は、保障措置に関係する適時かつ正確なデータのための信頼することができる機器及び保障措置の実施のためのデータ認証の重要性を認識する。インド共和国政府及び施設の操業者は、保障措置のために収集されたデータ及び試料について適切な認証の方法を適用するため機関に協力する。

(iv) アクセス及び透明性

インド共和国政府及び施設の操業者は、機関が、保障措置の実施のために必要とされる範囲で、かつ、施設についての完全な理解の維持のため、保障措置設備の設置及び保守を行い、並びに操業者の全ての工程における活動(試料の採取を含む。)の査察を行うよう、機関に対して十分なアクセスを認める。

(v) 毎年の洗浄後の在庫

機関による正確な実在庫の検認のために核物質を実行可能な限度において用いることができるように毎年工程から取り除く。

(vi) 異常な状況の解決

インド共和国政府及び施設の操業者は、異常な状況(物質の計量に係る異常な状況を含む。)の場合には、これを適時に解決するために機関と協力する。

7 この附属書に定める条件に従って行われる再処理によって分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国に所在する機関の保障措置の下にある国内施設において貯蔵され、及び使用される。

見解及び了解に関する公文

一 本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関連し、下名は、次のとおり記録する。

- (i) 日本側代表団の代表は、当時のインド共和国外務大臣プラナーブ・ムカジー氏が二千八年九月五日に行った声明(以下「九月五日の声明」という。)が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べた。
- (ii) 協定第十四条の規定を実施するに当たり、日本側代表団の代表は、に規定する基礎に何らかの変更がある場合には、日本国政府が同条に規定する権利を行使し、及び同条に定める手続を開始することができる旨述べた。
- (iii) 日本側代表団の代表は、九月五日の声明に違反するインドの行動は通常の状態からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べた。そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従って停止される。
- (iv) 日本側代表団の代表は、更に、そのような場合において、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償に関するインドの請求に対し、日本国が協定第十四条9に規定する協議を通じて異議を申し立てる権利を留保する旨述べた。
- (v) インド側代表団の代表は、九月五日の声明をインド共和国政府が再確認する旨述べた。

二 前記については、両国の見解の正確な反映であることが了解される。

二千十六年十一月十一日に東京で

日本国政府のために

大菅岳史

インド共和国政府のために

アマンディーブ・シン・ギル